



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/sb34/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

Vol.12 No.502

2011年 6月 6日(月)

ボン国連気候変動会議

2011年6月6日—6月17日

国連気候変動会議が本日ドイツ・ボンにて開幕した。6月6日から17日までの日程で行われる今次会議で、実施に関する補助機関 (SBI)および科学的・技術的助言に関する補助機関 (SBSTA)の第34回 補助機関会合 (SB) が開催。また、京都議定書附属書I国のさらなる約束に関する特別作業部会 (AWG-KP) 第16回会合・第II部およびUNFCCCの長期的協力行動に関する特別作業部会(AWG-LCA) 第14回会合・第II部も同時開催される。

SBI では、国別報告書や、資金メカニズム、後発開発途上国 (LDC)、キャパシティビルディングや技術といった問題の検討を継続する予定だ。カンクン合意を受けて、SBIの暫定議題 (FCCC/SBI/2011/1) の中には、附属書I国および非附属書I国の報告書に係る作業計画、適応、対応措置等、新しく提起された項目が盛り込まれている。一方、SBSTAでは、影響・脆弱性・適応に関するナイロビ作業計画、方法論の問題、技術、研究および系統的観測等の問題への対応を継続する見通しである。SBSTAの暫定議題 (FCCC/SBSTA/2011/1) にも、農業に関する作業計画、水と水資源管理に関する気候変動の影響等、新たな提案項目が盛り込まれている。また、SBSTAは、途上国の森林減少および森林劣化由来の排出削減 (REDD)という議題項目の下でも、決定書 1/CP.16で特定され、カンクン合意の一部を構成している諸問題に関する新たな作業計画を開始する見込みだ。

4月には議題 (FCCC/AWGLCA/20011/5)について合意、今次のAWG-LCA 14再開会合では昨年12月のカンクン合意採択以来はじめて、実質的な課題について審議する。AWG-KP 16再開会合は特にバンコクで発足したコンタクトグループの優先政策課題について議論を続ける。

UNFCCC 及び京都議定書のこれまでの経緯

国際政治における気候変動への対応は1992年の気候変動に関する国連枠組条約 (UNFCCC) の採択に始まる。この条約は、気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するため、大気中の温室効果ガスの濃度安定化を目指す行動枠組みを規定している。UNFCCCは1994年3月21日に発効、現在195の締約国が加盟する。

1997年12月、締約国は日本の京都で開催されたCOP3でUNFCCCの京都議定書に合意し、この中で先進工業国ならびに市場経済移行国が排出削減目標の達成を約束した。これらの国々はUNFCCCの附属書I国と呼ばれ、2008-2012年 (第1約束期間) に6種の温室効果ガスの排出量を1990年比で平均5.2%削減す



ることで合意し、各国がそれぞれ異なる国別目標を持つことでも合意した。京都議定書は2005年2月16日に発効し、現在193の締約国を有する。

2005年末、長期的な問題を検討するための第一歩が踏み出された。カナダのモントリオールで京都議定書の第1回締約国会合（COP/MOP 1）が開催され、議定書3.9条に基づきAWG-KPを設置。第1約束期間が終了する少なくとも7年前までに、附属書I国の更なる約束を検討することが義務付けられた。これに加えて、モントリオールのCOP 11では、条約の下で「条約ダイアログ」と呼ばれるワークショップをCOP 13までに4回開催し、長期的協力を検討することで合意した。

バリ・ロードマップ：2007年12月、インドネシアのバリ島でCOP 13及びCOP/MOP 3が開催された。交渉の結果、バリ行動計画（BAP）が採択され、緩和や適応、資金、技術移転という条約ダイアログで特定した長期的協力の主要4要素に特化した議論を行うことを定めた、AWG-LCAが設置された。また、バリ会議では、バリ・ロードマップについて合意に至り、条約と京都議定書に基づく2つの交渉経路「トラック」、ならびに2009年12月コペンハーゲンで開催するCOP 15 及び COP/MOP 5を交渉の終結期限とすることが決まった。

コペンハーゲン気候変動会議：2009年12月7-19日、デンマークのコペンハーゲンでCOP15及びCOP/MOP 5、第31回SBI及びSBSTA会合、ならびにAWG-KP10、AWG-LCA8の会議が開催され、世界110カ国を超える首脳らが12月16-18日のCOP及びCOP/MOP合同ハイレベル会合に出席した。

同会議では、透明性とプロセスをめぐる論争が目立った。ハイレベル会合では、主要経済国・地域およびその他交渉グループの代表で構成されるグループでの非公式交渉が行われ、12月18日深夜、交渉の結果として政治合意である「コペンハーゲン合意」が生まれ、その後、COP全体会合での採択に向けて提出された。その後の13時間で同合意について政府代表団による討議が行われ、将来の“より良い”合意を確実にするための一段階として、これを採択することに多くの国が賛成したが、一部の途上国が「この合意は“不透明”かつ“非民主的”な交渉プロセスを通じて成立したものだ」として反対を唱えた。最終的にはコペンハーゲン合意に“留意”（“take note”）することでCOPが合意した。また、コペンハーゲン合意への賛同を示すための締約国向けのプロセスが設置され、2010年中に140以上の締約国が賛同した。また80ヶ国以上が各国の排出削減目標やその他の緩和行動に関する情報提供を行った。

コペンハーゲン気候会議の最終日には、COP及びCOP/MOPがAWG-LCA及びAWG-KPの期限を延長することで合意し、各AWGに対し、その成果をメキシコ・カンクンで開催されるCOP 16及びCOP/MOP 6へ提出するよう要請した。

カンクン気候変動会議：2010年には4回の準備会合が行われ、カンクン国連気候変動会議が2010年11月29日-12月11日に開催された。前年のコペンハーゲンに比べると、カンクンに寄せる期待度は控えめではあったものの、“バランスのとれた決定書パッケージ”の合意を期待する向きも多く、法的拘束力を有する成果を期待する者さえ見られた。会議の末、カンクン合意がまとめられ、両交渉トラックの下での決定書が盛り込まれた。



条約トラックの下、決定書 1/CP.16は、2°C 目標を達成するために世界全体の排出量を大幅に削減する必要があると認識した。また、2015年までの見直しで、締約国は1.5°C目標を含めた世界の長期目標の強化を検討することで合意した。また、先進国と途上国がそれぞれ連絡を図り、排出削減目標および各国ごとに適切な緩和行動(NAMA)について留意し(FCCC/SB/2011/INF.1及びFCCC/AWGLCA/2011/INF.1、ともにカンクン後に発表されたもの)、これらをワークショップで議論することに合意した。さらに、決定書 1/CP.16では、測定・報告・検証(MRV)や、途上国の森林減少・森林劣化由来の排出削減および森林保全の役割、途上国における持続可能な森林管理および炭素貯蔵(カーボンストック)の強化(REDD+)といった緩和に係るその他の側面についても取り上げられた。

また、新たな制度やプロセスの発足についても合意がみられた。カンクン適応枠組みや適応委員会、技術執行委員会 および気候技術センター及びネットワーク(CTCN)を含む技術メカニズムの設立などの合意である。資金問題については、決定書 1/CP.16により、グリーン気候基金(Green Climate Fund)が創設され、これを条約の資金メカニズムの新たな運営機関と定め、24名の理事により構成される理事会で管理することとした。基金の細かな設計については移行委員会を発足して任務にあたらせることで締約国が合意し、資金メカニズムに関してはCOPを支援する常設委員会が設置された。また、2010-2012年に早期開始資金として先進国が300億米ドルを供与すること、また、2020年までに合同で年間1000億米ドルを動員するという約束が認識された。

議定書トラックの下では、カンクン合意の一部を構成する決定書 1/CMP.6の中に、AWG-KPの作業を完了させ、その成果は可及的速やかにCOP/MOPで採択し、第1約束期間と第2約束期間の間で空隙が生じることのないよう確実に間に合わせるとの合意が盛り込まれた。また、附属書I締約国に対しては、IPCC第4次評価報告書で特定されたレンジに一致する排出削減総量を実現させるべく、附属書I国の排出削減目標の野心レベルを引き上げるよう要請した。さらに、土地利用・土地利用変化・林業(LULUCF)に関する決定書 2/CMP.6が採択された。

また、2011年11月28日から12月9日にかけて南アフリカ・ダーバンで開催される国連気候変動会議まで、2つのAWGの期限を延長することとなった。

バンコク国連気候変動会議: カンクン後の2011年4月3-8日、バンコクで2つのAWGの作業が開始された。準備会合として2つのワークショップが開催され、先進国全体の排出削減のための数値目標ならびに途上国によって提出された緩和行動が取り上げられた。新しい技術メカニズムに関する専門家ワークショップも会合中に開催された。

AWG-LCAでは、バンコクでの会合をカンクン後の議題に関する手続き上の議論に費やした。一週間の交渉を経て、ボンでのAWG-LCA 14再開会合の作業のベースとなる議題が合意に至った。AWG-KPの下では、議定書トラックの下で進展が阻まれている主要政策課題に焦点があてられた。



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/sb34/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

会合間ハイライト

エネルギーと気候変動に関する主要経済国フォーラム(MEF): 第10回MEF会合が欧州委員会の主催で2011年4月26-27日、ベルギー・ブリュッセルで行われた。

同会合の共同議長サマリーによると、17の主要経済国の閣僚および政府高官が出席した他、国連、デンマーク、エジプト、モルジブ、ニュージーランド、ポーランド、シンガポール、スペイン、アラブ首長国連邦(UAE)の代表も参加した。また、アルゼンチン、バルバドス、コロンビア、コンゴ民主共和国、エチオピアも参加者派遣を招聘されていた。ダーバン会議で、成功裏に“野心的だが現実的な成果”を出すための見通しを高め、アフリカに対する機会を提供するための方策について議論が行われた。

グリーン気候基金の設計のための第1回移行委員会: 第1回グリーン気候基金設計移行委員会が4月28-29日、メキシコ・メキシコシティで開催され、締約国とオブザーバーが出席した。移行委員会の議長として、3名の閣僚(メキシコ財務大臣 Ernesto Cordero Arroyo; 南アフリカ国土計画大臣 Trevor Manuel; ノルウェー財務長官 Kjetil Lund) が選出された。

また、委員会の4業務の流れが特定され、これを8名の業務フロー・共同ファシリテータで率いることとなった。第1の業務の中で、スコープや基本理念、横断的課題をカバーし、第2の業務でガバナンスと制度的なアレンジを扱う。第3のフローで運営モデルを検討し、第4のフローでモニタリングと評価を取り上げる。

G-8: 2011年5月26-27日、G-8サミットがフランス・ドーヴィルで開催され、グリーン経済の成長、気候変動、生物多様性などについて議論が行われた。G8首脳宣言として“自由及び民主主義のための新たなコミットメント”が採択された。その中で、特にダーバンの国連気候変動会議がカンクン合意を実施可能にするための契機となるとし、未解決となっている諸問題の対応を図ることが指摘された。

GISPRI 仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Aaron Leopold and Anna Schulze. The Editors are Robynne Boyd and Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2011 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI) and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPP). Specific funding for the coverage of this workshop has been provided by the UNFCCC Secretariat. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., #11D, New York, NY 10022, United States of America.

2011年6月7日(火)

SB 34およびAWGハイライト:

2011年6月6日月曜日

午前中、科学的・技術的助言に関する補助機関(SBSTA)の開会プレナリーが開催された。実施に関する補助機関(SBI)の開会プレナリーは、議題書の協議決着を待ち、この日一日中開催されず、結局、火曜日まで延期された。

SBSTA

組織上、事務管理上の問題：SBSTA議長のMama Konaté (マリ)は、暫定議題書(FCCC/SBSTA/2011/1)の新規議題項目に関し、提案を提出するよう締約国に求めた。

農業に関する作業計画との提案議題項目に関し、ニュージーランドは、カナダと共に、この作業計画は農業部門における適応および緩和に関係する技術的および手法論上の問題をSBSTAが探求できるようにするものだと発言した。ニュージーランドは、この提案はAWG-LCAの作業を支援するものであり、COP 17での決定に結び付くと明言した。

ブルーカーボン：沿岸海洋系に関し、パプアニューギニアは、この議題項目には湿地ならびに沿岸の生態系に関する考察が含まれると説明した。

自然の権利と生態系の十全性に関し、ボリビアは、生態系に対する気候変動の影響を議論する余地を求めた。

対応措置実施の影響に関するフォーラムについて、サウジアラビアは、この議題のマンデートは決定書1/CP.16 (AWG-LCAの作業成果)に基づくものであり、提案されている議題項目は対応措置の経済的社会的影響結果という議題項目に代わるものであると述べた。

水資源および水資源の管理に対する気候変動の影響に関し、エクアドルは、水に対する人間の権利を強調した。

アルゼンチンはG-77/中国の立場で、暫定議題書についてコメントし、AWG-LCAで未解決の問題をSBSTAへ回すことに対し警告し、AWG-LCAはSBSTAにより審議が義務付けられた特定問題について、その概要を把握しておくべきだと述べた。同代表は、ダーバンの前に再度SBs会合を開催することも求めた。

コンゴ民主共和国はアフリカグループの立場で発言し、AOSISの立場で発言したグレナダと共に、従来SBSTA議題項目に含まれてきた問題から作業を開始する一方、新たに提案された項目については協議をするよう提案した。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、REDDならびに影響・脆弱性・適応に関するナイロビ作業計画(NWP)に関するSBSTAの作業の重要性を強調した。ガンビアはLDCsの立場で発言し、LDCsにおける適応の実施支援でのNWPの強化と研究および体系的観測を強調した。グレナダはAOSISの立場で発言し、NWPの下での作業を加速的に推進する必要性を強調した。

スイスは環境十全性グループ(EIG)の立場で発言し、REDD+に関する手法論の審議の必要性を強調した。パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合(COALITION OF RAINFOREST NATIONS)の立場で発言し、REDD+に関する決定書1/CP.16での進展を強調する一方、ガイドンスやセーフガードの重要性を指摘した。南アフリカは、締約国主導で推進されているとの特性を強調し、ダーバンでのCOP 17およびCOP/MOP 7における透明性のあるプロセスを約束した。

SBSTA議長のKonatéは、締約国に対し、COP16で要請された問題を含め、以前からSBSTAで議論されてきた問題に関する作業を進められるよう、議題書の採択を提案した。さらに同議長は、新規の議題項目は協議する間保留するよう提案した。またKonatéは、対応措置の経済的社会的影響結果、対応措置の実施に関するフォーラムについて、SBI議長が協議を行っていると説明し、SBSTAもこの協議で得られた結論を取り込むことが可能だと述べた。同議長は、この提案は作業の進行を可能にするほか、新規議題項目に関する各国の意見表明も可能にすると強調した。

米国、アルゼンチン、EU、ベネズエラ、スリナム、コロンビア、エジプト、サウジアラビア、ブラジル、オーストラリア、フィリピン、エクアドル、スイス、インドネシア、中国、コスタリカ、シンガポール、マレーシア、トリニダード・トバゴは、このアプローチを支持した。ベネズエラは、この協議の結果、議題項目が却下される可能性があることを強調した。アルゼンチンは提案を支持したが、協議結果が出るまで全ての新規議題項目を保留とすべきだと明言し、一部の項目を削除するとの協議結果もありうると示唆した。パプアニューギニアは、1週間以内にSBSTAプレナリーを再開し、議題書に新規項目を入れるかどうかに関する最新の協議結果を示すなら、従来SBSTAの議題とされてきた問題からの審議開始は支持できると述べた。

アンブレラグループは、農業を別項目とすることを支持した。米国は、対応措置、ブルーカーボン、水を既存の議題項目の中で議論するよう求めた。インドネシアは、農業などAWG-LCAで審議中の議題項目に関する議論に反対したが、議題書に関する協議は支持した。パキスタンは、水資源管理および農業を別の議題項目として、またはNWPの別な要素として議論するのが適切だと提案した。コロンビアはブラジルと共に、農業および水資源管理を既存の議題項目の下で議論することを支持した。

ブラジルは、ブルーカーボンなど他の提案項目は、審議開始するだけ十分に成熟した項目ではないと指摘した。また同代表は、農業などAWG-LCAで審議中の項目は別途検討されるべきだと述べた。アフリカグループは、スイスと共に、セクター別問題を別の議題項目として議論開始することに対し、懸念を表明した。

ボリビアは、議題にREDDを加えることに反対し、満場一致で採択されていないカンクン合意から発した問題を議題に含めることは受け入れられないと指摘した。同代表は、他の項目と共に保留とすることは受け入れられるとし、この議題項目の題目を「森林に関する措置」として、範囲を広げるよう提案した。

コロンビアはマレーシアと共に、REDDを議題として保持することの重要性を強調した。ツバルはフィリピンと共に、REDDに関するボリビアの立場には同情するが、異なる立場に対応する方法があると述べた。オーストラリアは、REDDは以前からSBSTAの議題であったと指摘し、REDDを他の新規項目と同じ分類に入れて検討すべきでないと述べた。ガイアナは、コスタリカおよびスリナムと共に、REDDをSBSTAの議題とするのはCOPの決定であるとし、いかなる締約国も、その後これを議題から外す権利はもたないと述べた。パプアニューギニア、ガイアナ、コスタリカは、議題項目の名称変更にも異議を唱えた。これに対し、ボリビアは、この名称を「REDDと森林関連の行動」とするよう提案した。

ツバルは、REDDの交渉においては透明性を高めるよう求めた。同代表は、REDDの交渉ではREDDの成果に実質的な利益がからまない附属書I諸国および非附属書I諸国の代表が進行役を務めるべきだと強調した。同代表は、全ての協議をコンタクトグループで行い、先住民や他の利害関係者が交渉に直接インプットできるようにすべきだと述べた。

SBSTA議長のKonatéは、REDDに関し協議を行うと同時に、対応措置に関してはSBIで協議を続け、SBSTAは午後には再開すると述べた。プレナリーはここで一旦中断した。

午後7時25分、SBSTAは短時間再開した。SBSTA議長のKonatéは、協議が続けられており、SBSTAは火曜日に再開すると締約国に告げた。

廊下にて

ボン気候変動会議は、青空と暖かな夏の日差しが注ぐ中、いつもどおりマリティムホテルで開会した。しかしこの日の終わりには、会議場内の雰囲気を変えてくれたかのように、曇りがちとなった。

午前中のSBSTAの会合以外、2つの補助機関の開会プレナリーは一日中、中断されたままであった。この遅れは、2つの補助機関で提案されている議題項目に関し、締約国の意見が分かっていたためである。カンクン会議の成果に基づく「従来の」議題項目において修正が出されたほか、多数の締約国が新規の議題項目を提案し、そのうちの一部は明らかに物議を醸すものであった。

このため、大半の参加者は、会議の開始を待つか、非公開の協議で議題項目での合意を目指すかして、一日を過ごした。午後7時に予定されていたボン市長主催のレセプション直前、議長はSBIの開会プレナリーを火曜日午前まで延期すると発表した。この遅れを見て、一部の参加者は「バンコク路線」だと発言した。ある参加者は、「バンコクの亡霊を呼び戻さないでほしいが、議題書で合意するための努力にかなりの時間を費やさなければならないだろう」と指摘した。

SBSTAプレナリーは、早く開始されたが、午前中の議論で、REDDなど、今後の進め方での意見の違いが表面化した。このため、非公式協議が行われた。夕方、一部の交渉担当者は、REDDの扱い方に関する合意達成を楽観視していた。しかし、午後7時半を前に、議長はSBSTAのプレナリーも火曜日まで延期すると発表した。ある参加者は、マリティムホテルを急ぎ足で出ながら「元のもくあみだ」と述べた。

GISPRI 仮訳



SB 34 および AWG ハイライト:

2011年6月7日 火曜日

火曜日午前、AWG-KP (京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会)および SBI (実施に関する補助機関)の開会プレナリーが開催された。また、午前と午後、AWG-LCA (条約の下での長期的協力行動に関する特別作業部会) の開会プレナリーが開催され、午後からはAWG-LCAのコンタクトグループも行われた。科学的・技術的助言に関する補助機関 (SBSTA) の開会プレナリーについては同日開催が中止となった。

AWG-KP

AWG-KP 16再会合の開会にあたり、Adrian Macey議長 (ニュージーランド) はバンコクで採択された議題及びシナリオノート、さらに今次会合のシナリオノート(FCCC/KP/AWG/2010/18/Add.1 及び FCCC/KP/AWG/2011/1-3)を想起した。また、Andrea Garcia-Guerrero (コロンビア) が連絡官の選出に関して地域グループとの協議を行い、AWG-KP閉会プレナリーの際に選挙を実施すると述べた。また、先進国の緩和に関するAWG-LCAワークショップの報告書 (FCCC/KP/AWG/2011/7)が紹介された。

UNFCCC事務局長Christiana Figueresは、資金のギャップに拘わらず、事務局が決定書 2/CMP.6 (土地利用、土地利用変化、林業 (LULUCF))で定められた、森林参照レベルに関する附属書 I 締約国からのサブミッションについて技術評価を行ったと言及した。AWG-KPのMacey議長は、重要な政治的課題の解決と技術的問題の進展を図る必要があると強調し、附属書I国の更なる約束に関するAWG-KPのコンタクトグループで作業を継続することを提案した。

開会ステートメント: アルゼンチンは、G-77/中国の立場から、各国の誓約と科学や歴史的責任によって求められているものとのギャップを埋める必要があると強調しながら、第2約束期間までの進展の遅さに対する懸念をあらためて表明した。また、技術的な問題を前進させるためには政治的な意思が決定的に重要だとし、京都議定書との関連性を失わせてはならないと述べた。

オーストラリアは、アンブレラグループの立場から、地球規模の新たな実効性ある気候レジームを求めるとともに、その制度に対して議定書の寄与を維持することが必要だと述べ、包括的なルールに基づく枠組みの根本を成す議定書の諸要素を特定し、締約国が批准できるような現実的な合意を要求した。

欧州連合 (EU)は、2°C目標達成に十分な全体の野心レベル等を含め、EUが以前発表していた幾つかの条件に沿って第2約束期間を検討する用意があることを改めて表明した。グレナダは、AOSISの立場から、京都議定書の第2約束期間に参加する意思がある締約国に焦点をあてる必要があるとし、そうした条件設定が満たされたのかどうか、あるいは満たされうるものか、方法論も含めて模索するよう求めた。また、政治的なインプットの必要性を強調し、技術および法律上の問題は前段の手順を踏んだ時点で議論すべきだと述べた。

コンゴ民主共和国は、アフリカン・グループの立場から、ダーバンで第2約束期間の合意をとりつけることが“絶対不可欠”であると述べ、第2約束期間に向けた進展の遅さと幾つかの議定書締約国からの約束の欠如に懸念を示した。パプアニューギニアは、熱帯雨林諸国連合の立場から、京都議定書の下に新たなメカニズムを構築することがREDD+を実施する上で最も効果的な方策だと特定した。

メキシコは、環境十全性グループ (EIG)の立場から、2つの交渉トラック間の連携にスポットを当てつつ、約束期間のギャップを回避するためのAWG-KPの作業の早期完了に向けた取り組みを発表した。

ガンビアは、LDCの立場から、ボンで懸案事項を全て解決する必要があると強調し、締約国には柔軟性が不可欠となっている議定書から距離を置くようリマインドし、クリーン開発メカニズム(CDM)と適応基金を継続させる必要があることを強調した。

エジプトは、アラブ・グループの立場から、議定書は気候変動対策に最も重要な法律文書であると強調し、附属書 I 国には第2約束期間への法的な約束を尊重するよう求めた。

ボリビアは、米州ボリビア同盟(ALBA)の立場から、AWG-KPにとってはカンクンが一步後退となったとし、ダーバンで第2約束期間について合意するよう求めた。

COP/MOP議長国として、メキシコは、約束期間のギャップ回避が必要だとし、合意に向けて締約国が作業する上で両方の交渉トラックを維持すべきだと述べた。ダーバンへの道筋については、南アフリカが次の議長国として、今後の交渉でUNFCCCプロセスの信頼性を植えつけられるとの楽観的な見方を示しつつ、“競合するユニラテラリズム”を防止するため解決困難な問題には妥協が必要だと強調した。

ツバルは、附属書I締約国の更なる約束に関する議長の修正提案(FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.4)は今後の作業の土台として適切ではないとし、AWG-KPの交渉は議定書への参加継続の意思を示している締約国だけで進められるべきではないと強調した。

気候行動ネットワーク(CAN)は、誓約レベルを高め、公正かつ衡平な排出削減数量目標を担保する1.5°C目標の重要性を強調した。国際排出量取引協会(IEA)は産業NGOの立場から、CDMと共同実施(JI)は長期的な合意とともに確保、発展させるべき“有形の”成果であると述べ、約束期間のギャップ回避を求めた。環境NGOのFreedom from Debtは、温暖化目標を実現するためには現在の数値目標では不十分であると強調した。ノルウェー環境と開発のための連合(NFED)は青年NGOの立場で、附属書I国による明確なリーダーシップと“トップ争い”が必要だと主張した。

SBI

組織事項: SBIのRobert Owen-Jones議長(オーストラリア)の下、会合が開会した。議長は、締約国との広範な協議を踏まえて修正版暫定議題(FCCC/SBI/2011/1/Rev.1)が作成されているが、締約国はまだ議題をそのまま採択できる準備ができていないと説明し、暫定議題にある以下の項目: 資金メカニズム; 条約6条(教育、訓練、啓発); 条約4.8条および4.9条(ブエノスアイレス作業計画に関する決定書1/CP.10の実施); 京都議定書3.14条(対応措置の悪影響); 技術; 条約及び議定書の下でのキャパシティビルディング; 遵守に関する議定書の改正; CDM執行委員会に関する決定書への抗議; 政府間組織の会合の調整; 事務的・財政的・制度的な事項について作業を開始させることを提案した。議題は後日採択することとし、懸案項目の協議をその後継続するとSBI議長Owen-Jonesが述べた。

LDCの立場のガンビアは、アフリカン・グループのコンゴ民主共和国およびニカラグアの支持を受け、決定書1/CP.16に記載されたLDCのための各国適応計画に関する議題項目が含まれてない議題を採択することに反対した。サウジアラビアは、一部項目について追加協議を行うのは、そうした項目が保留状態にあることを暗示するものだと見て、対応措置の実施に関するフォーラムについての項目も含めるべきだと述べた。EUは、“一つの包括パッケージ”としてすべての項目を検討することを希望し、特定項目の“切り離し”に釘を刺した。

コロンビアは、すべての途上国にとって適応が重要な役割を果たすこと、そしてバランスが必要なことを強調し、議長提案を前向きで現実的な前進策として支持した。AOSISのグレナダ、オーストラリアも提案を支持、オーストラリアは“政府はさらに600万ドルかかるアジェンダを支持する金銭的余裕がな

い”と述べた。ボリビアは、決定書1.CP/16が条約の一締約国による正式かつ明示的な反対にも拘わらず採択されたことを会合の記録に反映させるよう要請した。

南アフリカは、懸案事項の協議を待つ間に作業を開始する項目リストに、対応措置の実施に関するフォーラムについての議題項目と各国の適応計画（項目8）に関する修正議題項目を追加するよう提案した。また、その他の途上国にも用いられるよう“LDC各国に各国の適応計画の策定と実施を可能にさせるプロセスに向けたモダリティとガイドライン”と読めるよう項目8を修正することを提案した。オーストラリアと米国は、これはバランスを反映するものではないと同提案に反対したが、タンザニアとサウジアラビアが賛成した。

その後、SBI議長のOwen-Jonesが、懸案項目について午後遅くに非公式協議を開催すると発表するとともに、議長の原案について繰り返し述べた。LDCとサウジアラビアはこの案に反対した。今後の方針についてコンセンサスが得られない中、Owen-Jones議長は、午後から議題について非公式協議を行い、会合はいったん中止すると発表した。

AWG-LCA

AWG-LCA14再会合の開会にあたり、Daniel Reifsnyder議長(米国)は、バンコクで採択された議題(FCCC/AWGLCA/2011/5)がAWG-LCAの作業の構成とスコープを提示しており、決定書 1/CP.16 (AWG-LCAの作業の成果)を実施するための作業と未決問題の双方が記載されていると述べた。

会合間の活動: COP議長国として、メキシコが今後の交渉を円滑にするための活動内容（カンクン合意の実施に関する3月の閣僚級会合；オブザーバーグループとの非公式会合；4月のグリーン気候基金設計に向けた移行委員会第1回会合；南アフリカとの共催で行われた5月の適応に関する閣僚級対話）について報告を行うとともに、南アフリカと協力し、向こう数ヶ月で追加協議を行うと述べた。

次期議長国の南アフリカは、ダーバンの成果に関して土曜日に開催する協議について発表した。

フランスは、4月に第1回閣僚級会合を開催した“パリーナイロビ気候イニシャティブ”をアフリカにおけるクリーンエネルギーの普遍的なアクセスだと強調した。事務局は、グリーン気候基金設計に向けた移行委員会の活動について概要を示し、メキシコシティで開催された4月の初回会合と6月のボンでの初回テクニカルワークショップについても述べた。また、ボン会期中に別途、移行委員会について説明会を行うと伝えた。

早期開始資金については、AWG-LCA Reifsnyder議長が締約国のサブミッションに注意を喚起し、ボン会議後に情報文書を発行すると述べ、ボンで説明会を別途開催する計画について発表した。

開会ステートメント: アルゼンチンは、G-77/中国の立場から、AWG-LCAから両SBに問題を委任することに警戒感を示し、決定書 1/CP.16で規定されたSBIで検討すべき具体的な問題はAWG-LCAからのバランスの取れた成果に入れるべきだと述べた。また、G-77/中国もダーバンまでに追加で交渉会合が必要だと強調した。

オーストラリアは、アンブレラグループの立場から、新たなレジーム構築には時間がかかると言及し、ダーバンはカンクンの仕事を前進させるプロセスの次のステップであると述べた。また、特に、2013年からのレビュー開始に向けた先進国と途上国による測定・報告・検証 (MRV)が重要だと指摘した。一方、ダーバンでは新条約の見込みはないとし、将来の法的行動の基礎となるような制度やプロセスの整備を求めた。

EUは2°C目標達成のための機会の窓は閉じつつあると述べ、カンクン合意の実施に関する作業、特に緩和に関する作業を加速する必要があると強調した。また、野心レベルを上げるよう要請し、MRVの重要性を強調し、法的拘束力を有する包括的な枠組みを求めた。

ベラルーシは、経済移行国の立場から、技術移転とキャパシティビルディングの重要性を強調した。

スイスは、EIGの立場から、いくつかの分科会とともにコンタクトグループ一つで作業する案を支持し、ワークショップの有効性を指摘し、登録簿の早期整備、および国際的支援を求めるもの、求めないもの両方のNAMAガイドラインの採択を求めた。

グレナダは、AOSISの立場から、起こりうる3-4°Cの気温上昇への対応に切迫感が感じられないと嘆き、カンクン合意は一步前進だが、まだ展望も中身も野心もないと強調した。

エジプトは、アラブ・グループの立場から、ダーバンの成功は “共通するが差異のある責任” を含む条約の諸原則に基づくバランスのとれた成果を成しうるかどうかにかかっていると述べた。

ガンビアは、LDCの立場から、特に: より厳しい目標; 包括的な枠組み; 短期および中長期の適応プログラム; 長期的資金供与を求めた。

コンゴ民主共和国は、アフリカン・グループの立場から、特に: 先進国向けの国際的な評価と見直しの強化; 長期的資金供与とグリーン気候基金の運用開始に関するCOP 17 決定書; カンクンで創設された適応委員会を通じた活動を含めた迅速な適応行動などを求め、資金規模は固定ではないが、講じる緩和活動次第だと述べた。

ベネズエラは、ALBA諸国の立場から、プロセスは締約国主導だと強調し、率直で全員参加型の協議を通じて、信頼醸成と協力精神の涵養のために一層努力する必要があると述べた。



パプアニューギニアは、熱帯雨林諸国連合の立場から、REDD+は気候変動の緩和に費用対効果の高い早期行動を提供すると強調し、特にREDD+向けに誓約された資金の支払いを求め、推定されるREDD+関連問題のために資金オプションを市場ベースのメカニズムを含め、しかし、それに限定しない形で、AWG-LCAで取り上げるよう提案した。

国際商工会議所は、産業NGOの立場から、特に、中長期目標を通じた予測可能性や技術メカニズムのための明確なプロセス、市場および非市場型のメカニズムに関する新たな金融ツールを求めた。

交渉に農業が含まれることを支持し、有機農業従事者のための国際連盟は、農業NGOの立場から、地域および地球規模の食料安全保障のために農業は重要だと強調した。

国際労働組合連合は、労組NGOとして、公平かつ野心的な合意こそが脆弱な労働者を保護する唯一の方策だと強調し、気候交渉の混迷のさなかに社会正義はありえないと言及した。

作業構成: その後、AWG-LCAのReifsnyder議長は作業構成(FCCC/AWGLCA/2011/5)を提案し、コンタクトグループ一つで全ての項目に関する実質的な作業を担当することが合意された。また、交渉促進のため締約国に案文作成を要請し、コンタクトグループの中間会合で締約国やオブザーバーに進捗を伝えると述べた。

AWG-LCA コンタクトグループ

午後にはAWG-LCA議長Reifsnyderがコンタクトグループを開会し、コンタクトグループの作業を以下のテーマに関する非公式協議を通じて行うことを提案した。すなわち、共有ビジョン [AWG-LCA副議長のMargaret Mukahanana-Sangarwe (ジンバブエ)進行役]; 先進国の緩和 [Christian Pilgaard (デンマーク) およびJosé Alberto Garibaldi Fernández (ペルー)進行役]; 途上国のNAMAs [PilgaardおよびGaribaldi Fernández進行役]; REDD+ [Antonio Gabriel La Viña (フィリピン) 進行役]; セクター別アプローチとセクターに固有の行動[George Mulama Wamukoya (ケニア) 進行役]; 緩和行動の費用対効果の向上および促進に向けた市場の活用のための機会を含めた各種アプローチ[Giza Gaspar Martins (アンゴラ) 進行役]; 対応措置[Alfred Ndungu Gichu (ケニア) 進行役]; 適応[Kishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ) 進行役]; 資金[Georg Børsting (ノルウェー)および未定の一名 進行役]; 技術移転 [Jukka Uosukainen (フィンランド) 進行役]; キャパシティビルディング[Uosukainen進行役]; レビュー[AWG-LCA副議長Mukahanana-Sangarwe進行役];合意のための法的オプション[María del Socorro Flores (メキシコ) 進行役]; その他の問題 – 経済移行国および特殊事情を抱える国々[Kunihiko Shimada (日本) 進行役]。



AWG-LCA議長のReifsnyderは、非公式グループの進捗のモニタリングおよびガイダンス提供を行うと述べ、AWG-LCAコンタクトグループは定期的に中間見直しのための会合を開催すると述べた。

フィリピンは、移行委員会と早期開始資金、および今次会合で予定されるワークショップに関する情報セッションがAWG-LCAの作業にどのように役立つか明確にするよう求め、テキストは主として締約国が提供すべきものであり、進行役は締約国の要請があって初めてテキストを提供すべきだと強調した。AWG-LCAのReifsnyder議長は、情報セッションとAWG-LCAの作業の間に正式な関係は何も無いと明言し、テキストはまず第一に締約国が提供するものだとこの点で同意した。

ツバルは、REDD+に関して、この問題を検討したり、結論書や文書を承認したりするために開催されたコンタクトグループは無かったとして、カンクンで行われた協議方法について懸念を示した。透明性と包含性が必要だと強調しつつ、REDD+の議論は、先住民やその他利害関係者の参画を確保するため、分科会や非公式協議よりもコンタクトグループの中で行うべきであり、進行役はREDD+の成果に実質的かつ金銭的な利害をもたない附属書 I 国と非附属書 I 国の中から選出すべきだと提案し、ボリビアとニカラグアがこれを支持した。AWG-LCA議長 Reifsnyderは、REDD+は単にREDD+資金供与だけの問題ではなく、だからこそ非公式グループでREDD+ 問題を幅広く検討するよう提案されていると指摘した。

米国は、オブザーバーも参加できるよう中間会合で進捗に関する情報を提供することを強調し、非公式グループにオブザーバーを参加させるか締約国が決められると述べた。パプアニューギニアは、ガイアナ、スリナム、カメルーンとともに、AWG-LCA議長案を支持。一方、パプアニューギニアは、ツバルは森林国ではないと強調し、この問題でリーダーシップをとっているノルウェーのような国々をターゲットにするツバルの戦略を支持していないと述べた。

AWG-LCA議長 Reifsnyderは、オブザーバーにもオープンに参加させるかどうかは各非公式グループの締約国次第だと想起し、REDD+に関する非公式グループの開催を提案し、締約国にオブザーバーの参加について決定するよう示唆した。透明性と包含性については十分に懸念しているとし、オブザーバーの会合参加が認められなかったら驚きだと述べた。また、Reifsnyder議長は、本件が満足な解決を見なかった場合、コンタクトグループの中間会合で取り上げる可能性もあると述べた。

廊下にて

2つのAWGで長期的な問題についての作業が開始され、ボンの火曜日は通常より少々忙しかった。開会プレナリーでは多くの参加者から緩和に関する野心の欠如に対する懸念の声があがった。その中には



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/sb34/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

2010年の世界の温室効果ガス排出量は史上最高値であると示すIEA(国際エネルギー機関)が最近発表したデータへの注意を喚起する声もあった。

解決策を求めて、ランチタイムのSBSTA特別イベントや再生可能エネルギー資源と気候変動緩和に関する新しい特別報告書について行われたIPCCのイベントには多数の参加者があった。この特別報告書では、排出量の増加が再確認されたが、その一方で参加者に楽観的な見方の材料も与えた。IPCCからのメッセージには、再生可能エネルギー技術の技術的なポテンシャルは現在の需要を超えており、したがって再生可能エネルギーの増大は経済的な課題というよりも、むしろ技術的な課題であるというものがあつた。また、報告書は低濃度での安定化シナリオに再生可能エネルギーが果たす役割についても注目していた。ある交渉官は終了後に“面白いイベントだったが、我々は交渉の中でもっと一生懸命、緩和について取り組まなければならないことも示されていた”と語つた。

一方、SBIとSBSTAの議題をめぐる争いは2日目を迎えた。午前が開会したSBIがゆっくりと前進を試みたが、すぐに非公式協議にと引き戻されることとなり、夕方遅くまで続けられた。SBSTAのKonaté議長が午後遅く、SBSTA議題のREDDに関する問題は一件落着となったが、対応措置のフォーラムに関する議論は続いていると伝えた。廊下では、SBI議題の主な争点はMRVで、対応措置のフォーラムに関する議題項目案は両方の議題において論議的的となったと一部の交渉官が伝えていた。疲労の表情を浮かべる技術専門家の一人は“技術的な問題が政策論議の人質となっている”と話していたが、ベテラン交渉官の一人は両議題における“対応措置の氾濫”を指摘した。夕闇が迫る時分には、難題が解決されるはずの舞台裏に集まる人々にスポットライトがあつた。しびれを切らして、“人質となっている議題たちの解放にスワットチーム派遣”を示唆する交渉官もあつた。

GISPRI仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Aaron Leopold and Anna Schulze. The Editors are Robynne Boyd and Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2011 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI) and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPP). Specific funding for the coverage of this workshop has been provided by the UNFCCC Secretariat. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., #11D, New York, NY 10022, United States of America.



SB 34およびAWGハイライト

2011年6月8日水曜日

午前中、関連した研究活動に関するSBSTAのダイアログが開催された。午前中と午後、オブザーバー組織の参画強化に関するSBI会合期間中ワークショップも開催された。この日一日を通して、非公式協議が開催され、AWG-LCAでは、共有ビジョン、資金、技術、キャパシティビルディング、レビュー、市場を含めた多様な手法などの問題が話し合われた。第3項目（附属書1締約国の更なる約束）に関するAWG-KPコンタクトグループは午前中と午後会合した。SBIおよびSBSTAの開会プレナリーはこの日一日中、中断されたままであった。

SBI会合期間中ワークショップ

午前中、SBI議長のRobert Owen-Jones (オーストラリア)は、オブザーバー組織の参画強化に関するSBI会合期間中ワークショップを開会した。Andrew Ure (オーストラリア)がワークショップの進行役を務めた。

事務局は、現在の実施状況を提示し、オブザーバー参画の本質的な意義を強調し、過去16年間の間にオブザーバーの参画がいかに変化してきたかを説明した。事務局は、オブザーバーの参画が多様な方式で行われてきたと説明し、関心が高まるにつれ、参加が増えてきたと指摘した。また事務局は、参画の改善は全て多額の予算を必要としない形でなされるべきだと警告した。

EUは、世界的な参加を進める方法に焦点を当てた。その中には次のものが含まれていた：文書へのアクセス改善；非公式会合を含めオブザーバーの会議出席の機会を増やす；NGOsが交渉に最大限の付加価値を提供できるようにする。

米国は、条約の展開に合わせたオブザーバーの参加確保を提案した。同代表は、UNFCCCプロセスでは時間の効率的な利用が課題であるが、市民団体のアクセスは確保されなければならないと述べた。同代表は、参画強化の可能性について、次の点に言及した：オブザーバーと締約国の非公式な相互交流を促進する；オブザーバーの参加における重要問題を議論する非公式グループ会議を開催する；ワークショップの活用を推進する。

オーストラリアは、オブザーバーの参画は透明性を改善し、計測・報告・検証（MRV）の枠組み強化および途上国への支援提供を進める上で価値があると強調した。また同代表は、新しい制度やメカニズムの設計では民間部門および他のオブザーバーを引き入れる必要があると指摘した。オーストラリアは、オブザーバーが特定の成果に関し報告しコメントするプラットフォーム、およびオブザーバーがCOPのハイレベルセグメントにインプットを行える場を設置するよう提案した。

BINGOsは、オンライン登録システムや各オブザーバー構成組織専用のホームページなど、既存の参加モデルを新しい技術や革新的手法で強化するため、方法を探求するよう提案した。

ENGOsは、意見発表に関し、情報へのアクセス、意思決定への一般人の参加、環境問題における正義へのアクセスに関するオース条約のベストプラクティスにならば、意見を求める方法を増やす必要があると指摘した。同代表は、NGOの行動に関し、紛争解決に関する現在の基準は曖昧であると指摘し、手順規則を作成する委員会の設置を提案した。先住民グループは、資金、REDD+、適応、技術移転など、先住民の権利に関連性のある問題について、非公開の会議を廃するなどの提案を行った。地方政府および地域社会当局

(LOCAL GOVERNMENT AND MUNICIPAL AUTHORITIES) は、世界目標の達成においては地方および各国国内地域の行動がカギになるとし、地方政府を十分認識し、資源を供給し、権限を与え、UNFCCCプロセスに参加させるべきだと述べた。

RINGOsは、非公式交渉の透明性と開放性を高めるよう提案し、グループと構成員との協議を増やし、他のUNFCCCメカニズムに対するグリーン気候基金を設計する暫定委員会への市民社会の参加を拡大するよう提案した。

TUNGOsは、特にノンペーパーを含めた文書へのアクセス改善、テクニカルインプットに関し、事務局を支援する機会の増加を支持した。女性および性差別撤廃（WOMEN AND GENDER）NGOsは、透明性があり信頼性のあるプロセス；特にマイノリティグループなどの市民社会のキャパシティビルディングに向けた資源の増加；バランスのとれた意見発表などを提案した。YOUNGOsは、非公式交渉へのアクセス開放、市民社会がタイムリーに会合へのインプットを行えるようにすることを提案した。

その後の議論で、バングラデシュはG-77/中国の立場で発言し、市民社会の交渉への参加拡大を支持し、途上国の市民社会メンバーの参加を強化する方法を探るよう提案した。南アフリカは、市民社会参加強化の提案では、今後の協議のための具体的な提案を反映させるべきだと述べた。INTERNATIONAL COUNCIL ON MINING AND METALSは、利害関係者とのパートナーシップや協調努力が必要であると強調し、特に行動の

実施において利害関係者を参加させる必要があると述べた。BINGOsは、途上国の利害関係者の参加を強化する必要があると強調し、たとえばプロセスに参加する能力の向上を強調した。

進行役のUreは、議論をとりまとめ、大半の発言者がオブザーバーのプロセス参加の価値を強調していると指摘し、オブザーバー参加強化の必要性を強調した。

午後、SBI会合期間中ワークショップが続けられ、具体的な提案に焦点が当てられた。検討された問題には次のものが含まれる：オンラインでの参加、気候変動に関する世界住民投票のアイデアなど、気候変動と母なる大地の権利に関する第1回世界人民会議での経験。

また参加者は、次の必要性についても議論した：途上国の市民社会メンバーおよび草の根運動のメンバーの参加強化；言葉の壁に対応；継続性の確保と定期的な協議プロセスの創設；非公式会合開放問題に対する姿勢変更、市民社会との相互作用改善。

また、ワークショップ参加者は、次の項目も提案した：オブザーバー構成員との協議チャンネル強化に関する意見提出を要請；市民社会の参加基金創設；オブザーバー代表の議長団会合出席を認める；先住民の積極的な参加を確保、特に、先住民に直接関連する問題に関する諮問機関など、関連の組織およびメカニズムを創設；COPハイレベルセグメントにおいて、市民社会代表と閣僚との相互協議を可能にする。

また参加者は、情報技術によっても直接の相互協議にとってかわることはできないと強調し、非公式な「ロビー活動」の重要性を強調した。参加者は、提案されている参加信託基金があれば、地理的にバランスのとれた代表の参加も強化されると指摘し、他のプロセスでは同様な基金を創設し成功していると指摘した。また参加者は、市民社会の行動について、48時間前の登録が求められているとしてこれを嘆き、手順規則に関する意見の違いを解決するプロセスの必要性を強調した。

ワークショップのウェブキャストは下記のURLで放送中：

http://unfccc2.meta-fusion.com/kongresse/110606_SB34/template/ovw_onDemand.php?id_kongressmain=171

関連した研究活動に関するSBSTAダイアログ

SBSTA議長のMama Konaté(マリ)は、関連した研究活動に関するSBSTAダイアログを開会し、このダイアログは、締約国に最新の科学情報を提供するものであり、締約国が科学者社会に自国のニーズおよび優先政策を伝えられるようにするものであると指摘した。このダイアログは、最近の科学的研究成果および研究活動に焦点を当てる会議および気候科学のコミュニケーションおよび研究能力向上に関する会議で構成される。

イタリアのSergio Castellariは、研究ダイアログに関するSBSTAワークショップ(FCCC/SBSTA/2011/INF.6)の要点に関するプレゼンテーションを行い、現在の排出量はIPCC第四次評価報告書(AR4)のシナリオの上限にあることなどを指摘した。

Earth System Science PartnershipのGuy Midgleyは、次の点を指摘した：現在、温室効果ガス排出量はIPCC予測値の3%より多い、年5.6%で増加している；生態系と生物多様性により、世界の大気中カーボンの半分が吸収されている；陸地の吸収効率は、年約10%程度減少しており、気温の温暖化でさらなる低下が予想される；陸地表面は定期的な熱波の襲来に大きな役割を果たす；一部の国では、大気汚染削減の健康上の副次利益が、緩和コストを相殺する可能性がある。

UNEPのDrew Shindellは、黒色カーボン(BC)と対流圏オゾンに関する評価を取りまとめた。同代表は、二酸化炭素に加えて、BCとメタンへの対応を推奨し、人間の健康と食糧安全保障における利益を強調した。

Arctic Monitoring and Assessment ProgrammeのMorten Skovgård Olsenは、北極圏の氷、雪、永久凍土の現在の動向について議論し、変化率は予想より早く進んでいるとし、融解で、オフショア掘削など新たな政策課題が出てくると強調した。

IPCC副議長のJean-Pascal van Yperseleは、海面上昇とシナリオ開発に関するプレゼンテーションを行い、AR4以降の新たな情報に焦点を当てた。IPCC事務局長のRenata Christは、IPCC第五次評価報告書(AR5)の新しい特徴について論じ、特に、不確実性およびリスクに関するIPCC執筆者向けの新しいガイダンス、さらには検知と属性に関する新しいガイダンスについて説明した。また同事務局長は、海洋酸性化に関する最近の研究に焦点を当て、AR5では地球工学などの問題も議論すると説明した。

締約国数カ国は、研究上のニーズおよび優先性に関するインプットを提供した。パプアニューギニアは、SBSTA内でのブルーカーボンの役割について論じ、マングローブおよび塩性沼沢 (salt marsh) の吸収源に関する科学は政策を考えるに足るだけ確立されていると述べた。同代表は、マングローブは既にREDD+に含まれていると指摘し、他の生態系における人間の影響や炭素隔離ポテンシャルをモニタリングする必要があると強調した。また、パプアニューギニアは、SBSTA 36でのブルーカーボンに関するワークショップ開催を提案した。

科学面のコミュニケーションに関し、ベリーズのCarlos Fullerは、6月2-3日、ボンで開催された研究ダイアログに関するワークショップで学習事項および途上国の参加に関し行われた議論に焦点を当てた。

WMO(世界気象機関)のMannava Sivakumarは、意思決定プロセスならびに世界の、地域の、そして各国のセンターやフォーラムの活用において理解を深めることの重要性を強調した。

Inter-American Institute for Global Change ResearchのIone Andersonは、ブラジルのキャパシティビルディング・ネットワークの事例研究についてプレゼンテーションを行った。

PROVIAのCynthia Rosenzweigは、脆弱性、影響、適応に関する作業に指針を与えるため、地方社会を活用し、その情報を各国政府および当局に提供するよう論じた。

Asia Pacific Network for Global Change ResearchのAndrew Matthewsは、語学スキルや提案書執筆訓練の重要性を強調した。

国際START事務局のJon Padghamは、適応、食糧安全保障、人間の健康、アフリカの大学に対する長期投資を強調した。

コンタクトグループおよび非公式協議

共有ビジョン(AWG-LCA)：共有ビジョンに関する午前中の非公式グループ会合で、進行役は、決定書1/CP.16(AWG-LCAの作業成果)において、締約国は政界の排出削減量目標を特定し、世界の温室効果ガス排出量のピーク時に関する時間枠も決定すべく作業することで合意したと説明した。同進行役は、バンコクにおいて、締約国はこのグループが議論すべき問題には、カンクン合意に記載される二つ以外の問題もあると指摘したことに留意した。その後、締約国は、非公式グループで議論すべきその他の問題を特定するよう求められた。

特定されたその他の問題には次のものが含まれた：利用可能な最善の科学、共通だが差異ある責任などの条約の原則に基づく世界目標設定の必要性；貿易；公平性；持続可能な開発に対する公平なアクセス；人類と自然との調和を確立するため、母なる大地の権利を保護する；国際気候正義裁判所を通じた遵守；戦争；炭素予算；資金、技術、適応の世界目標；バリ行動計画の全要素に関する行動強化；歴史責任；京都議定書第2約束期間；国家存続の権利；対応措置。

一部の締約国は、歩み寄りが可能な分野に焦点を当てることを求めたが、他の締約国は、締約国が提案したいかなる問題の排除にも反対した。一部の締約国は、決定書1/CP.16に規定する問題にのみ焦点を当てて希望し、締約国が特定したその他の問題は、ダーバン以後の会議で議論できると述べた。

進行役が、次回非公式グループ会合までに全ての問題のリストを作成する。

附属書Iの更なる約束(AWG-KP)：AWG-KP議長のAdrian Macey(ニュージーランド)は、附属書Iの更なる約束に関するコンタクトグループの第1回会合を開会した。同議長は、このグループで考察する二つの問題クラスターに焦点を当てた：一つは条件の明確化および附属書I締約国による京都議定書第2約束期間との関係

づけ；附属書I締約国のプレッジの排出制限削減数量目的(QELROs)への変換。議長はMaceyは、これらの問題を、ダーバンの成果パッケージの内容の議論に合わせ、構成しなおすことも可能だと説明した。

セントルシアは、ボリビア、ブラジル、セネガル、コンゴ民主共和国、アルゼンチン、キューバ、ザンビア、中国の支持を受け、京都議定書の下での第2約束期間に反対する附属書I締約国に留意し、政治的な意思決定の会議を始める前に、プロセスの推進に関心のある附属書I締約国の条件性と、その条件が満たされたかどうか、満たすことが可能かどうかに焦点を当てて議論するよう提案した。ボリビアは、野心レベルを高めることに集中するよう提案した。

EUは、ダーバンでのバランスのとれたパッケージの要素に関する議論を支持した。同代表は、パッケージの要素、そのパッケージにおける第2約束期間の役割、非附属書I締約国がこのパッケージにどのような貢献をするかを規定することは有用であろうと述べた。スイスは、次の4つの要素を強調した：土地利用、土地利用変化、森林(LULUCF)、市場メカニズム、(温室効果)ガスに関する明確な理解；カンクン合意のMRVパッケージの実施；明確な約束；AWG-LCAが地球規模で包括的、かつ公平な合意に向け動いていることの再確認。

ニュージーランドは、次のものなどの条件に焦点を当てた：AWG-LCA交渉トラックとの一貫性と比較可能性；算定構造；全ての主要排出国を含める2℃合意への道筋、これによりニュージーランドの一般国民が合意を「買う」ようにする。同代表は、ロシアおよび日本と共に、特定の締約国を議論から外すことに反対した。

ノルウェーは、自国の約束が京都議定書の下でのバランスのとれたパッケージの一部かどうか、それとも世界合意の下でのものかどうかについては、柔軟な考えを示した。同代表は、次の点の重要性を強調した：先進国および途上国の緩和をMRV；AWG-LCA交渉トラックの下での世界的な法的拘束力のある合意に関する明確化；余剰割当量単位(AAUs)の取り扱い；LULUCFの規則の明確化。

ロシアは、コペンハーゲンで合意され、カンクンで再確認されたプレッジの正式決定を提案した。同代表は、柔軟性メカニズムおよびLULUCFの規則の明確化も提案した。オーストラリアは、カンクンで行われた緩和プレッジの立場の正式決定およびプレッジを記録する方法の「体系化」を支持した。カナダは、自国は第2約束期間を約束するわけではないと強調する一方、京都議定書には市場メカニズムやLULUCFなど、世界の気候体制構築についての、有用な教訓が多数あったと述べた。

ツバルは、京都議定書交渉トラックでの議論を他のプロセスでの結論にむすびつけられるわけではないと強調した。サウジアラビアは、技術的な問題に焦点を当てて議論すべきだと述べた。

午後、AWG-KP議長のMaceyは、締約国に対し、議長の改定案(FCCC/KP/AWG/2010/18/Add.1)にある問題の進捗方法について議論するよう求めた。AWG-KP副議長のMadeleine Diouf Sarr (セネガル)は、締約国に対し、プレッジのQELROsへの変換、余剰AAUsと繰越、環境上の十全性の問題に関し、進め方を議論するよう求めた。

セントルシアはツバルと共に、政治的な中身が極めて重要であり、そのような技術的な議論は時期尚早であると述べた。

スイスは、技術的な問題を議論し、政治的な問題は政治レベルに任せる必要があると強調した。同代表は、予測可能性と環境十全性を得るには、規則とQELROsを共に考えるべきだと述べた。

ニュージーランドは、全ての主要排出国が参加する包括的かつ法的拘束力のある合意という成果を得るのが理想であるが、議定書の下での第2約束期間と、他の主要排出国との並行合意とで構成される移行期間向けの暫定合意もありうると述べた。オーストラリアは、自国は全ての主要経済国の約束に基づく法的拘束力のある条約の実現を希望すると述べ、ダーバンはこのビジョンに向かい進む一歩とすべきだと述べた。同代表は、野心レベルをスケールアップするプロセスを規定するよう求めた。カナダは、全ての主要経済国を含める単一の合意を強調し、バランスのとれたパッケージは、カンクン合意の枠の上に構築されるとし、有効なMRV枠組みにより透明性が強化されると強調した。

ボリビアは、4°C世界に通ずるような野心レベルは受け入れられないと述べた。

LULUCFの不可抗力に関し、AWG-KP副議長のDiouf Sarrは、この問題の更なる明確化が必要であると強調した。セントルシアはツバルと共に、政治的な明確さを求めることなく技術的な問題を取り上げることに懸念を表明した。スイスは、自国が不可抗力現象を算定作業から外す能力を支援していると述べ、不可抗力現象は単独の大規模現象で、締約国の制御能力の外にあるものと定義されるべきだと明言した。同代表は、不可抗力手法論を改善する必要があると指摘した。オーストラリアは、土地部門を含めるインセンティブを作るには不可抗力がカギであると述べた。

EUはノルウェーとスイスの支持を受け、技術専門家が規則を議論する一方で政治的な議論を続けるにはスピノフグループを設置すれば、参加者の時間を有効に使うことになることになると述べた。コロンビア、セントルシア、ツバル、ボリビア、アルゼンチン、サウジアラビアは、政治的な内容を設定する前に、スピノフグループで技術的な規則の議論をすることに反対した。

AWG-KP議長のMaceyは、スピノフグループの設置など、今後の進め方について締約国と協議し、次のコンタクトグループ会議で報告すると述べた。

資金(AWG-LCA)：進行役は、締約国に対し、議論の範囲とダーバンで達成可能なことに関して、それぞれの見解を披露し、共有するよう求めた。早期開始資金と長期資金についてボンで議論すべきか、意見が分かれた。一部のものは、「カンクンパッケージ」の議論再開に反対した。

多数の締約国が、決定書1/CP.16により設置される常設委員会について、ダーバンまでに運用を開始するとの観点から、議論することを支持した。グリーン気候基金の設計に関する暫定委員会に関し、数カ国の締約国は、グリーン気候基金を条約の目的の範囲内で設計されるよう、進展状況のフィードバックを得ることを求めた。進行役は、常設委員会の議論から始め、同時に進行役が他の項目の検討方法に関し、二者間協議を行うと提案した。ある締約国は、これに反対し、常設委員会はカンクンの全体パッケージの中で合意されたものであるとし、ボンで、早期開始資金および長期資金の議論をすることに反対した。

技術(AWG-LCA)：進行役は、バンコックでのAWG-LCA 14に合わせて開催された技術メカニズムに関する専門家ワークショップの報告書(FCCC/AWGLCA/2011/INF.2)を提出した。また同進行役は、2012年に気候技術センターおよびネットワーク(CTCN)の全面的に運用開始を行うためのオプションを示した「ロードマップ」も提示した。

その後、締約国は、ボンでの交渉における優先課題およびダーバン会議への期待感について議論した。多数の締約国が、提案提出要請と気候技術センターのホストの選抜および評価に用いるべき基準に焦点を当てることを提案した。締約国は、提案要請に応えるために必要な情報を検討する必要があるとし、気候技術センターのホストとして考えられる組織のタイプについて議論し、組織の経験と共に、利用可能な資源についても検討する必要があると論じた。

レビュー(AWG-LCA)：レビューに関する非公式グループ会合で、締約国は、長期的な世界目標の適切性に関し、その範囲、原則、プロセス、インプット、進め方に関する意見交換を行った。

レビューの範囲に関し、一部の締約国は、長期世界目標の適切性に焦点を当てる必要があると強調したが、他のものは、決定書 1/CP.16により、条約の実施と世界目標達成に向けた全体的な進展状況について議論することが義務付けられていると述べた。他のものは、決定書1/CP.16によりCOPはレビューに基づく適切な行動をとることが要請されているとし、条約の構造自体を改正すべきかどうかの検討もレビューに含まれるべきだと提案した。一部の締約国は、広範な範囲の採用に警告を發した。

主要原則に関し、一部の締約国は、締約国主導プロセスの必要性を強調し、多数のものが共通するが差異のある責任、公平性、透明性の考察を支持した。

インプットに関し、締約国は、可能な情報源を検討し、多数のものが、特にIPCCおよび各国の気候政策と行動に言及した。他のものは、情報センターメカニズムをとしたインプットの収集を提案した。

多数の締約国が、情報の収集や取りまとめ、その評価、結論および提案の作成、2015年での提案の議論など、段階的な手法を提案した。

市場メカニズムを含めた多様な手法(AWG-LCA): 進行役は、決定書1/CP.16を想起し、この中で締約国は、市場ベースのメカニズムおよび非市場ベースのメカニズムに関し、COP 17で検討すると合意したとし、このグループでは、COPで何かを確立するなら、何を確立すべきかの議論に焦点を当てると述べた。同進行役は、このグループの第1回会合では、締約国に次のことを行う機会を提供することが中心となると述べた: 市場ベースメカニズム作成に関する提出文書の要点を指摘する; COPに送られるべき決定書案の特性を明らかにする; 決定書案作成の優れた土台となるべき提出文書の各要素について説明する; 設立可能な特定のメカニズムを提案する。

一部の締約国は、新しく設立可能な市場メカニズムの議論をする前に、京都議定書第2約束期間について合意する必要があると強調した。ある締約国は、非市場ベースメカニズムに注目するよう提案し、数カ国の締約国は、市場ベースメカニズムと非市場ベースメカニズムのバランスをとる必要があると強調した。ダーバン会合に対する期待感について、締約国は次のとおり、概要を紹介した: 新しい市場メカニズムを設置する決議; 環境上の十全性など、既に合意された原則に基づく、新しい市場メカニズムの設置; 報告書作成など、方法および手順の詳細決定; ガバナンス構造の確立。

数カ国の締約国が、新しいメカニズムの目的はCDMなどの既存メカニズムを補足することであり、これを代替するわけではないと強調した。多数の締約国が、市場ベースメカニズムの作成に関する提出文書を提示し、その後全ての締約国が、これらの提出文書の議論に参加した。

キャパシティビルディング(AWG-LCA): キャパシティビルディングに関する非公式グループ会合で、締約国は、モニタリングおよびレビューに関する進め方を議論したほか、キャパシティビルディングのクロスカッティング的な特性から、制度アレンジについても議論した。

制度アレンジに関し、締約国は、カンクン合意により多くの分野でキャパシティビルディングが統合されたことに満足の意を表したが、広範なキャパシティビルディング活動の強化という新しい課題を指摘した。一部の締約国は、この問題を取り扱う新しい制度メカニズムの創設を提案したが、他の締約国は、これは重複努力であり、非効率な可能性があるとして懸念を表明した。

MRVに関し、数カ国の途上国が、UNFCCCの報告書作成基準を満たさせるだけの資金なしに報告書を作成するのは深刻な課題であるとして、懸念を表明した。この例として、国家適応行動計画(NAPAs)完成の遅れが指摘され、締約国は、効果的な報告書作成を可能にする必要があると強調した。

その他の問題の議論には、新しい適応委員会の役割、国別報告書とグリーン気候基金、自主的なキャンペーンビルディングの効果のなさに関する提出文書が含まれた。

廊下にて

水曜日、マリタイムホテルの通路では、焦燥感が高まっているようであった。SBIとSBSTAの開会プレナリーは3日連続で中断されたままであり、それぞれの組織では、密室での議論が夜遅くまで延々と続けられた。あるベテラン交渉官は、MRVや対応措置などの問題は「いつまでも行き詰まったままで」と嘆き、「この議題書の論争には終わりが見えない」と評した。こういった密室での議論に直接関わっているものを除くと、多数の参加者は手持ち無沙汰で退屈しているようであり、あるNGOの出席者は、「何らかの動き、何らかの行動、はまり込んでしまったかに見える中途半端な状態でない何か」が起きてほしいと述べた。夜遅く、交渉に参加していた一部のものは、文書がいつまでも書き加えられており、議題項目の交渉というより、文章の交渉をしている感じがし始めたと言明した。ある交渉担当者は、部屋に戻る前、「制御不能になりかけている」と述べた。

AWG-KPでの交渉が、政治的な問題の議論のみを続けるのか、それとも技術的な問題を議論するスピンオフグループも設立するかをめぐって、暗礁に乗り上げたことから、焦燥感が増すばかりのようであった。一部のものは、途上国の「スマートな交渉戦術」を見たとして喜んでいたようだが、誰もがそう感じていたわけではない。先進国のある広報担当者は、怒りと焦燥感をあらわにし、「この分で行くと、第1週の間は何も意味のあることはできない。バンコクの後これだ。なぜまた会期外の会議に時間とお金を無駄にするのだ」とコメントした。別なものは、「AWG-KPはAWG-LCAのスピンオフグループになってしまった」と切り返し、米国や主要途上国の排出国が部屋にいない中で、政治的な議論をするのは無意味だと強調した。あるベテランの交渉経験者は、議定書の交渉トラックは「ゴルディアスの結び目を解けるアレキサンダー大王がいない中で、結び目に取り組んでいる」との見方を示した。

GISPRI仮訳



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/sb34/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel : +81-3-3663-2500 Fax : +81-3-3663-2301

Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI) and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Specific funding for the coverage of this workshop has been provided by the UNFCCC Secretariat. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., #11D, New York, NY 10022, United States of America.

SB 34およびAWGハイライト

2011年6月9日木曜日

午前中、SBSTA開会プレナリーが開催された。SBI開会プレナリーは午後と夕方に行われた。午前中と午後、先進国による緩和に関するAWG-LCAワークショップが開催された。AWG-LCAでは、この日一日中、技術、適応、共有ビジョンなどの問題に関するコンタクトグループおよび様々な非公式会合が開催された。

SBSTA開会プレナリー

木曜日午前中、SBSTA議長のMama Konaté (マリ)は、暫定議題書の改定版 (FCCC/SBSTA/2011/L.1)を提出した。同議長は、REDDに関する提案議題項目の協議において、題目をREDD+関連活動に関する手法論ガイドダンスと改定することで合意し、解決に成功したと指摘した。

対応措置実施の影響に関するフォーラムという提案議題項目に関し、SBSTA議長のKonatéは、熱心な協議が行われたが、受入可能な方式はなかったと指摘した。同議長は、決定書1/CP.16 (AWG-LCAの作業成果)への言及に対するボリビアの反対を指摘し、SBI議長およびSBSTA議長は、題目での合意の有無に関わらず、議長の権限をもって、このフォーラムをSB34および35で開催すると述べた。同議長は、このフォーラムの目的は、これらの影響に対処する作業計画を作成することであり、作業計画の運用開始に向け規則を採択し、対応措置に関するフォーラムの可能性を探ることであると説明した。同議長は、このフォーラムがコンタクトグループとして運営されると明言した。

その後、締約国は、水資源、ブルーカーボン、農業、自然と生態系の権利という提案された新規議題項目に関する協議を続けるとの理解の上で、提案された議題書および事務管理ならびに作業構成書を採択した。また締約国は、会議報告書に「決定書は、一つの締約国の公式かつ明確な反対の下で採択された」と明記することで合意した。

影響、脆弱性、適応に関するナイロビ作業計画(NWP)：この議題項目(FCCC/SBSTA/2011/INF.2 and MISC.3)に関し、締約国は、Kishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ)およびDon Lemmen (カナダ)を共同議長とするコンタクトグループ結成で合意した。

REDD+関係活動に対する方法論ガイドダンス：SBSTA議長のKonatéは、決定書1/CP.16 (AWG-LCAの作業成果)および付録2 (FCCC/CP/2010/7/Add.1)により、REDD+関係問題に関するSBSTA作業計画が設立されたと説明した。

ボリビアは、この作業にはその他の問題も含めるべきだと強調した。ツバルは、付録2に限定されない作業を要請した。同代表は、SBSTAの作業はLULUCFに関する作業について情報を提供することであるとした

SBSTA議長の発言に疑問を呈し、LULUCFはAWG-KPの下で検討されていると強調した。事務局は、議論を付録2に限定しているわけではなく、議題項目は主題の下の問題も対象になると明言した。

SBSTAプレナリーは金曜日に再開する。

SBI開会プレナリー

事務管理上、組織上の問題：SBI議長のRobert Owen-Jones (オーストラリア)は、暫定議題書(FCCC/SBI/2011/L.1)を次のように改定すると締約国に伝えた：非附属書I国別報告書に記載される情報に関する小項目を保留とし、SBI 35の暫定議題書に入れる；附属書I締約国の隔年の報告書、および非附属書I国別報告書の一部としての隔年の報告書に対するガイドライン作成という国別報告書の作成に関するガイドライン改定に関する小項目3(e)と4(e)はそれぞれ、関連する脚注も合わせ議題書から削除される。同議長は、対応措置実施の影響に関するフォーラムの項目に関し、SBIは、SBSTAと同様の方式で進め、SB 34および35においてフォーラムを開催すると明言した。

その後、締約国は暫定議題書改定版を提案されたとおりに採択し、作業構成書(FCCC/SBI/2011/L.1/Rev.1)についても合意した。

ボリビアは、採択された暫定議題書に、決定書1/CP.16は一つの条約締約国の明確な反対にも関わらず採択されたとの注釈を入れるよう求めた。議長のOwen-Jonesは、この点は会議報告書に反映されると述べた。メキシコは、会議報告書にはカンクンで実際に起きたことを反映させるべきだと述べた。ツバルとバルバドスは、項目3(e)および4(e)の削除に対する失望感を表明し、これらの項目がAWG-LCAで取り上げられるとの保証を求めた。

開会ステートメント：アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、更なる政治的な発展を必要とする新しいプロセスならびに未解決の問題は引き続きAWG-LCAで検討されるべきだと強調した。同代表は、途上国が国別報告書作成で困難に直面すると強調し、カンクン合意には追加の報告義務が記載されていると指摘した。EUは、MRVに関する議題項目の審議がSBIの下で進められないことに失望感を表明し、AWG-LCAでの実施的な議論に期待した。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、本部合意の実施および予算上の厳格さなどの問題の重要性を強調し、AWG-LCAの下での国別報告書およびインベントリの議論に期待感を表明した。韓国は環境十全性グループの立場で発言し、適応、技術、MRV、国別報告書など先進国および途上国の両方に関係する議題項目、さらには資金メカニズムなどの議題項目で意味のある進展を得るため、補助機関同士が一貫性のある手法で作業することを支持した。

グレナダはAOSISの立場で発言し、損失および損害の作業計画に直ちに焦点を当てるよう求めた。同代表は、AWG-LCAとの作業の重複を避ける必要があると強調し、AWG-LCAでの困難な決議を避ける代用として、SBIを利用するよう求めた。適応に関し、コンゴ民主共和国はアフリカグループの立場で発言し、次の点を強調した：LDCsの国家適応計画(NAPs)作成および実施プロセスの方法およびガイドライン作成：途上国全般のNAPsに関する方法およびガイドライン；損失および損害に関する作業計画の最終決定。

グアテマラは中米統合システム（CENTRAL AMERICAN INTEGRATION SYSTEM (SICA)）の立場で発言し、適応はこの地域の優先策であり続けると強調し、損失および損害計測の重要性を強調した。ガンビアはLDCsの立場で発言し、国家適応行動計画(NAPAs)に規定されるプロジェクト、特に共同資金調達を必要とするプロジェクトの速やかな実施を阻害する課題に懸念を表明し、これはNAPAsに規定する緊急の活動の実施にとり不相当であると述べた。

事務管理上、資金上、組織上の問題：2010-2011年の2年間予算実績：事務局は、この問題に関する文書(FCCC/SBI/2011/INF.3 and INF.5)を提出した。SBI議長のOwen-Jonesが結論書総参を作成する。

2012-2013年の2年間プログラム予算：UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、この文書(FCCC/SBI/2011/2 and Add.s 1-3)を提出し、予算要求および予算上の制約拡大が主要課題であると強調した。

オーストラリアは、予算案支持を表明した。SBI議長のOwen-Jonesがコンタクトグループの議長を務める。国際取引ログ予算に関するスピンオフグループの進行役はToshiaki Nagata (日本)が務める。

本部合意の実施：ドイツは、UNFCCC事務局の設備に関する進捗状況を報告し、2013年に世界会議場(World Conference Center)が完成予定であると報告した。SBI議長のOwen-Jonesが非公式協議の進行役を務める。

特権および免責：Kunihiko Shimada (日本)がコンタクトグループの議長を務める。

会合期間外会合のアレンジ：UNFCCC事務局長のFigueresは、9-10月に会合期間外会合を開催する可能性に関し報告し、議長団は当該会合の必要性で合意したと想起した。同事務局長は、事務局は可能な開催場所を特定したが、資金援助を受理していないと述べた。事務局長のFigueresは、6月17日までに資金供与がなされるか正式な約束がなされない限り、追加の会合を企画することはできないと述べた。南アフリカは、南アフリカの駐独大使が土曜日に公開の会合を開催し、COP 17への旅行準備に関する問題や懸念に答えると締約国に伝えた。

SBI議長のOwen-Jonesがこの問題に関するコンタクトグループの議長を務める。

資金メカニズム：Ana Fornells de Frutos (スペイン)とAlexa Kleysteuber (チリ)がコンタクトグループの共同議長を務める。

条約第6条 (教育、訓練、啓発)：Mohammed Chowdhury (バングラデシュ)がコンタクトグループの議長を務める。

技術開発および技術移転：Carlos Fuller (ベリーズ)とZitouni Ould-Dada (英国)が非公式協議の進行役を務める。

SBプレナリーは金曜日に再開する。

AWG-LCA ワークショップ

先進国による緩和に関するAWG-LCAワークショップの進行役はAlberto Garibaldi, José (ペルー)が務めた。

カナダは、2020年までに自国の排出量をLULUCFも含め2005年比で17%削減するとの自国の約束を指摘した。同代表は、将来予想される排出量の増加と比較し計算するなら、カナダの野心度は、他の先進国のそれに沿ったものであると説明した。カナダは、自国の排出量が1990年以降増加していると認識した上で、2009年には、経済状況により排出量が大幅に減少したと指摘し、政府の行動により予想される伸び率の削減が期

待されると指摘した。カナダは、中でも次の点を強調した：国内総生産（GDP）の伸びと排出量の増加との乖離（decoupling）；適切な場合は米国と歩調を合わせてのセクター別規制手法導入計画；炭素回収貯留（CCS）に対する重大な投資。

EUは、京都約束を果たす途上にあると指摘し、GDPは伸びているが排出量は削減していると指摘した。同代表は、20%削減目標の実施に関する新しい法制度が2013年から適用されるため、第1約束期間後も、EUの緩和活動にはギャップがないと説明した。同代表は、協調努力を求め、削減目標を30%に引き上げるとのEUの提案を指摘し、野心度の引き上げは、エネルギー安全保障、発明、成長、雇用や健康上の利益の意味でも機会を提供することであると強調した。EUは、ダーバンでは透明性のある算定規則と新しい市場メカニズムの設置が必要であると強調した。同代表は、国際航空輸送と海上輸送、ハイドロフルオロカーボンに関する行動を求め、全ての先進国に対し、自国のプレッジを国内で実現し、努力を一段引き上げる方法を探るよう求めた。

AOSISは、2100年までに世界の海水面が0.9-1.6メートル上昇するとの予想に注目した。同代表は、第1約束期間における余剰割当量単位（AAUs）の繰越、およびLULUCFの規則により、附属書I諸国の現在のプレッジはIPCC AR4にある25 - 40%という排出削減量範囲をはるかに下回り、AOSISが求める45%削減からはさらに遠い数値になっていると指摘した。同代表は、このギャップを埋めるため、特に次の行動をとるよう提案した：野心度の引き上げおよび行動の増加；LULUCFの利用制限；余剰AAUsの繰越ゼロ。同代表は、ダーバンまでに附属書I締約国の野心度を引き上げる方法に関する作業計画、計測・報告・検証(MRV)に関する共通規則、排出量削減の経済効率、各国間の確信度向上は集団行動の基礎となる法的拘束力のある合意実現に向け貢献できると述べた。

スイスは、2020年までに1990年比で20%の排出削減という自国の目標を達成する措置を紹介し、特に、新車の技術規定、暖房用燃料に対する二酸化炭素税、排出量取引スキーム継続の可能性およびその更なる展開の可能性など、現在、国会で行われている議論を強調した。同代表は、自国において、野心度を引き上げるかどうかを決定する際には、緩和努力における集団行動を検討すると述べた。

アイルランドは、EUのプレッジのうち、自国の負担分を提示した。同代表は、アイルランドの排出量の28%がEUの排出量取引スキーム(ETS)の対象となっており、残りの72%はEUの努力共有決議の対象であるとし、アイルランドの国内排出削減量目標は、2020年までに2005年比で20%削減であると述べた。同代表は、目標実現のための措置を紹介した、この中には、炭素税、新築の住宅およびアパートのエネルギー効率を60%改善するという住宅規制が含まれた。

その後の議論において、カナダは、途上国に対する早期資金供与開始は、カナダの国際活動の重要な部分を占めると説明した。同代表は、京都議定書第1約束期間でのカナダの約束遵守に関し、カナダは報告規則を引き続き遵守し、本来の期間における目標遵守の評価を行うと述べた。米国との協調に関し、カナダは、このことは米国が行動する場合にのみ自国も行動することを意味するわけではないと強調した。法制度に関し、同代表は、既存の環境規制が行動の適切な法的根拠を為すと述べた。

EUは、京都議定書の下での第2約束期間について約束はしないとの日本、カナダ、ロシアの発表は、一歩後退であり、政治的な面で影響を及ぼすと指摘した。同代表は、関連する問題の交渉がいまだに続いていることから、ダーバン会合前にEUが目標を30%削減まで引き上げる可能性は低いと述べた。EUのエネルギー効率目標に関し、同代表は、最近、EU各国首脳が各国の目標達成に向けた意思を示しており、欧州委員会は2012年にその実施に向けた立法措置の必要性を評価すると指摘した。

午後も議論が続けられた。EUは、2012年以降、航空輸送の排出量がEU ETSの対象となるが、これにより開放型経済システムが損なわれることはないと言明した。同代表は、CDMの下での小規模プロジェクトの課題を指摘し、小規模プロジェクトを推進するため、セクター別のクレジットメカニズムを提案した。

ノルウェーは、2030年までにカーボンニュートラルとなるという自国の意思を強調し、これは国内の措置および国際メカニズムの両方を用いて排出量を1990年比100%削減することを意味すると説明した。

デンマークは、自国の温室効果ガス排出量の77%がエネルギー部門を起源とすると指摘し、2050年エネルギー戦略を提示した。同代表は、この戦略には、化石燃料の利用量を2020年までに2009年比で3分の1削減することが含まれると説明した。同代表は、主な課題として、エネルギー供給の安全保障確立、地球温暖化を低下する必要性、温室効果ガス排出量削減の必要性に言及した。

ボリビアは、プレゼンテーションの中で、2°C目標達成には、排出量を14ギガトン削減する必要があると説明し、現在の約束とこの目標との差は7.4から5.3ギガトンであると述べた。同代表は、ダーバンで新たな法的拘束力のある合意に達するだけの時間はないとし、可能性のある唯一のオプションは、京都議定書の第2約束期間に向けた約束をすることだと強調した。さらに同代表は、議定書および条約の義務を遂行する意思のない締約国に対する法的行動を議論するためのアドホックワーキンググループ設立を提案した。

チェコ共和国は、自国の国内緩和政策を紹介し、1990年から2009年の間に温室効果ガスの排出量を32%削減したと強調した。同代表は、EU ETSが主要な緩和ツールの一つであると述べた。また同代表は、電力部門は現在石炭に依存しており、このためこの部門の近代化には大きな緩和ポテンシャルがあると述べた。同代表は、新しいEU指令では炭素税の可能性などETS以外の組織構造に焦点を当てるべきだと提案した。

米国は、排出削減目標を明確にする上で報告書作成および国際的な評価ならびにレビューが果たす役割を指摘した。同代表は、懲罰的というよりは促進的な国際レビュープロセスを提案した。米国は、次のようなプロセスの構築を支持した：隔年の国別報告書；報告書の統合；専門家によるレビュー；専門家レビューチームの報告；SBIの下での専門家レビューチーム報告書の国際的な評価を促進的な方法で行い、書面での質問と回答をつける；事務局による最終的なサマリー報告書のとりまとめ。

議論の中で、EUは、レビューに加えて確固とした算定方式が必要だとし、米国のレビュー方式は特に温室効果ガスのバスケットやLULUCFの算定およびオフセットの利用について、締約国が個別に決定する事後の規則設定システムを示唆していると述べた。同代表は、米国がより野心的な目標を出すことを希望すると表明する一方、米国に対し、プレッジを行うよう求めた。

米国は、2013年に予定される長期世界目標のレビューに焦点を当て、現在のところ、入手可能な情報からはどれだけ進行しているかを判断することができないとし、隔年の報告書であればこれに利すると述べた。

さらに米国は、自国の既存の政策では、排出削減目標を達成できないと認識し、連邦法案が可決しなかったことから、別な措置の実施に向け作業を進めていると述べた。

事務局は、先進国の排出削減目標に関するテクニカルペーパー(FCCC/TP/2011/1)を提出した。事務局代表は、締約国に対し、規則に対する期待感、目標の厳格さおよび手法論上の想定条件に影響するとして、これをより明確にする必要があると指摘した。同代表は、現在の先進国のプレッジによると附属書I締約国は2020年までに全体としての排出量を1990年比 13-18%削減する予定であると結論付けた。

UNEPは、UNEPの排出量ギャップ報告書を提出し、気温上昇を2°C以下に抑える「可能性が高い」機会を得るには、排出量レベルを2020年までに二酸化炭素換算で44ギガトンにする必要があると指摘した。同代表は、最も野心的なプレッジ、最も厳格なLULUCF算定規則と余剰AAUsであっても、2020年の排出量は40ギガトンであると強調した。同代表は、現在の最も野心的なプレッジと2°C目標達成に必要な量との差は5ギガトンであると強調した。同代表は、UNEPではこのギャップを埋め、国際的な排出量削減を約束し、さらには各国の政策オプションについてモデル研究で何がわかっているか検証するつもりであると述べた。

気候行動ネットワークは、特に次の提案を行った：先進国の正味の国内排出削減量を含める；抜け穴をふさぐ；LULUCFでは歴史的な参照レベルを用いる。同代表は、何が達成されたかの評価のレビューをし、今後の進め方に関する決定を待っていたのでは遅すぎると結論付けた。

議論の中で、多数の締約国が事務局のテクニカルペーパーを歓迎し、ノルウェー、スイス、EUは、途上国のプレッジに関し類似のペーパーを作成することが有用であろうと述べた。セントルシアとボリビアは、野心レベル引き上げの必要性を強調した。

結論として、ワークショップ進行役のGaribaldi Fernandezは、『野心ギャップ』を埋める必要があると指摘した。また同進行役は、情報やLULUCFの算定、市場メカニズム、余剰AAUs、国際的なレビューおよび評価、プレッジの条件の役割に焦点を当てた。

コンタクトグループおよび非公式協議

AWG-LCAコンタクトグループ：午前中のコンタクトグループ会合で、進行役は水曜日の非公式協議につき報告した。

議論の中で、インド、ベネズエラ、エジプトは、決定書1/CP.16によると、別な規定がされない限り、AWG-LCAにはカンクン合意の下での全ての行動をとる義務があると強調した。これら諸国の代表は、特定の問題についてはSBIおよびSBSTAに送るとの義務があると指摘し、補助機関に委ねるとの明確な規定がされていない問題は全てAWG-LCAで議論されるべきだと指摘した。これら代表は、最終的なパッケージについてはAWG-LCAが責任を負うことから、AWG-LCAの下で議論する方法、ならびに必要な場合補助機関に再度委ねるかどうか決定する方法を策定するよう提案した。AWG-LCA議長のReifsnnyderは、非公式協議を続け、コンタクトグループの会合は金曜日の朝に再開すると述べた。

技術(AWG-LCA)：午前中の非公式協議では、ガバナンス構造およびCTCNへの委託条件に焦点を当てて、議論した。

CTCNの統治組織に関し、数カ国の締約国は、CTCNのスコープを決定し、CTCNをどこに置くか決定する前に正確なガバナンス構造を策定することは困難であると指摘した。多数の締約国が、小規模で効率的、柔軟なホスト組織を支持した。CTCNのガバナンス構造に関し、先進国は新しい統治組織を創設せず、そのセンター長の少人数のチームを既存の国連機関の中に置き、TECが戦略ガイダンスを提供するというオプションを希望した。

締約国数カ国は、TECとCTCNとの関係、さらにはセンターとネットワークの関係を規定する必要があると指摘した。先進国は、TECにCTCNを監督する役割を負わせないよう希望したが、途上国はTECが監督機能を提供することを提案した。

CTCNの機能に関し、多数の締約国が、詳細を詰めるよう求め、可能性あるホスト組織への委託条件に役割や機能を含める必要があると強調した。非公式協議が続けられる。

適応(AWG-LCA)：午前中の適応に関する非公式協議で、締約国は、新しい適応委員会の構成、方法および手順について意見交換を行った。多数のものがダーバン会合前に速やかかつ効率的に作業することの重要性を強調した。

多数の途上国が、適応委員会の運用開始に焦点を当てることを優先し、一部のものは更なる作業を助けるテクニカルペーパー作成に関心を表明した。締約国は次の点を強調した：適応委員会と他の制度とを結び付け、委員会の構成がモデル研究、評価、社会面などの専門性を確実に提供できる；柔軟性の必要性。

また締約国は、国家適応計画ならびに適応とグリーン気候基金との結び付きについても議論した。締約国数カ国は、AWG-LCAおよびSBIの役割を作業の順序を明確にするよう求めた。午後も非公式協議が続けられた。

共有ビジョン：午後の長期的協力行動のための共有ビジョンに関する非公式協議では、議論用にリストアップされた問題のまとめ方に対し、異なる意見表明があり、途上国締約国の一部は、実施されるべき課題か、それとも結論づけるべき問題かで、問題を分けるのではなく、全ての問題を平等に議論することを希望した。

また締約国は、2050までの排出削減世界目標についても議論した。COPではCOP 17でこの問題を議論すると合意していると指摘された。多数の先進国が、それぞれの国内排出削減目標を提示し、締約国数カ国は、先進国と途上国で異なるピーク達成年を認める必要があると指摘した。

また締約国は、次の必要性を強調した：社会問題および人道問題のクラスターを検討する；世界目標と並行して世界炭素予算も検討する；事務局がまとめるペーパーでは、排出キャップに関する算定データおよび共通するが差異のある責任の原則に配慮する。

多数の参加者が、この問題に関する追加の非公式協議が予定されていないことを嘆き、ダーバン会合までにこの問題について議論する時間を求めた。

廊下にて

木曜日、「ようやく」と多数の参加者がコメントしたとおり、作業を進めるための手段がとられた。SBSTAは午前中に議題書を採択し、午後にはSBIもこれになった。会合の最初の3日間、廊下をうろつくかサイドイ

メントに出席するだけであった多数の専門家は、明らかにほっとしていた。あるものは、「専門家が何もすることなく数日間を過ごすような会議にこれだけ大勢の代表を送り込むのは、各国政府にとり、極めて高くつき、しかも効率も悪い、だからここにいる正当な理由となるだけのものをようやく始められてほっとしている」とコメントした。つとに幸福感は感じられたが、一部のものはMRVの要素などカンクン合意に関連する新しいSBIの議題項目が失われたことを嘆いた。

長期間の交渉では、一部の専門家が、政治的な議論と技術的な議論とのジレンマの解決を待望しているが、多数の参加者は、AWG-KPが再開する土曜日までに何も解決できないのではないかと懸念していた。AWG-LCA側では、緩和ワークショップや一部の非公式グループ会合が開催されるなど比較的多忙な一日となった。共有ビジョンのグループなど、一部のグループは、既に会議時間がなくなってきた。秋の会合間会合が確定していないことから、ダーバン会合への展望に懸念が深まっているようだ。「ここでの残された7日間の交渉期間で進展をみななければだ、足元に火がつくだろう」と。

GISPRI仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Aaron Leopold and Anna Schulze. The Editors are Robynne Boyd and Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2011 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI) and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Specific funding for the coverage of this workshop has been provided by the UNFCCC Secretariat. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., #11D, New York, NY 10022, United States of America.

SB 34およびAWGハイライト

2011年6月10日 金曜日

午前中、SBSTAは開会プレナリーを開催した。SBI開会プレナリーは午後には開催された。午前中と午後、途上国による緩和に関するAWG-LCAワークショップが開催された。金曜日一日中、AWG-LCA、SBI、SBSTAのコンタクトグループ会合および非公式協議が開催された。

SBSTA開会プレナリー

REDD+関係活動の手法論ガイダンス：パプアニューギニアは、米国、ガーナ、オーストラリア、インドネシア、EU、ガイアナ、スイスと共に、カンクン合意の付録2 (FCCC/CP/2010/7/Add.1)に基づき議論すべきだと述べた。インドネシアは、透明性と参加性を求めた。ボリビアは森林の包括的なビジョン、および先住民の議論への参加の必要性を強調した。ボツワナは、REDD+が越境生態系も対象とするよう確保する必要があると強調した。ツバルは、付録2に規定する非森林化の推進要素には輸入林業製品を利用する諸国の消費およびガバナンスが含まれるはずだと述べた。

Peter Graham (カナダ)とVictoria Corpus (フィリピン)がコンタクトグループの共同議長を務める。

技術開発および技術移転：SBSTA議長のKonatéは、決定書 1/CP.16 (AWG-LCAの作業成果)において技術メカニズムの設置および技術移転に関する専門家グループの終了で合意がなされたと指摘した。

Carlos Fuller (ベリーズ)およびZitouni Ould-Dada (英国)が非公式協議を開催する。

研究および体系的観測：この議題項目(FCCC/SBSTA/2010/MISC.12, FCCC/SBSTA/2011/MISC.1, MISC.4, INF.1 and INF.6)に関し、Sergio Castellari (イタリア)とDavid Lesolle (ボツワナ)が非公式協議を開催する。

手法論問題 (条約)：年間インベントリに関する附属書I報告書作成ガイドラインの改定：この問題(FCCC/SBSTA/2011/INF.s 4-5)に関し、Riitta Pipatti (フィンランド)とNagmeldin Elhassan (スーダン)が非公式協議を開催する。

温室効果ガスのデータインタフェース：Erasmia Kitou (EU)が非公式協議を開催する。

国際航空輸送および海上輸送の排出量：この問題(FCCC/SBSTA/2011/MISC.5)に関し、国際海事機関(IMO)および国際民間航空機関(ICAO)がそれぞれの活動について説明した。

キューバは多数の途上国に代わり発言し、ボリビア、イラン、アフリカグループの立場で発言したケニアと共に、バンカー燃料への対処行動は共通だが差異ある責任の原則を指針とすべきであるとし、これらの部門においてこの原則に反する市場メカニズムを導入するならば、コストが増加し、貿易に影響を与えると強調した。同代表は、気候変動に対応する収入の流れを作るというIMOの提案に懸念を表明した。

日本、米国、オーストラリア、ロシア、南アフリカ、クック諸島、パナマは、排出量削減に関するIMOおよびICAOの作業を支持した。EUはこの問題のAWG-LCAでの議論を支持した。

SBSTA議長のKonatéが結論書を作成する。

手法論問題 (京都議定書) : 温室効果ガスのCO₂換算量を計算する共通計算方式 : Mikhail Gytarsky (ロシア) が非公式協議を開催する。

HCFC-22/HFC-23 : この問題(FCCC/TP/2011/2)に関し、Samuel Adejuwon (ナイジェリア) が非公式協議を開催する。

CDMの下での実質性 (Materiality) 基準 : この問題(FCCC/SBSTA/MISC.2 and Add.2; FCCC/TP/2011/4)に関し、Peer Stiansen (ノルウェー) が非公式協議を開催する。

CDMの下での炭素回収貯留 : 事務局は、COP/MOP 6の要請に基づき行われた活動に関し報告し、締約国はこの報告書に留意した。

気候変動の緩和の科学的、技術的、社会経済的側面 : IPCC事務局長のRenate Christは、再生可能エネルギーと気候変動の緩和に関するIPCC特別報告書を提示した。

Frank McGovern (アイルランド) と Andres Flores (メキシコ) が非公式協議を開催する。

他の国際機関との協力 : この問題(FCCC/SBSTA/2011/INF.3)に関し、事務局は国連システム内での協力関係について報告した、この中には、各リオ条約との協力、影響、脆弱性、適応に関するナイロビ作業計画(NWP)を通じた協力が含まれる。

生物多様性条約(CBD)は、新しい2011-2020年生物多様性戦略計画、愛知生物多様性目標、リオ条約間の合同会議に関するCBD COPの提案など、関連する活動について報告した。砂漠化防止条約 (UNCCD)は、適応、緩和、REDD、資金、キャパシティビルディングに関するUNCCDとUNFCCC間の連携に焦点を当てた。

SBSTA議長のKonatéが結論書を作成する。

対応措置実施の影響に関するフォーラム : この問題 (FCCC/SB/2011/MISC.2)に関し、SBSTA議長のKonatéは、来週SBI/SBSTAの合同フォーラムが開催されると指摘した。

議定書2.3条 (政策措置の悪影響)に関する問題：この問題 (FCCC/SB/2011/MISC.2)に関し、Eduardo Calvo Buendía (ペルー) と Anastasia Theodorou (ハンガリー)が共同議長を務めるSBI/SBSTA合同コンタクトグループで、この問題と議定書3.14条 (対応措置の悪影響)を議論する。

組織上、事務管理上の問題：進行役のOuld-Dadaは、提案された新規議題項目に関する非公式協議について報告した。同進行役は、水資源の重要性については全ての締約国の意見が一致したが、これをNWPの下で検討するか、別な議題項目とするかが議論の焦点となったと指摘した。農業に関し、同進行役は、AWG-LCAから更なるインプットを得る前に、SBSTAでの作業を開始すべきかどうかで意見が分かれたと指摘した。ブルーカーボンに関し、同進行役は、この問題は十分熟したものとはいえず、マングローブなど関連する問題はREDD+で議論されるというのが多数の締約国の見解であったと指摘した。自然の権利と生態系への影響に関し、同進行役は、この問題もSBSTAで取り上げるだけ熟したものとは言えないというのが多数の締約国の感触であったと述べた。非公式協議が続けられる。

SBI開会プレナリー

キャパシティビルディング (条約)：SBI議長のOwen-Jonesは、この問題 (FCCC/CP/2010/5, FCCC/SBI/2010/20 and MISC.6, FCCC/SBI/2009/4-5, MISC.s 1-2 and MISC.12/Rev.1)に関する議論は、決定書10/CP.16 (条約の下での途上国のキャパシティビルディング)附属書に基づき続けるべきだと述べた。

Paula Caballero Gómez (コロンビア)とYuka Greiler (スイス)がコンタクトグループの共同議長を務める。

キャパシティビルディング (議定書)：SBI議長のOwen-Jonesは、この問題 (FCCC/KP/CMP/2010/10, FCCC/SBI/2010/20, FCCC/SBI/2010/MISC.6, FCCC/SBI/2009/4-5, MISC.s 1-2 and MISC.12/Rev.1)に関する議論は決定書11/CMP.6 (京都議定書の下での途上国のキャパシティビルディング)附属書に基づき続けるべきだと述べた。

Paula Caballero Gómez (コロンビア)とYuka Greiler (スイス)がコンタクトグループの共同議長を務める。

CDM理事会の決定に対する上訴：この問題 (FCCC/SBI/2011/MISC.2 and FCCC/TP/2011/3)に関し、ボリビアは、CDMのプロジェクト承認プロセスへの上訴手続き導入を支持すると表明した。同代表は、上訴権を有する利害関係者の分類を可能な限り広範なものとするよう求め、プロジェクトの影響を受ける人間や地域社会、関連の市民団体も含めるべきだと述べた。

Tredene Dobson (ニュージーランド)とYaw Bediako Osafo (ガーナ) がコンタクトグループの共同議長を務める。

遵守に関する議定書の改定：SBI議長が非公式協議を開催する。

条約**4.8**条および**4.9**条：決定書**1/CP.10** (ブエノスアイレス行動計画)：SBI議長のOwen-Jonesは、文書FCCC/SBI/2010/10の附属書IVに記載される文書に基づき決定書草案の検討を続ける義務があると指摘した。SBI副議長のSamuel Ortiz Basualdo (アルゼンチン)がコンタクトグループの議長を務める。

LDCs関係問題：LDCs 専門家グループ(LEG)副議長のPepetua Latasi (ツバル)は、2011-2012年LEG作業計画(FCCC/SBI/2011/4)の作成に関する報告書を提出した。Rence Sore (ソロモン諸島)がコンタクトグループの議長を務める。

国家適応計画：Andrew Ure (オーストラリア)とBalisi Justice Gopolang (ボツワナ) が、LDCs によるNAPsの作成および実施を可能にするプロセス、および LDCsと他の途上国のための方法論およびガイドラインに関するコンタクトグループの共同議長を務める。

損失および損害の対応方法：この問題(FCCC/SBI/2011/3 and MISC.1)に関し、トンガはAOSISの立場で発言し、COP 17において、損失および損害に関する作業計画に基づく活動に関わる決定を行い、求め、さらにCOP 18で損失および損害に関する国際メカニズムの設立を目指すとの合意をするよう求めた。Mark Berman (カナダ)ならびにもう1名未定のものがコンタクトグループの共同議長を務める。

議定書**3.14**条 (対応措置の影響)に関する問題：Eduardo Calvo Buendía (ペルー)とAnastasia Theodorou (ハンガリー)が、この項目ならびに議定書**2.3**条 (政策措置の悪影響) に関するSBI/SBSTA 合同コンタクトグループの共同議長を務める。

対応措置実施の影響に関するフォーラム：対応措置実施の影響に関するSBI/SBSTA合同フォーラムは来週開催される。

附属書I国別報告書：Helen Plume (ニュージーランド)およびDiann Black Layne (アンティグア・バーブーダ)が、第5次国別報告書関連の小議題項目に関するコンタクトグループの共同議長を務める。

非附属書I国別報告書:非附属書I 国別報告書に関する専門家諮問グループ(CGGE)：CGE議長のSangchan Limjirakan (タイ)は、2011-2012年CGE作業計画および作業構成書の実施進捗状況を提示した。ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、附属書II諸国はCGE作業計画に必要な資源を提供するよう求めた。

条約**12.5**条 (実施に関する情報の連絡) の更なる実施：ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、今後の報告書作成枠組みでは共通するが差異のある責任の原則に配慮し、各国の国情の違いを反映させるべきだとし、報告書作成要求の増加は (作成支援の) 資金の増加を必要とすると述べた。

資金援助および技術支援：地球環境ファシリティ(GEF)は、非附属書I国別報告書に対する資金援助の可能性に焦点を当てた。G-77/中国は、国別報告書向けの50万米ドルまでという固定額は現実の各国の違いに配慮

したものではないと指摘した。同代表は、国別報告書の費用全額に相当する資金をタイムリーに配分する必要があると強調し、国別報告書支援プログラムが近く終了することに懸念を表明した。

Helen Plume (ニュージーランド)とDiann Black Layne (アンティグア・バーブーダ)が、これら小議題項目に関するコンタクトグループの共同議長を務める。

AWG-LCA ワークショップ

途上国の国家適切緩和行動(NAMAs)に関するAWG-LCA ワークショップでは、Christian Pilgaard (デンマーク)が進行役を務めた。

チリは、2007年をベースラインとし、2020年までにベースライン(BAU)より20%の乖離を達成するという自国の緩和プレッジを紹介した。また同代表は、2020年までに先進国の地位に達するとの目標も指摘し、低炭素経済を実現することが目的であると説明した。チリは、このプレッジ達成のため、エネルギー効率、再生可能エネルギーおよび土地利用・土地利用変化・森林(LULUCF)を用いると述べた。同代表は、次のものを含めるイニシアティブを紹介した：エネルギー効率のための国家プログラム；2008年差異性可能エネルギー法；気候変動に関する国内行動計画；緩和行動計画およびシナリオ；市場の準備のためのパートナーシップ。チリは、NAMAsの策定方法について説明し、1頁の「NAMAテンプレート」をエネルギー省、農業省、運輸省に送付したと述べた。

エチオピアは、自国の気候耐性グリーン経済イニシアティブ (Resilient Green Economy Initiative) について発表した。同代表は、2020年までに中所得国家になり、この成長をカーボンニュートラルな形で行うとのエチオピアの目標を紹介した。同代表は、雇用の創設、歳出バランスの改善、健康の改善など、エチオピアのNAMAsで可能な副次利益の一部を明らかにした。エチオピアは、このためにとった手段を紹介した、これには現在の排出量およびBAUの排出量の推計、緩和ポテンシャルの特定、グリーンな成長の可能性分析が含まれる。同代表は、次のステップとして、利害関係者や可能性ある資金寄贈者との協議、制度化などを挙げた。

AOSISは、次の項目に焦点を当てた：非附属書Iの排出量が増加しており、IPCC第4次評価報告書 (AR4)記載の範囲かそれ以下まで削減する必要がある；非附属書I諸国は緩和行動をとっている；これらの行動には附属書I諸国の援助が必要である。同代表は、小島嶼途上国(SIDS)がカーボンニュートラリティーおよびBAUまたは基準年以下までの排出削減などの目標を採択したと指摘した。さらにAOSISは、再生可能エネルギープロジェクトによる太平洋諸島温室効果ガス緩和 (Pacific Islands Greenhouse Gas Abatement through Renewable Energy Project) などの具体的なプロジェクトに焦点を当て、このプロジェクトには11カ国が参加し、2015年までにBAUより33%排出量を削減することが期待されると述べた。

チリは、質問に応じて、特にパイロットMRVシステムを開発する努力を指摘し、透明性および国際的な協議および分析(ICA)への支持を表明した。同代表は、NAMAsに必要な支援の規模は計算されていないが、コペンハーゲンにおけるチリのプレッジの根拠となった当初の想定では、資金のうち10%を国内で調達する予定だと指摘した。またチリは、規制されるべき部門を決定する過程にあるとし、キャップアンドトレードシステム、NAMAクレジット、他のオフセットメカニズムも検討中であると述べた。さらに同代表は、インベントリとNAMAsのリンクが必要であると強調した。NAMAテンプレートに関し、チリは、NAMAレジストリならびに一般に公開される情報とのリンク付けが可能な枠組みを提供すると指摘した。

エチオピアは、資金援助の必要性はこの秋には明らかになると説明した。同代表は、マイクロファイナンスに注目し、必要な援助はローン、基金、株式の組み合わせとなる可能性があるとして述べた。

AOSISは、NAMAsとオフセットを区別する必要があると指摘し、新しい市場メカニズムは法的拘束力のある国際合意においてこそ意味があると強調した。

ベトナムは、国内気候変動戦略および国内グリーン成長戦略の作成努力について発表した。同代表は、ベトナムでのNAMAsには大きなポテンシャルがあるとし、28件のNAMAsの可能性が明らかになっており、エネルギー部門で15件、LULUCF部門で8件、農業部門で5件などであると指摘した。同代表は、NAMAs開発の困難さ、共通基準がないこと、十分な国際援助およびMRVなどのガイダンスがないことを指摘した。

ケニアは、NAMAsを特定し開発するための国内プロセスが進行中であると発表した。同代表は、2010年に策定された国内気候変動対応戦略、およびこれを実施するための行動計画に関し現在行われている作業についても説明し、次のものが含まれると述べた：低炭素開発経路；国家適応計画；NAMAs；研究開発；技術移転；資金調達。同代表は、協議を行う形で政府の全省庁および利害関係者が参加する必要があると強調した。

EUは、途上国も緩和努力に貢献できると強調した。同代表は、途上国のNAMAsが多様なことから支援自体にも多様性が必要となると指摘した。同代表は次の提案を行った：途上国における費用効果の高い行動、および途上国のニーズおよび目標の明示；「野心度ギャップ」に対する理解を深める；2°C目標と持続可能な開発目標達成のシナジーを明らかにする。同代表は、「プレッジワークショップ」が極めて重要であるとし、事務局に対し、2011年の会合で得られた情報をテクニカルペーパーにまとめるよう求めた。議論の中で、コスタリカ、セントルシア、ノルウェーも事務局によるテクニカルペーパー作成を支持した。

ベトナムは質問への回答の中で、ベトナムはUNFCCCガイドラインに従い自国のBAU排出量を計算していると指摘した。同代表は、政策決定の課題として、気候変動に関する認識の欠如や省庁間の協力不足、さ

らには技術知識のなさを挙げた。EUは途上国の多様性を認識する一方、全ての途上国を対象とする単独の枠組みの可能性があると繰り返し、この枠組みの中で差異化を図ることも可能だと述べた。

中国は、NAMAsの開発および支援の特定を相互作用の形で行うには、先進国と途上国間のフィードバックがカギになると述べた。

ボリビアは、森林部門の重要性を強調し、森林の排出量の主要な原因は森林火災であると指摘した。同代表は、森林火災をモニタリングし、これと闘うためのボリビアの新しい緊急計画を強調し、長期的な防止計画が必要だと述べた。同代表は、自国の乏しい資源はこの緊急事態への対応に使えるというのに、これをなぜ将来の炭素市場参加のための森林の基準レベル計測に費やさなければならないのかと問うた。

ノルウェーは、附属書Iおよび非附属書I諸国のプレッジに含まれる情報の標準化を求めた。同代表は、附属書I諸国の場合は1990年を基準年とする2020年までの経済全体の排出削減目標を、非附属書I諸国の場合は基準年、BAUまたは国内総生産単位当たりのCO₂などの基礎情報を標準として挙げた。

米国は、報告書作成システムの改善には次の段階が含まれると述べた：2年間報告書の提出；その後の分析報告；国際協議および分析、そしてSBIでの意見交換；事務局による統合報告書の作成。同代表は、SIDSおよびLDCsに対する報告書作成要件での柔軟性に言及し、特定の途上国の貢献および実施に関するフィードバックが重要であると指摘した。

議論の中で、ケニアとメキシコは、隔年の報告書作成の経験がない国が多数あると指摘した。オーストラリアは、たとえばテクニカルペーパーなどでの途上国のプレッジの中身を披露することを支持し、隔年の報告書は当面すよう排出国に焦点を当てるべきだと述べた。

ノルウェーは、途上国のプレッジを明確にするためのデータ収集支援を目指すと述べた。同代表は、目標を持ち、長期的で持続可能な国家報告書システムの必要性が高まっているとし、そのようなシステムを支援する必要があると強調した。米国は、各国で実現できることには違いがあると応じ、「主要なプレーヤー」は現在の能力でも十分2年間報告書を作成できると繰り返した。米国は最貧国でも最も富裕な国でもない諸国に関し、「中程度 (modest) の能力」を有しているとし、「中程度の責任」を取るべきだと述べ、これら諸国が一貫性のある形で頻繁に報告書を作成できるようにするには「中程度の費用」がかかると述べた。

気候行動ネットワークは、排出削減の長期目標での合意を妨げているのは、努力を共有しようとの合意が欠けているためだと述べた。同代表は、次の提案を行った：NAMAsおよびBAUの計算に関する明確かつ共通のガイドライン設定；必要な支援のタイプおよび規模の特定；低炭素開発戦略の作成；NAMAジストリおよび確固としたMRVシステム開発のための作業計画の作成。

議論の中で、多数の国がワークショップを歓迎した。コロンビアは、制度間の協力が必要であると指摘し、NAMAsに提供される支援の野心度の引き上げは可能であると述べた。シンガポールは、更なるワークショップにおいては、他の非附属書I締約国もプレッジを行うよう推奨すべきだと述べた。チリは、テクニカルペーパー作成の考えを支持した。ブラジルは、状況の多様性を捕捉すべきだと強調し、米国と共に、これらの問題について交渉の中でもさらに議論を重ねることを支持した。

コンタクトグループおよび非公式協議

AWG-LCAコンタクトグループ：午前中のコンタクトグループ会合で、進行役は非公式グループの進捗状況を発表した。

適応に関し、進行役のKumarsinghは、締約国が特に次の項目について議論したと報告した：カンクン合意にある適応に関する条項の運用を開始する方法、これには適応委員会の構成や手法、他の制度とのリンクが含まれる。

技術に関し、進行役のUosukainenは、気候技術センターおよびネットワークの統治構造および委託条件に焦点が当てられたと述べた。同進行役は、統治構造については共通意見を広げていく必要があると指摘した。

共有ビジョンに関し、AWG-LCA副議長のMukahana-Sangarweは、排出削減に関する長期世界目標および世界の排出量のピークについては意見の違いが残っていると報告した。同副議長は、締約国はワークショップの可能性など更なる技術情報を要求したとし、今後の進め方について合意する前に、公平性やその他の問題を議論するため別な会議を開催する必要があると指摘した。アルジェリアは、特に、世界目標やピーク時に関する指針原則についても議論されたと付け加え、多数の締約国が歴史責任を支持したと述べた。

キャパシティビルディングに関し、進行役のUosukainenは、キャパシティビルディングのモニタリングやレビューのため適切な情報を入手し、提供することの困難さが特に議論されたと報告した。同進行役は、制度アレンジに関して意見の違いがあり、一部の締約国は既存の組織のマנדート強化を支持したが、他の締約国は新しいメカニズムを求めたと指摘した。同進行役は、締約国は事務局に対しキャパシティビルディングに関する報告書作成についてのテクニカルペーパーを作成するよう要請したとし、議論された主要問題を取りまとめた覚書を次回の会合での議論に発表する予定であると述べた。

その他の問題(経済移行国)に関し、進行役のShimadaは、経済移行中の附属書I締約国がCOP17決定書草案を提出し、締約国はこれについて、特に低排出な経済成長について議論したと報告した。同進行役は、締約国に対し非公式に協議するよう提案した。

その他の問題（COPが認めた特殊な国情を持つ諸国）に関し、進行役のShimadaは、条約における締約国の現行の分類に関するトルコの懸念について意見交換を行ったと報告した。同進行役は、非公式協議を行うよう締約国に提案した。

特権と免責：午前中のコンタクトグループ会合で、締約国は条約アレンジに関する文書草案を検討した。オーストラリア、カナダ、EU、ニュージーランド、シンガポールは、京都議定書だけでなくUNFCCCの下で設立された構成組織やその他の組織に務める個人についてもアレンジを明らかにするよう希望した。日本は、この問題はAWGsの成果にも依存することから、議論を行うのは時期尚早であると発言した。

会合期間外会合（SBI）：午前中のコンタクトグループ会合では、COP 17前の会合期間外会合開催の可能性が検討された。バングラデシュはG-77/中国の立場で発言し、AWGsのみの短期間の会合を支持した。オーストラリアは、スイス、米国、EUの支持を受け、有益に作業を進められるよう「独創的な方法」の検討を提案した。同代表は、実質的な討議が必要とされる問題に焦点を当てられる、専門家グループの会合を提案した。米国は、追加会合の費用と利益を検討するよう求めた。

REDD+関係の活動に関する手法論ガイダンス：午後のコンタクトグループ会合で、締約国は、ダーバン会合に向けた準備作業について議論した。ボリビアは、森林の保護と森林の管理に焦点を当てるよう求め、森林は炭素の吸収源としてだけでなく、より全体的な展望に立ち、検討されるべきであると述べた。しかし、アフリカグループの立場で発言したガーナ、EU、パプアニューギニア、米国、日本、その他は、決定書1/CP.16の付録2に記載する問題の議論を優先させる必要があると強調した。

EU、パプアニューギニア、その他は、ダーバン会合前のテクニカルワークショップ開催を支持したが、ブラジルはスリナム、その他の支持を受け、特定の問題の議論には技術的な専門性が求められるとし、技術専門家グループを提案した。多数の締約国が、既にREDD+活動に従事しているオブザーバー組織は有用な情報を提供できるほか、経験を共有できると指摘した。一部の締約国は、明確な定義付けに焦点を当てるよう提案したが、他の締約国は、セーフガードやその他の優先度の高い参照レベルおよびMRVシステムに焦点を当てるよう提案した。結局、締約国は、次回の会合では参照レベルやその他の重要問題の議論に移る前に、セーフガードについて最初に議論すると決定した。

廊下にて

金曜日、ボンの気候変動会議は議事進行がスピードアップされ、SBIやSBSTAはプレナリーを開催し、AWG-LCA緩和ワークショップが丸1日開催されたほか、3つの組織の下での多数のコンタクトグループや非公式協議の開催で高速オートバーンを走っているようであった。月曜日にこの会議が開始されて以来、初め

て、参加者が一つの会合から別な会合へと急ぐ姿が見られた。「文句は言わないよ」と忙しそうながら幸福そうな参加者がコメントした、「何もしないよりは忙しい方が良さ！」と。AWG-KPグループは金曜日に会議を開催しなかったが、事情を知るものの予測では、土曜日には議定書の交渉トラックも忙しくなると見られる。

午後、締約国は、カンクン合意で義務付けられているAWG-LCAの成果の法律様式に関し非公式協議を開催した。この協議での議論の進行状況について、出席したものの見方は分かれた。一部のものにとっては、単にこれまでの意見交換の蒸し返しであった。しかし、他のものにとっては、この協議は「正しい方向に向けての」一歩前進と受け止められた。これはAWG-LCAの下での法的拘束力のある合意の要素が具体化され始めたためである。ある参加者は、法的拘束力のある合意の必要性では多数のものの意見が一致しているが、その解釈は締約国間で大きく異なると説明した。一部のものは、条約の下での新しい議定書の形とすべきだと発言したが、他のものは「現在の国際社会の構成」を反映する新たな全体枠組みを希望し、その一方で、COP決定書を求めるものもいた。「中身や目的もわからずに形式だけ決められるわけがない」とある参加者が表現したとおり、議論を行うことも無意味だとするものもいた。

この日、多数の参加者がAWG-LCAの緩和に関するワークショップでNAMAsについて考えることで1日を過ごした。多様な途上国が一部の先進国が行っている以上の行動をとっていることに強い印象を受けたものが多数いたようだ。あるオブザーバーは、「実際にこのような場に来て、どういった行動をとっているかを聞くまでは、何も起きていないと思いきや、それが真実でないのは明らかだ、多数の途上国が多く行動をとっているようだ」と述べた。

GISPRI仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Aaron Leopold and Anna Schulze. The Editors are Robynne Boyd and Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General support for the *Bulletin* during 2011 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI) and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Specific funding for the coverage of this workshop has been provided by the UNFCCC Secretariat. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., #11D, New York, NY 10022, United States of America.



SB 34およびAWGハイライト:

2011年6月11日 (土曜日)

コンタクトグループと非公式協議が終日AWG-LCA、AWG-KP、SBI、およびSBSTAの下で行われた。午後からは、COP 17およびCOP/MOP 7次期議長によるオープンエンドな非公式協議が開催され、締約国がダーバンに寄せる期待について話し合いがもたれた。

コンタクトグループおよび非公式協議

附属書 I 国のさらなる約束 (AWG-KP): 午前のコンタクトグループで、AWG-KPのMacey議長が、議論の焦点は: 政治的な問題; 議定書改正に係わる法的問題; スピンオフ・グループの設置になると述べた。政治的な議論を続けるため、会議2週目からは木曜を除き、毎日コンタクトグループを開催することをAWG-KP Macey議長が提案し、締約国もこの案に賛同した。

その後、AWG-KP Macey議長は、Gerhard Loibl (オーストリア)に議定書改正に係わる法的問題に関する協議について報告するよう求めた。進行役のLoiblは、AWG-KP 副議長Diouf Sarrとともに協議を行ったことを指摘し、さらなる協議の継続のための時間を要請した。

ブラジルは、G-77/中国の立場から、議定書の下での第2約束期間にコミットする意思があるかどうか附属書I締約国が政治的に明確に示すことが重要だと強調した。ツバルは、法的問題の議論について、すべての締約国が他国の見解をそれぞれ確実に理解できるようにするため、二国間協議とは違う形態で実施すべきだと述べた。また、スピンオフ・グループの設置については、それらのグループで行われる技術的な議論を議定書の第2約束期間の問題に限定させるという条件で賛成の意を表明した。EUも、法的問題については二国間協議を実施しないことに賛同し、これについてはスピンオフ・グループの開設を提案した。また、技術的な議論と政治的な議論の継続を支持した。

南アフリカは、次期COP/MOP議長国として、多くの附属書I締約国が議定書の下での第2約束期間の議論に参加する意思を表明していると指摘し、グループでの議論がAWG-KPのマンデートを厳守しているか把握するためのスピンオフ・グループ設置を提案し、多くの締約国の支持を得た。スイスは、スピン



オフ・グループがテキストに関する進捗を図るというマンデートを担うべきだと述べ、インドは、いかなる技術論議もカンクンで定められた政治的な文脈の中で行うべきだと述べた。

スピンオフ・グループ設置には幅広い合意が必要だとするAWG-KP Macey議長は、グループのマンデートはAWG-KPの作業計画を土台にすると述べ、議長の修正提案 (FCCC/KP/AWG/2010/18/Add.1)の様々な章でカバーされているテーマ、すなわち: 数値および京都議定書の改正 (I章); 土地利用・土地利用変化・林業(LULUCF) (II章); 柔軟性メカニズム(III章); 方法論バスケット問題 (IV章); および対応措置の潜在的影響 (V章)について、スピンオフ・グループを設置することを提案し、締約国もこれを承認した。

LDC (SBI):午前のコンタクトグループでは、LDC専門家グループ (LEG)の作業計画および地球環境ファシリティ(GEF)のガイダンスが焦点となった。

バングラデシュは、LEG作業計画を支持し、国家適応計画 (NAPA)の実施を支援するためGEFに対するガイダンスを明確にする必要があると指摘した。カナダ、ガンビア、オーストラリアおよびソロモン諸島がLEG 作業計画を支持した。

EUは、LEGの作業を進める必要性を認識し、作業計画の議論に集中するよう提案した。オーストラリアは、作業計画の問題の中で優先順位をつける必要があると強調; テクニカルペーパー作成のためのケーススタディを実施するよう提案; LEGがNAPA更新および策定計画への更新内容の統合に集中するよう提案; 専門機関との連携を奨励した。

マラウイは、SBIがGEFに対し、完全な作業計画のために資源を利用できるようにするべく検討することを指示すべきだと述べた。EUは、LEGが毎年の計画のサイクルに基づいて作業を行うよう提案するとともに、GEFへのガイダンスを資金メカニズムに関する議題項目の下で検討すべきだと述べた。ガンビアは、毎年ではなく2年ごとに計画を立てる方が良いと述べた。Sore議長は、資金の懸念は資金メカニズムのコンタクトグループで取り上げる方が良いと示唆した。ノルウェーは、ダーバンの前にGEFへのガイダンスを明確に行うよう推奨し、そうでなければCOP 18までアクションが遅れてしまうと述べた。グループの次回会合までに議長が結論書草案を作成予定。

特権と免責事項 (SBI):特権と免責事項に関する午前のコンタクトグループでは、CDM理事会、適応基金理事会および 遵守委員会からの代表者が、構成された機関に勤める個人の特権と免責事項について調整する必要があると強調し、それぞれの機関の役割への懸念を強調した。



日本は、必要な際はケースバイケースで、構成された機関についての特権と免責事項を協議する権利を有するとの意見を述べた。

ツバルは、特権と免責事項が適用される機関を定めた同国が提案する法的免責措置について強調し、ドイツ国外で業務を行う場合には本部協定の対象とならないため議定書の下での専門家審査チームのメンバーに免責を与える必要があるとも指摘した。

連絡手段については、ツバルおよびジャマイカが特権と免責事項に関する1946年の国連条約から抜粋された全文書・全ペーパーの不可侵性に関する文言ではあらゆる連絡手段が網羅されていないと述べ、電子的な連絡方法について明示的に言及する案を支持したが、EU、カナダおよびオーストラリアが反対を唱えた。電子的な連絡方法についての記載を脚注に入れるべきかどうかという問題も検討された。島田議長は、本件については国連法務部から明確な返答が得られるだろうと指摘した。

先進国の緩和 (AWG-LCA): 午前行われたAWG-LCAでの先進国の緩和に関する非公式協議では、ダーバンの成果の一部として決着すべき問題の特定に焦点があてられた。多くの締約国が先進国の緩和の誓約における野心のギャップを強調し、このギャップを埋めるために野心レベルを引き上げる必要があると指摘した。いくつかの締約国は、野心レベルを単独で検討することはできないが、AWG-KPとAWG-LCAの両交渉トラックを考慮に入れ、この野心のギャップの縮小を手助けするよう全ての国々を参加させるべきだと強調した。

何をもってダーバンの成果とするかという問題については、いくつかの締約国が、緩和の約束について記載した付属書がつけられたCOP決定書を確認したが、他方、議定書締約国である附属書I国のための第2約束期間およびそれに対応する議定書非締約国である附属書I国による約束について強調する締約国もあった。また、締約国によって以下を含める必要性が特定された：市場メカニズムを含め、これらの約束を達成する手段；隔年報告や世界の長期目標の妥当性に関する2013-2015年のレビューを前に第1回報告書のスケジュールを含めた、測定・報告・検証(MRV)のガイドライン；排出量及び除去量に関する国際的なアセスメントおよびレビュー(IAR)のガイドライン；LULUCFおよび市場メカニズム活用に関する明確なルール；および遵守に関する特別作業部会。いくつかの締約国は、ダーバンでの議論を円滑に進めるため、ここボンで文言を作成する必要があると認めた。非公式協議が続けられる。

非附属書I国の国別報告書 (SBI): 午前のコンタクトグループで、非附属書I国の国別報告書に関するSBI結論書向けの主要な要素が取り上げられた。



ブラジルは、G-77/中国の立場から、議論では特定の議題の小項目だけを取り上げるべきだと主張した。EUは、新しく提案した議題小項目が完全に“落とされた”ことへの失望感を表明し、それらの問題についてダーバンで良い成果を出せるよう望むと述べた。

最初に取り上げられた議題小項目は、非附属書I締約国の国別報告書に関する専門家諮問グループ(CGЕ)の作業についてであった。ブラジルは、G-77/中国の立場から、地域別ワークショップの資金難に懸念を示しつつ、CGЕ作業計画の完全実施を求めた。EUは、決定書 1/CP.16 (AWG-LCAの作業の成果)が規定する通りに、CGЕには非附属書I国がもっと頻繁に報告を出すようにする任務があると強調し、CGЕのマンデートがダーバンで再検討されることを想起した。ナイジェリアは、アフリカン・グループの立場から、国別報告書の作成およびCGЕの活動実施に必要な資金供給に焦点をあてるよう提案した。

報告頻度と資金および技術の支援については、G-77/中国が、「共通するが差異ある責任」の原則を踏まえて更に実施を図るべきだと述べた。また、詳細な報告書づくりだけではなく、各国のキャパシティビルディングのためにも支援が必要であると強調した。G-77/中国は、非附属書I国の国別報告書は、条約に基づき、合意済みのコスト全額をカバーする資金の可用性次第であると述べた。EUは、資金提供と非附属書I国の国別報告書の頻度増加との関連性について確認しているカンクン合意の中のテキストを強調した。さらに、EUは、カンクン・マンデートに基づく十分な資金提供に係わるGEFとの議論についてコメントした。ノルウェーは、非附属書I 国の国別報告書をもっと系統的に支援するようGEFに明確なメッセージを与える必要があると強調した。

オーストラリアは、標準化プロセスと簡素化された共通報告様式を支持し、それこそが情報の比較可能性に貢献するものだと強調した。米国は、隔年報告書を提出する国の定義づくりを求め、キャパシティビルディングの目的を含めて明確さと頻度について強調した。G-77/中国は、国別報告書の準備にあたり、非附属書Iの国々がもつニーズの多様さが十分に認識されていないとし、これは合意済み全額費用を満たすための資金提供に係わる条約の要件と一致していないと述べた。SBI結論書草案を作成し、議論は継続の予定。

政府間会合 (SBI): 午前の政府間会合に関する調整についてのコンタクトグループ で、オブザーバー組織の参加問題が取り上げられた。オーストラリアは週の初めに行われた、オブザーバーの参加に関するワークショップの概要を説明。その中で、現在のUNFCCCプロセスにとってオブザーバーの参加がメリットとなっているとの明確な意識について言及し、オブザーバーのさらなる参加によって更に多くの

ものが得られると述べた。また、締約国にはワークショップのレポートで総括された結論を検討するよう要請した。

労働組合NGO団体は、例えば非公式会合へのアクセスといった、ワークショップのレポートにある提案の多くが、今現在行われている会合でも実施可能であると指摘した。企業および産業NGO団体は、協議のアレンジおよび諮問パネルの強化案について好意的な反応が得られたと述べ、希望する団体にはそうした場が利用できるよう開放すべきだと述べた。

先住民組織は、生物多様性条約が先住民の直接参加を促していることを強調し、遺伝資源のアクセスと遺伝資源の利用から生じる利益の公正で衡平な配分（ABS）に関する名古屋議定書の採択は、参加が成功につながるという良い事例だと述べ、先住民の参加を促進させる自主型信託基金を求めた。

EUは、次の問題を模索する用意があると述べた：全体会合（プレナリー）、コンタクトグループ、その他のセッションにおけるオブザーバーの発言の増加；オブザーバーへの第1回非公式会合の開放；非公開の会合に関する報告の強化；オブザーバーの意見書提出の機会向上；およびオブザーバーからの技術的なインプットの強化。

オーストラリアは、オブザーバーの発言に必要とされていた事務局への事前申請の廃止を提案し、COPのハイレベル協議に勧告や意見を提出できるようにするために、プラットフォームやダイアログの創設が必要だと指摘した。

ボリビアは、参加のための新たなメカニズムを求め、気候変動に関する地球規模の住民投票が必要だと強調し、“カネが参加動機となってはならない”とも述べた。

REDD+ (AWG-LCA): REDD+についての非公式協議がAWG-LCAの下で行われ、検討課題を特定した。多くの締約国が、資金や市場などカンクン合意で規定された諸問題の検討に専念するという案を支持した。一部の途上国は、幅広い観点から森林関連の様々な局面を集中的に検討する方が良いとの意見を出した。多くの国は可能な資金オプションの検討やその影響、および可能な資金源とメカニズムについて特に強調した。数カ国がセーフガードの重要性を強調した。いくつかの途上国が、導入をめざすREDD+実施の第一段階である森林参照レベル、森林会計および国家戦略等は、特に公的資金と無利子融資に頼るべきだと述べた。また、いくつかの国がグループのREDD+議論は、資金や市場メカニズム等の関連問題に関する他のグループで現在行われている議論に依拠するものだと述べた。

クリーン開発メカニズム(CDM) 理事会の決定に対する控訴(SBI): CDM理事会の決定に対する控訴(アピール)について午後行われた非公式協議では、プロジェクト登録申請の承認・再審査・却下および認証排出削減量(CERs)発行等の手続きに焦点を当てながら、事務局がCDMプロセスの概要を説明した。

今からダーバンまでの論点として: CDM理事会の決定に対する控訴メカニズムの種類、形態、および主な特徴; COP/MOP決定書草案に記載すべき重要な要素および詳細さのレベル; および控訴メカニズムを構築するCOP/MOP決定書草案の準備などがあると挙げられた。

制度的な枠組みについては、特に、必要な専門家の人数および専門知識、およびアピール・パネルの責任主管はどこにあるかという点などが議論された。形態については、専門家名簿から専門家メンバーを選出する責任を担う議長または複数の議長を抱える特別パネル; あるいは、遵守委員会の執行部のような既存の機関を利用する案が締約国より提案された。専門知識については、ほとんどの締約国が専門家には法律か規制についての知識が必要だと述べていたが、専門家にCDMの専門知識が必要だとの意見が出る一方で、それは不用だとの意見もあった。

控訴の範囲については、プロジェクト登録またはCER発行の要請を却下するというCDM理事会の決定だけに限定すべきか、プロジェクト登録またはCER発行要請を承認するという決定についてもカバーすべきか、議論がなされた。進行役により次回会合前にCOP/MOP決定書草案が作成される予定。

損害・被害に関する作業計画(SBI): 損害・被害に関する作業計画について、SBIコンタクトグループが午後行われ、Berman議長により項目 (FCCC/SBI/2011/3 および MISC.1)の紹介があった。

バルバドスは、オーストラリアとともに、ボンで6月5日(日)に開催された損害・被害に対する革新的アプローチに関するセミナーについて報告し、災害リスク軽減戦略では、損害・被害への対応が鍵であり、遅効性および確実性の高い事象に係わる長期的な課題への対応が急務であると述べた。

トンガは、AOSISの立場から、3つの要素(厳しい天気事象の影響、リスク管理、ゆっくりと発現する事象に関連する復興)を強調し、SB 35からSB 37までの間に少なくとも3回のワークショップ開催を提案した。バングラデシュは、COP 18までに損害・被害に対処するためのメカニズムを構築することを呼びかけた。米国は、作業計画で損害・被害を軽減するための活動を強調すべきだと述べ、国家主導のリスク軽減活動を支持した。また、オーストラリア、カナダとともに、制度メカニズムに関する議論は時期尚早だと述べた。ボリビアは、先住民族や脆弱なコミュニティをプロセスに参加させることが重要だと強調した。日本は、損害・被害の科学的、技術的側面に注意を払うべきだと述べた。

サウジアラビアは、COP 18での決定まで、締約国が活動を採択または実施するというマンデートは無いと述べ、セミナーは依然として正式なUNFCCCプロセスの枠外にあると強調した。非公式協議が継続する。

途上国の緩和 (AWG-LCA): 午後にAWG-LCAの下で行われた途上国の緩和に関する非公式協議で、締約国は、ボンでの優先課題、ボンからダーバンまでに取り上げるべき問題、およびダーバンに期待する課題などを特定するよう求められた。

多くの締約国は、ボンでは、各国に適切な緩和行動(NAMA)のための登録簿についての作業に専念するという案を支持した。事務局がNAMA登録簿の設計と役割に関するテクニカルペーパーを作成するよう提案する国もあった。また、二年に一度の途上国の報告書については、各国のGHGインベントリや緩和行動に関する情報の更新作業も含め、今後の仕組みの概略をまとめる必要があるとの意見もあった。途上国の緩和の誓約については、もっと系統立てた方式で提示する必要があると留意する締約国もいくつか見られ、これについては共通報告様式づくりを支持していた。

特に登録簿を通じたNAMAへの支援促進およびMRVのためのモダリティやガイドラインに関して、会合間の専門家による技術的な作業が支持された。また、多くの途上国は、途上国がNAMAを作成する際の支援方法および“支援の促進”の意味合いについて明確にするよう求めた。

ダーバンに期待するものとして、一部の締約国は、非附属書I国の隔年報告のためのガイドライン、ならびに2013年-2015年に予定される世界全体の長期目標の検証のための報告書作成に関するガイダンスの完了および採択を行う必要があると強調した。また、ダーバンにおいて、国際的な協議と分析 (ICA) の主要要素と様式の詳細について詰めるべきだとの提言があった。非公式協議が継続する。

国別適応計画 (NAP) (SBI): 夕方には、APに関するSBIコンタクトグループが開かれ、手短かにスコープや今後の方針についての各国の見解が議論された。Ure共同議長より、各国のNAPとNAPAの相違; NAPに適した要素; NAPの定義に活用できる専門知識やガイダンス;ダーバンの成果に期待するもの; および今後の道筋について、週末にかけて締約国が検討するよう要望があった。

ボリビアは、G-77/中国の立場から、制度的アレンジ強化のためのベストプラクティス; LEGの役割; 技術メカニズムと適応委員会の連携; および国家レベルとの連携を強調した。ガーナは、アフリカン・グループの立場から、オーストラリア、AOSISの立場からバヌアツ、および米国は、LEGからのフィードバックとガイダンスの重要性を強調した。AOSISは、伝統的知識と先住民の知識を含めることを強調した。



REDD+関連の活動のための方法論上のガイダンス (SBSTA): 午後の非公式協議では、REDD+活動を実施する上で決定書 1/CP.16の付属書Iに記載されたセーフガードをどのように取り上げ、尊重するかという点について情報提供を行うシステムについて議論した。

締約国は、各国の事情や規則性、予測可能性、整合性、比較可能性といったシステムの諸原理を取り上げた。

また、一部の締約国は、このシステムは特に、既存の国家制度に立脚; 国家主権の尊重; 先住民や地元コミュニティの参加の確保; 国家戦略への統合; および追加的な負担の回避などを行うべきだと指摘した。多くの締約国が、セーフガードに関してレポートするため、国別報告書の活用を支持し、隔年の報告書の中にもこの情報を入れるという提案もあった。

とりまとめる情報の種類については、国際機関や非政府組織が制作した評価や貴重な経験についての報告に一部の締約国がスポットをあてた。また、国際レベルでの森林製品の需要サイド; 情報に係わる手法と情報源; 法律; 政策; およびガバナンス体制などの情報を特に入れるべきだと案を支持する締約国もあった。

制度の種類と規模については、おそらくは生態系や地元レベルも含め、必要な情報の種類にあわせて規模を調整すべきだと意見があった。テキスト案が作成され、協議が継続される。

締約国のダーバンへの期待に関する非公式協議

COP 17およびCOP/MOP 7の議長国となる南アフリカ主催で、ダーバンへの締約国の期待に関するオープンエンドな非公式協議が午後に行われた。南アフリカは、将来世代がダーバンの成果を誇りに思えるように、各国は自国の利害を超え、創造性を発揮しなければならないと強調した。

カーボベルデは、AOSISの立場から、ダーバンが、議定書の第1約束期間の失効前、かつカンクンで合意された新たな約束後の重要なマイルストーンになると述べた。AOSIS、アルゼンチン (G-77/中国)、コンゴ民主共和国 (アフリカン・グループ)、コロンビア (南米諸国)、サウジアラビア (アラブ・グループ)、インド、シンガポール、中国、ベネズエラは、議定書の下で第2約束期間を設定するため、決定書にダーバンの成果を記載しなければならないと強調した。

環境十全性グループ(EIG)の立場から、スイス、そしてニュージーランドが、議定書の第2約束期間に関する合意には、LULUCFのアカウントティングと市場メカニズムに関する技術的な問題の解決が必要だと強調した。

G-77/中国、AOSIS、シンガポール、中国、インド、ベネズエラは、カンクン合意をバランスよく運用可能にすることがダーバンの第2の重要な成果であると主張した。AOSISは、すべての締約国の緩和の野心の引上げ; 損失・被害に関する作業計画; 世界全体の長期目標の厳密な審査; 適応委員会の“完全制度化”; 究極目標として法的拘束力を有する新たな合意の採択等が、特に重要だと強調した。EIGは、コロンビアとともに、ダーバン・パッケージには、AWG-LCAの成果という法的な形式に関する合意が必要だと強調した。日本、米国、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアは、カンクン合意の運用開始をダーバンの確たる成果の礎とすることを主張し、ICAおよびIARを含めたMRVの枠組みの重要性を強調、すべての主要排出国による行動が必要だと述べた。

EUは、ダーバン・パッケージの中心的な要素として: 野心のギャップを埋めること; 2013年以降の法的拘束力を有する包括枠組みに向けた一歩として法的オプションに関する妥協案の合意; MRV枠組みを含むカンクン合意の運用開始; バランス良いパッケージに照らして議定書の第2約束期間を設定すること等を挙げた。

アラブ・グループは、対応措置に関する常設委員会を求めた。ボリビアは、市場メカニズムに反対し、先住民と自然の権利を強調した。

オーストラリアは、ダーバンの成果として達成可能な要素4点: 法的拘束力を有する条約の交渉のための合意; MRVの枠組み; 農業、食糧安全保障、水を含めた適応の枠組みの運用開始; グリーン気候基金、REDD+、技術メカニズムの新制度と新たな市場メカニズムの制度化について述べた。ニュージーランドは、ダーバンで新たな市場メカニズムの創設に関する議論を進展させるべきだと述べ、農業に関する作業計画の立ち上げを求めた。

インド、ベネズエラ、アラブ・グループは、ダーバン会合前に事前会合を行う案を支持した。EUは、秋に政治的な議論に加えて、技術的な専門家会合を開催することを提案した。日本は、会合間に追加会合を実施することは効果的だと述べた。

南アフリカは、各国の関心度の高さから、来週にも協議を再開すると述べた。また、締約国には、今度のCOP議長国による“政治的なガイダンス作業”が必要な項目リストから技術的問題を取り除き、問題解決にあたるよう両AWGと補助機関に委任するよう勧告した。また、事前会合として、ダーバンまで毎月テーマを設定した会合 [緩和パッケージ(6月); 緩和フォローアップ (7月); 資金 (8月); 技術とキャパシティビルディング (9月); 政治レベルの取り組み (10月); 共有ビジョンと法的オプション (11月)]を含め、関係者と専門家との協議を開催するとの計画案についても説明した。さらに、困難な問題でも妥結



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/sb34/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

するため、これら協議は3つの閣僚級会合を伴う閣僚会議に対する情報として供されると述べた。また、南アフリカはダーバンまでに1回、会合間会合を開催する必要があると認識した。

廊下にて

ボン気候変動会議の第1週目の終わりには、Maritim Hotelのムードは週初めよりも目立って活気づいていた。一日に約30のコンタクトグループ会合や非公式協議が予定されており、何もやることが無いと不満をこぼす参加者はもはや見られない。かわりに、一度に似たような会合を掛け持ちして複数の会場を飛び回る姿が見られた。

オブザーバー組織に特定の非公式会合への参加を認めるかという問題を含む、オブザーバー組織の参加向上策についても議論が続けられた。すでに、REDD+の方法論上のガイダンスに関するSBSTAのグループや附属書 I 国のインベントリ向けのUNFCCC報告ガイドライン修正に関するSBIのグループ等、一部の非公式グループはオブザーバーに門戸を開放することを決めた。南アフリカも、締約国のダーバンに向けた期待に関する非公式協議に、あらゆる人の参加を歓迎したが、一部の国が密室会議のスタイルを維持する方がいいと主張したと伝えられている。

全体的に見ると、NGO/セキュリティ関係主催パーティや日曜日のオフの準備のために会議場をあとにする参加者の多くが、ダーバンに向け、慎重ながらも楽観的な観測を抱いているようであった。あるインサイダーは、“以前よりも全グループの議長たちの関与を高めるという次期議長国のアイディアがいいと思う”と新しい作業方法について 熱く語る。ボンとダーバンとの間に南アフリカが予定している様々なレベルでの多くの会合に感心する者も多い。とはいえ、今後5ヶ月間の作業量を思うと“ブレッシャーで圧倒されそうな気分 “との声も聞かれた。ある交渉官は、2、3日前よりも断然明るい雰囲気だが、個人的にはダーバンへの期待感を抑えていると話していた。

GISPRI仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Aaron Leopold and Anna Schulze. The Editors are Robynne Boyd and Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2011 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI) and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Specific funding for the coverage of this workshop has been provided by the UNFCCC Secretariat. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., #11D, New York, NY 10022, United States of America.

SB 34およびAWGハイライト

2011年6月13日月曜日

この日一日中、AWG-LCA、AWG-KP、SBI、SBSTAのコンタクトグループおよび非公式協議が開催された。午前中と午後、SBI議長とSBSTA議長は、対応措置実施の影響に関する合同フォーラムを開催した。午後、COP 17およびCOP/MOP 7の次期会議議長は、ダーバン会合に関する締約国の期待感に関するオープンエンドの非公式協議を継続した。

コンタクトグループおよび非公式協議

附属書Iの更なる約束 (AWG-KP) : 午前中のコンタクトグループ会合で、ニュージーランドは、全ての主要排出国を含める世界合意に向け段階を踏むことと合わせ、京都議定書の下での第2約束期間の約束を行う意思があると表明した。同代表は、第2約束期間は一つの包括的な条約の下での約束を行う移行期間と見るべきだとし、京都議定書の要素を包括的な気候レジームと合体させる「ドッキングメカニズム」を検討する必要があると強調した。オーストラリアは、第2約束期間の問題は全ての主要排出国の約束と本質的に結びつく問題だと述べた。同代表は、途上国の国内行動に注目し、これを「国際化」すべきだと述べた。

セントルシアは、先進国の緩和努力および適切な野心度を比較可能にするには規則が不可欠であると強調した。さらに同代表は、余剰割当量単位(AAUs)の繰越を議論する必要があると強調した。セントルシアは、附属書I締約国の緩和約束が京都議定書の条件下で行われることを確認するよう求めた。

オーストラリアはニュージーランドと共に、柔軟性メカニズムの技術問題、手法論問題のバスケット、LULUCF算定規則を解決する必要があると強調した。ニュージーランドは、規則と約束の両方を同時に議論する必要があると強調した。

アルジェリアは、附属書I締約国は第2約束期間について合意すべきであり、そのあとに包括合意への主要排出国の参加を図るべきだと述べた。セントルシア、アルジェリア、ツバル、ブラジル、中国、インド、ボリビアは、第2約束期間がない場合、共同実施(JI)やクリーン開発メカニズム(CDM)などの柔軟性メカニズムへのアクセスについて合意するのが困難だと強調した。ブラジルは、京都議定書は義務と利益のあるメカニズムの「パッケージ」で構成されており、締約国はこの中から「よりどりみどりに選べる」と強調した。

ニュージーランドは、第2約束期間がない場合でも、各国の排出量取引システムはCDMの認証排出削減量(CERs)にアクセスする必要があるため、先進国の緩和行動や炭素クレジットの需要は継続すると述べた。同代表は、非附属書I諸国への技術移転および持続可能な開発を促進する上でのCDMの役割を強調し、CDMは第2約束期間のあるなしで「存在するか消えるか」と考える理由はないと述べた。

EUは、2013年以降もEU排出量取引スキーム(ETS)の継続を確保する法律の制定を強調した。同代表は、CDMクレジットへのアクセスが第2約束期間の目標を条件とするなら、締約国は2国間の取り決めで自主的に規則を作らざるを得なくなるとして、懸念を表明した。

オーストラリアは、野心度を高めるには国際的な炭素市場へのアクセスを強化し拡大することが不可欠であると強調した。日本は、柔軟性メカニズムの議論は新しい国際的な枠組での活用を確保する上で有用であると述べた。カナダは、市場メカニズムに関しAWG-LCAでも並行して議論されていると指摘し、CDMを入れるかどうか、どのように取り入れるかを議論するのは有用だと述べた。ロシアは、柔軟性メカニズムの継続を希望すると述べた。

AWG-LCA：午前中のコンタクトグループ会合で、進行役は、非公式グループでの進捗状況を報告した。また締約国は今後の作業に関し意見交換を行った。

共有ビジョンに関し、AWG-LCA副議長のMukahana-Sangarweは、審議される問題に関し締約国が自国の提案を説明する時間が追加されたとし、排出削減の長期世界目標および世界の排出量のピーク時期に関する議論を助けるためのワークショップ開催の可能性およびテクニカルペーパーに関し意見が表明されたと報告した。

進行役のBørstingは、資金に関する議論は常設委員会の役割と特性に焦点が当てられ、締約国はその機能や構成、COPとの関係に関し、意見交換を行ったと述べた。

進行役のSocorro Floresは、AWG-LCAの成果の法的オプションに関する「実質的」審議について報告した。同進行役は、法的拘束力のある成果を支持する締約国が予測可能性、相互主義、透明性の必要性に言及したと説明した。同進行役は、バリ行動計画および条約の範囲内で作業する必要性に関する意見を指摘し、新たな制度が京都議定書より弱体なものであってはならないとの意見を指摘した。

進行役のUosukainenは、技術グループが2012年の技術メカニズム運用開始に必要なステップについて議論したと述べた。同進行役は、気候技術センター・ネットワーク(CTCN)の機能を練り上げる必要があり、CTCNは効率的かつ密な組織で締約国の要請に即応できるものとすべきであり、実質的な作業は主にネットワークが担うべきことで合意したと指摘した。進行役のUosukainenは、センターの設計やホスト組織の選抜手順に

関し、ダーバン会合の前に技術面の作業を追加する必要があると指摘し、可能なホスト組織の目録作成の提案があったと指摘した。同進行役は、技術メカニズムの資金調達、適応と緩和の制度的なリンクに関し議論する必要があると強調した。AWG-LCA議長のReifsnyderは、締約国に対し、技術執行委員会の指名を最終決定し、ダーバン会合前にも第1回の会合開催を可能にするよう求めた。

進行役のGaspar Martinsは、市場メカニズムおよび市場外手法に関するCOP決定書の基礎となりうる共通意見について議論した。

進行役のGaribaldiは、先進国の緩和に関する議論では、ボンで可能な成果およびこれからダーバン会合までの間に何ができるかが焦点となったと述べた。途上国の緩和に関し、進行役のPilgaardは、ダーバン会合の成果およびボンでの作業の焦点について、活発な意見交換が行われたと報告した。

REDD+に関し、進行役のLa Viñaは、非公式会合をオブザーバーにも公開することで合意したと報告した。同進行役は、カンクンマニフェストに関し、さらにはREDD+の資金についてどこで議論すべきか、意見交換を行ったと述べた。

対応措置に関し、進行役のGichuは、締約国が関連する作業内容について概要を説明したとし、議論内容を対応措置に関するフォーラムに伝えると報告した。

進行役のKumarsinghは、適応について報告し、適応委員会に関する意見交換に基づき議論が展開され、一部の締約国は予算問題を含めることを支持したと述べた。同進行役は、委員会に対するガイドラインや方法での意見のまとまりを指摘した。

AWG-LCA議長のReifsnyderは、交渉を進めるため文章案を提出するよう締約国に勧めた。同議長は、資金の利用可能性にもよるが、9月または10月に5-6日程度の会合期間外会議を開催する必要があると指摘した。同議長は、そのような会合期間外会議の場合、各AWGsはプレナリーや他の形式にこだわらず、直接コンタクトグループの会議に入れるし、次のCOPの議長職がこれからダーバンまでの進め方に関する非公式協議を行っている」と指摘した。AWG-LCAのコンタクトグループによるボン会議進捗状況報告の活用に関し、AWG-LCA議長のReifsnyderは、議長が「Earth Negotiations Bulletin」を読むだけでよいのではないかと提案があったと報告した。多数の締約国が、進捗状況報告会議の継続を支持したが、一部のものは実質的な議論に多くの時間を割けるよう、その頻度を減らすよう提案した。

インドは、SBsとAWGsの両方の会合期間外会議の開催を提案した。スイスおよびEUは、会合期間外会議が有用であるかどうかは、ボンでの進捗状況に掛っているとし、全ての題目に同じ時間を割り当てる必要があるわけではないと述べた。サウジアラビアは、一部の問題を他の問題より優先させることに警告を発した。

日本は、直接、AWG-LCAとAWG-KPコンタクトグループの会合を開催するとの提案を支持した。バルバドスは、技術ワークショップおよび専門家会合は両方とも必要であると指摘し、全ての専門家会合の成果を公式会合に持ち帰るべきだと述べた。シンガポールは、会合期間外会議をボン会合の継続とするよう提案した。

REDD+ (AWG-LCA) : AWG-LCAの下でのREDD+に関する午前中の非公式協議で、締約国は、決定書1/CP.16 (AWG-LCAの作業成果)で義務付けられている成果主義行動の全面的な実施に関する資金調達オプションについて議論した。一部の締約国は、REDD+実施の各国の要素が出揃うREDD+の第3段階で成果主義行動を実施すべきだと強調した。多数の締約国が、どういう活動を含めるべきかを規定するものとしてカンクン合意に注目し、一部のものは政策およびガバナンス措置も検討するよう提案した。一部の途上国締約国は、先進締約国に対し、REDD+実施準備に必要な追加資金を提供するよう求めた。

全面的な実施のための資金源に関し、一部の締約国は、準備段階では公共の資金が重要な役割を果たすが、第3段階では、別の資金オプションのバスケットを検討すべきだと述べた。多数のものが、利用したい資金源の決定は各国の意思によると強調した。可能な資金源として次のものが挙げられた：国レベル、国際レベルの両方の公共資金；グリーン気候基金の下にREDD+の窓口を設ける可能性；市場メカニズム。一部のものは、更なる資金調達を目的とする国際航空輸送および海上輸送への課税を提案した。多数のものが、全ての資金源は補足的なものにすべきだと強調した。

一部の締約国は、REDD+に対する市場メカニズムの利用に反対して警告し、予測可能で効果的、かつ追加的な資金の必要性を強調した。また一部のものは、市場ベースの手法というものは制約のあるシステムの下でしか機能しないと指摘した。さらに一部の締約国は次の提案を行った：活動の特性に基づく資金源の決定；緩和全体に対応する国内の資金調達枠組の設置；地域社会による能力向上を助けるコミュニティー信託基金の創設。

多数の諸国は、特に非森林化推進要素への対応に対する資金提供で民間部門が果たせる役割に注目した。多数の諸国は、情報面でのギャップに焦点を当て、REDD+に対する資金供与での計測、報告、検証の重要性を強調した。

REDD+でだれが補償を受けるべきかに関し、一部の締約国は、国レベルで各国が決定すべきと述べたが、他のものは、森林を管理する地方社会にインセンティブが行き届くことの関連性を強調し、この点での追加ガイダンスを求めた。議論が続けられる。

先進国の緩和 (AWG-LCA) : AWG-LCAの下での先進国の緩和に関する午後の非公式協議で、締約国は、2つのスピノフグループを設置するとの提案を検討するよう求められた、一つは、2年間報告書に焦点を当

てるもの、もうひとつは国際的な分析評価(IAR)ならびに算定規則に焦点を当てるもの。スピノフグループは、水曜日、非公式グループに報告を行う。締約国は、スピノフグループに対する政治的ガイダンスに焦点を当てて議論するよう求められた。

締約国は、スピノフグループ会議の開催に全般的な支持を表明した。一部のものは、2年間報告に対するガイドラインを検討する前に、算定規則を明確化し、経済全体での排出削減数量目標の達成に関する補足情報の充実を求めた。一部の締約国は、IARの議論をする前に、算定規則に関する詳細な議論を行うべきだと主張し、これに関し事務局がテクニカルペーパーを作成することを提案した。他のものは、IARに関する概念的および手法論的な議論が必要であると指摘し、その構造と機能に焦点を当てる必要があると指摘した。ある締約国は、決定書 1/CP.16は、一部の締約国の国情に合っていないとし、この決定書で算定規則の審議が義務付けられているわけではないと指摘した。数カ国の締約国は、スピノフグループにおいてIARの主要要素に焦点を当てることを提案した。

技術移転 (SBI/SBSTA) : 技術に関する非公式協議で、締約国はSBIおよびSBSTAの結論書草案のパラグラフごとの議論を行った。

締約国は初めにSBSTA結論書草案について議論した。技術的なニーズを特定し、優先度を付ける上で技術的ニーズ評価が果たせる役割に関し、ある締約国は、適応および緩和技術のニーズ評価については他にも国レベルで有用な評価が関連するとし、「多くのものの一つとして (among others) 」TNAsに言及することを提案したが、他のものはこれに反対した。多数の締約国がTNAsなどのイニシアティブが果たせる有用な役割に関する意見交換および経験についての意見交換への言及を支持した。

締約国は、その後、SBI結論書草案について議論した。多数の締約国が、地球環境ファシリテーター(GEF)の支援を受けたパイロットプロジェクトには適応技術に関するものが数件含まれていたと指摘する文章の削除を支持した。これらの締約国は、GEFに対し適応の提案を行うか、それとも緩和の提案をおこなうかを決めるのはGEFではなく各国であり、適応に関するプロジェクトは1件のみで

「数件」ではないと強調した。GEFに対し適応技術に係るパイロットプロジェクトへの支援を強化するよう求めることに関し、一部の締約国は、この削除を支持し、GEFに対するガイダンスおよび資金供与に係る問題はこのグループの権限にはないと指摘した。結局、締約国は、この問題に関し追加協議を行い、新たな文書草案を作成することで合意した。

柔軟性メカニズム (AWG-KP) : 柔軟性メカニズムに関するAWG-KPスピノフグループの午後の会合では、議長の改定案(FCCC/KP/AWG/2010/18/Add.1)の第III章をベースに議論が進められ、締約国は、3つの問題につ

いて検討した：締約国が達成を希望する基本事項；文章の議論をどう進めるべきか；既存の提案の一部を排除できるかどうか。

特定のホスト国におけるプロジェクト活動で発生するCERsの利用およびCDMプロジェクトの共同便益に関し、締約国は、この問題をCDM理事会に対する更なるガイダンスの議題項目の下でCOP/MOPの審議に移すかどうか検討した。締約国は、特定のホスト国におけるプロジェクト活動で発生するCERsの利用に関する文章のスリム化を図るため、二者間協議を行い、この2つの問題をCOP/MOPでの審議に移すかどうか結果を報告することで合意した。

その後、締約国は、III章の他の全ての問題について議論した、これにはディスカウント係数、適応基金のための収入の一部供与、共同実施、排出量取引、新しい市場メカニズム、補足性の問題が含まれた。締約国はこれらの問題についても、文章のスリム化についても意見の一致に達することができなかった。協議が続けられる。

国家適応計画 (SBI)：国家適応計画(NAPs)に関する午後の非公式協議で、締約国はこの会議をオブザーバーにも公開することで合意した。

NAPs作成に関する共同議長の疑問に対する反応が議論の焦点となった。締約国は、NAPsが緊急で短期的な適応ニーズを特定し、優先度をつけるツールであるのに対し、NAPsは広範でクロスカッティング、中長期のニーズを対象とし、これを開発計画に統合し、各国が計画策定プロセスで用いる複数以上のツールで構成されることで合意した。

ガイダンスの分野に関し、締約国は、LDC専門家グループの結論にならうことで合意した。今後の進め方に関し、多くのものが、NAPsの範囲を決定し、その方法を定め、その作成ガイダンスを採用するよう求めた。一部の締約国は、方法やガイダンスに関するワークショップの計画やテクニカルペーパーの作成が有用であると指摘した。数カ国の締約国は、NAPsへの援助も検討するよう求めた。

共同議長が意見のまとまった分野の概要草案を作成し、交渉が継続される。

途上国の緩和 (AWG-LCA)：午後の非公式グループ会合で、共同進行役は、2つのスピノフグループを提案した。一つは2年間報告書に関するもの、もうひとつは国際協議および分析(ICA)に関するもの。問題に取り組む方法や順序に関し、多様な意見が披露された。途上国締約国は、2年間報告書に関するスピノフグループと国家適切適応行動(NAMAs)のレジストリに関するスピノフグループを支持したが、先進国は、共同進行役の提案の方を希望した。可能な妥協案としては、一つのスピノフグループで2年間報告書とICAを議論し、もうひとつのスピノフグループでNAMAレジストリを議論することが提案された。

ICAに関するスピノフグループについて意見の一致がなかったことから、先進国の緩和に関する非公式グループが以前に設置したIARに関するスピノフグループが、IARに関する臨時のスピノフグループになると指摘された。

締約国は、最終的に、先進国の緩和に関する非公式グループの下で2年間報告書に関するスピノフグループを結成し、途上国の緩和に関する非公式グループの下で2年間報告書の更新に関するもう一つのスピノフグループを結成することで合意した。また締約国は、IARおよび算定に関する問題を先進国の緩和に関する非公式グループで議論し、NAMAレジストリとICAは途上国の緩和に関する非公式グループで連続して議論するほか、適切な場合はスピノフグループ結成について、更なる決定を行うことで合意した。

REDD+関係活動に対する手法論ガイダンス(SBSTA)：午後の非公式協議で、締約国は、国内森林排出量の参照レベルそして／または森林の参照レベルについて議論した。多数の締約国が、参照レベルを森林面積および炭素貯留量の変化を評価する基準として用いるべきだと強調した。しかし多数の締約国は、特に次の点を明確にするよう求めた：森林に関する定義、排出量の参照レベルおよび参照レベルの概念に関する定義など；各国の国情に合わせた参照レベルの調整とこれらの定義方法；国内小地域の参照レベルおよび国家参照レベルとの一貫性確保；自然林および植林園を考えた場合に含まれる森林のタイプ、セーフガードを含める可能性。

対応措置に関するSBI/SBSTAの合同フォーラム

SBI議長およびSBSTA議長が開催する対応措置の実施の影響に関するSBI/SBSTA合同フォーラムは月曜日の午前中に開始され、午後およびその後の2日間、更なる会議が予定されている。このフォーラムは、気候政策のプラスおよびマイナスの影響、対応措置に関する作業計画の可能性、および作業計画の運用開始方法に関する締約国の技術的なプレゼンテーションから開始された。

EUは、特に、気候法律制定の基礎となった影響評価および利害関係者の協議に焦点を当てた。同代表は、バイオ燃料に関するEUの持続可能性基準や車に関する二酸化炭素実績基準などの措置が途上国にプラスの影響を与えたと指摘した。また同代表は、2012年以降、航空輸送による排出量をEU ETSに含めるとのEUの決定について論じ、途上国100カ国以上の航空会社が排出量要求条件を免除されているとし、航空輸送コストに与える「影響は小さい」と強調した。

アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、全ての途上国が現在および今後可能性がある対応措置の影響を受けやすいと強調した。同代表は、協議するフォーラムを作る必要があると指摘した上で、このフォーラムは、議論や情報交換を行う常設のプラットフォームとなり、COPへも提言すると説明した。

ジャマイカはAOSISの立場で発言し、観光や船舶、航空旅行、クルーズ船などの産業を横断する脆弱性を特定し、評価するよう提案した。

石油輸出国機構(OPEC)は、対応措置の影響に対する産油国の脆弱性を指摘し、対応措置の影響に関する常設フォーラムの設置を求めた。

多数の国が、気候政策と国際貿易の間の利害対立の可能性に対する懸念を表明した。インドは、一方的な保護主義貿易措置に関するプレゼンテーションを行い、EU ETSでの航空輸送など、カーボンフットプリント基準や提案されているアメリカのクリーンエネルギー安全保障法はLDCsおよび他の途上国の市場アクセスを制約するものだと発言した。クウェートは、産油国の場合、一つの商品への依存度が高く、このため脆弱であると強調した。カタールとサウジアラビアは、マイナス影響の関係で政策措置を評価する手法を利用可能とすべきだとし、サウジアラビアは、常設フォーラムは詳細な作業計画を実施し、COP決定書の交渉を行い、SBSTAおよびSBIに特定の課題を課すほか、実施の進展状況をレビューし、フォローアップを可能にする と付け加えた。ベネズエラは、ハイドロカーボン市場に対する経済的な影響への耐久性を築く必要があると強調し、常設フォーラムの設置を求めた。

プレゼンテーションは次のURLで入手可能：

<http://unfccc.int/cooperation_support/response_measures/items/6009.php>.

ダーバン会合への各締約国の期待感に関する非公式協議

午後、COP 17およびCOP/MOP 7会議の次回議長職にある南アフリカは、ダーバンへの各締約国の期待感に関するオープンエンドの非公式協議を続けた。パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合 (Coalition of Rainforest Nations) の立場で発言し、ダーバンでのREDD+メカニズムの全面的な実施を提案し、特に測定、報告、検証(MRV)と参照レベルのための手法およびREDD+の全面実施における資金調達オプションに関するCOP決定書を通してこれを実現するよう求めた。ノルウェーは、ダーバン会合では次の成果を上げるべきだと述べた：全ての主要排出国を含める法的拘束力のある制度の基礎；2°C目標達成のための制度、システム、規則を確立する。インドネシアは、ダーバンの成果として、2つの交渉トラックのバランスをとり、カンクン成果を反映させ、附属書I諸国による野心的な排出削減目標を含めた京都議定書の第2約束期間を設立すべきだと述べた。フィリピンは、カンクンの成果では気候変動の緩和と適応に対応する人間の権利の重要性に言及していると指摘し、ダーバンでは、脆弱な限界的地域社会に対するセーフガードの設置などで、この問題について推敲するよう求めた。

BINGOsは、ビジネス社会の知識や専門性は政府にとり重要な資源であるとし、UNFCCCプロセスに付加価値を与えるものだとして、官民の協議の強化を求めた。気候行動ネットワークは、COP 17は次の問題などでの進展を図ることで、公平で野心的、拘束力のある体制の土台を提供できると述べた：カンクン合意の実施；「ギガトンギャップ」の縮小；京都議定書の下での約束期間同士にギャップがないようにする；プレッジされた資金供与が実現されるようにする。汎アメリカ気候正義連合は気候ジャスティスナウの立場で次の発言を行った：目標非遵守に対してとるべき法的行動；新しい市場は一切設立されるべきでない；予測可能で公式、新規の、追加の資金を供与すべきであり、このうちの少なくとも50%は、適応、損失、損害に充てるべきだと述べた。

ICLEI-持続可能性のための地方政府は、地方政府および地域当局の立場で発言し、地方政府および国内小地域政府を政府の利害関係者とみなした決定書1/CP.16の規定の実施を求めた。RINGOsは、インプットや助言については科学者社会や社会科学社会に目を向けるよう求め、RINGOsは「助力するためにここに」と強調した。TUNGOsは、次の点を求めた：全てのUNFCCCイニシアティブに気候変動の社会的な側面を取り入れる；適応枠組みの中に社会保護システムを組み込む；緩和レジームが雇用や所得に与える影響を評価する必要性の認識。先住民組織は、COP 17に先住民が全面参加することの重要性を強調し、施設や宿泊場所、査証に関する懸念を指摘した。YOUNGOsは、アフリカ大陸の脆弱性を検討すべきだとし、これは議定書の下での第2約束期間設置で達成できると強調した。

南アフリカは、COP 17を「アフリカのCOP」とした締約国のコメントを指摘し、このことはCOP 17が次の行動をとることで、アフリカ地域に機会を与えることを意味すると述べた：気候変動の重要プロジェクトに対し資源を活用し、パートナーシップをまとめる；この地域の気候変動の約束達成のための努力を展示する；UNFCCCの文化遺産に「アフリカ象徴主義」を取り入れる。同代表は、ダーバンの成果では、アフリカの人々のニーズに留意すべきであり、これはアフリカの交渉担当者からのインプットと積極性に掛っていると強調した。南アフリカは、共通の基礎が築けていないと指摘し、締約国に対し、ダーバン会議で何を作るべきか、共通の理解に達した上でボンを後にするよう求めた。

廊下にて

ボン気候変動会議の第2週は、過密なスケジュールで始まり、オーガナイザーは多数の会議開催のための会議室の割り当てに四苦八苦していた。たとえば、損失および損害に関する午前中の非公式協議は、あまりに混雑して立ち席まで一杯になり、多数の参加者が室外で会議の成り行きを見守らざるを得なかった。ぎっしりつまった部屋から出てきたものは、議論が平行線をたどったため、焦燥感を倍増させたようであった。

対応措置に関する3日間のフォーラムも始まった。あるオブザーバーは、午後の議論を思い起こし、「バイオ燃料や農業部門の助成金、UNFCCCと世界貿易機関との関係、航空輸送排出量など、政治的に微妙な問題の多数について議論し、興味のあるものだった」と述べた。

京都議定書の今後の運命、第2約束期間、CDMなどの柔軟性メカニズムの継続に関する「果てしない論争」では、いくつかのグループで先進国と途上国間のやりとりが見られた。たとえば、あるAWG-KPスピンオフグループでは、一部の途上国が、京都の第2約束期間の約束をする意思がある締約国の意見に注目するよう提案したと報じられたが、これに対し別のものはそれでは会議室が「空っぽ」になるのではないかと示唆した。

一部の参加者は、興味深いことが起き始めており、今後の会議が楽しみだとコメントしたが、だれもがそのような意見だったわけではなく、なかでも締約国がそれぞれの立場に固執する問題ではそうはいかなかった。ある熟練の参加者は、「古くからの同じ問題」について「終わりのない」議論が続いており、何の動きもなければ、立場の変更もない、明らかな意見のとりまとめもなく、終わりが見えてこないと嘆いた。

GISPRI 仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Aaron Leopold and Anna Schulze. The Editors are Robynne Boyd and Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2011 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI) and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEFF). Specific funding for the coverage of this workshop has been provided by the UNFCCC Secretariat. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., #11D, New York, NY 10022, United States of America.



SB 34および AWGハイライト:

2011年6月14日 (火曜日)

コンタクトグループおよび 非公式協議が終日AWG-LCA、AWG-KP、SBI、SBSTAの下で開催され、午後からは対応措置の実施の影響に関するSBI・SBSTA合同フォーラムが両グループ議長の主催で行われた。

コンタクトグループおよび 非公式協議

国別適応計画 (SBI): 午前の国別適応計画 (NAPs)に関する非公式協議では、締約国はテキスト草案の見直しに専念した。

いくつかの途上国締約国は、LDCのニーズに関して、決定書 1/CP.16 (AWG-LCAの作業成果)の記載をさらに強調するよう要請した。また、多くの途上国がNAPへの支援を明確に示すよう繰り返し、ボンで本件に対応し、テキストに反映するよう求めた。ある先進国は、AWG-LCAの下で資金の議論を進展させる必要があると指摘し、グリーン気候基金がNAP支援で果たしうる役割について注意を喚起した。

NAPの各国の立案プロセスとの統合については、ある締約国が規範的になることに警戒を示し、国家主導のアプローチを求めた。その他の国々は一つのプロセスとしてNAPを明確に定義することを求めた。また、ある先進国がLDC専門家グループ (LEG)によるガイダンスを明確化する必要があると指摘した。

今後の方針については、いくつかの締約国が、NAPの様々な側面に関するワークショップの今後開催への関心をあらためて示した。少人数のグループ協議が続けられる。

資金 (AWG-LCA): AWG-LCAの下、資金に関して午前行われた非公式協議では、常設委員会についての検討が続けられ、気候変動への資金供与における一貫性と連携の改善と資金メカニズムの合理化との違い; 支援の測定・報告・検証(MRV)における常設委員会の役割; COPと委員会の関係について意見交換が行われた。

一貫性と連携の問題については、一部の締約国が気候変動資金の供与をUNFCCCの内と外で分離することに注目し、資金供与ギャップの特定、UNFCCC内外の資金源の概要の提供、資金フローと世界目標に対する進捗についての情報の収集といった面で常設委員会が果たしうる連携機能に対して注意を向



けた。また、UNFCCCの下で“溢れる資金”の合理化及びそれらの役割やグリーン気候基金との関連を再定義する必要性についても議論で取り上げられた。

常設委員会の役割については、“助言的 (advisory)” または“監督的 (supervisory)” なものとすべきか締約国は多岐にわたる意見の表明を続けた。常設委員会の機能・活動に焦点をあてるよう一部の締約国から提案されたが、他方、現実的なアプローチを提案する締約国もあり、気候変動の国際的な枠組みの進展やCOP決定書に対するガイダンスに特化する必要の特定などにおいて実効的な役割を果たせるよう常設委員会の権能を予断することに釘を刺した。

支援のMRVに関する論点としては、MRVを緩和に制限するかどうかという問題; 登録簿のようなツールの必要性; UNFCCCの下で本件に対処するためのメカニズム等があった。

市場および非市場的アプローチ (AWG-LCA): 午前の市場 および 非市場的アプローチに関する非公式協議では、市場および非市場的メカニズムの詳細に関するサブミッション提起が続き、その後これらのプレゼンテーションに関して全ての締約国による議論が行われた。

その後、今後の方針についての議論に入ったが、焦点となったのはAWG-LCAからダーバンCOPへ送る決定書草案に関して、その具体的な要素や構成などを含めて期待する内容の明確化の問題である。ある締約国から、新たな市場メカニズムは何れも国際的な枠組みの下で設立されるべきとの意見が上がった。具体的な要素については特に二重算定の防止措置などが指摘された。新たな市場メカニズムの創設、非市場的アプローチについて別個記載し、決定書2つを作成するよう求める締約国もあった。“非公式な非公式”協議が続けられる。

政府間組織の会合のための調整 (SBI): 午前のコンタクトグループでは、SBI 結論書草案がパラグラフ単位で検討されたが、カンクン会議の前向きな経験に沿う形でCOP・COP/MOPハイレベル協議を開催するための調整事項の提言に関して提案されている文言では、合意に至らなかった。また、会合間の1週間の追加会議を希望するかという点についても相変わらず多様な意見が残った。オブザーバー組織の参加に関する文言については、多くの国が参加の機会向上に賛同した。

見直し(AWG-LCA): 長期世界目標の見直しに関する非公式グループでは、これまでの議論や締約国が提出した意見書の論点を進行役が整理したメモについて、次々と意見が出された。

見直し(レビュー)の範囲については、これを長期目標の妥当性を見直しに限定すべきだとの意見や、COPが行うべき行動も成果見直しを踏まえて含めるべきだとの意見も出された。また、ある締約国は、途上国支援を見直すよう提案した。

手順については、見直しの実施にあたって既存のメカニズムを活用したいとし、新しいメカニズムに反対する意見が一部の締約国から上がった。意見のインプットについては、IPCC第4次評価報告書(AR4)、

IPCC各作業部会からの第5次評価報告書 (AR5)への提案内容、および提案されている2年ごとの報告書などにスポットが当てられた。また、見直しの際に、損害防止と2°C 目標の引き下げによるメリットを検討すべきとの意見もあった。

その後、今後の方針について、進行役が新たな意見や情報を盛り込んで今のメモを修正すべきか、このメモを交渉テキストにすべきかとの問題などが検討された。非公式協議が続けられる。

附属書 I 国のさらなる約束 (AWG-KP): 午前の AWG-KPコンタクトグループ、スピンオフ・グループでは、各進行役が最新の交渉状況を説明した。

数値および 改正問題については、Leon Charles (グレナダ)が附属書 I 国の排出削減総量の規模、各国の数値目標および数値化された排出削減・抑制目標(QELROs)への変換が政治問題として残っていると指摘し、約束期間の長さについては多様な意見があるものの、締約国は明確に検討事項を示したと述べた。

LULUCFについては、不可抗力 (*force majeure*) が議論の中心となり、その適用においては明瞭さと整合性が必要だとの意見があがり、さらなる議論が必要となっている状況であるとPeter Iversen (デンマーク)が説明した。

柔軟性メカニズムについては、Pedro Barata (ポルトガル)が、テキストの簡略化に“ささやかな成功”があったとしたが、原子力をCDMとJIの対象に含めるかという問題や新メカニズムの設置を含め、ダーバンで対処すべき幾つかの問題が特定されたと述べた。

方法論バスケット問題については、AWG-KP 副議長 Diouf Sarrが、温室効果ガスをCO₂に換算して計算するための共通基準に関して地球温暖化係数 (GWP) を含め、色々な意見があると指摘した。新しい温室効果ガスについては、三フッ化窒素、新ハイドロフルオロカーボン(HFCs) およびパーフルオロカーボン (PFCs)に関して多様な意見があるものの、収束に向かっていると述べた。さらに、共通基準と新ガスに関する解決策を模索するため、ニュージーランドに草案グループを開催するよう求めた。

議論の中で、セントルシアが柔軟性メカニズムに関連する適格性基準や会計基準をスピンオフ・グループで取り上げるべきだとし、条件設定無しで自国の誓約レンジの中で高い方の数値に合わせるべきだと強調した。ボリビアは、各国の誓約と必要とされている数値とのギャップを減らす議論に集中すべきだと述べた。

オーストラリアは、カナダとともに、すべての主要排出国からの約束を含めた枠組みによって気候変動への最善の対応がなされるとし、AWG-LCAの下で構築される枠組みは“すべての国々による行動を一つにつなげる” べきだと述べた。オーストラリアは、AWG-KPトラックの下でのLULUCF問題に関係する技術的な問題を解決する必要があると強調した。

EUは、各国の誓約をQELROsへ転換させるには、いかに適用可能なルールの定義づくりができるかという点にかかっていると改めて述べ、市場メカニズムを含むテキストの大部分の議論を進展させることが不可欠だと強調した。また、第2約束期間に関する決定書は、MRV および国際的な協議および分析(ICA)での進展ならびに全ての主要排出国を参加させられる法的拘束力のある包括枠組みに向けた進展との絡みで検討されると述べた。

ノルウェーは、ダーバンにおいて、2°C目標に沿った環境的に意味ある成果を出すことが最重要の条件だとし、確実に、地球規模の枠組みへ全ての主要排出国を参加させること、完全なMRVの制度づくりを行うことが必要だと強調した。

ツバルは、ルールについては、他の交渉トラックのための情報の土台としてではなく、第2約束期間との関連で議論することが重要だと強調した。オーストラリア および ニュージーランドは、締約国が京都議定書あるいは、もっと幅広い気候レジームの下で約束をするかどうかに係わらず、“管理された森林は管理林である”と指摘して、交渉トラックをまたいで整合性あるルールづくりが必要だと強調した。

AWG-KP Macey議長は、各種スピンオフ・グループおよび政治的な議論が継続すると述べ、Alf Wills (南アフリカ) には現在からダーバンまでの間に必要なステップについて非公式協議を行うよう求めた。

法的オプション (AWG-LCA): 法的オプションに関するAWG-LCAの非公式グループでは、AWG-LCAの下での法的拘束力を有する 成果の必要性について各国の見解の相違については認識し、今後の方針について議論がなされた。

多くの途上国が、AWG-LCAでの進展を実現させるにはAWG-KPトラックでの進展が必要だとし、今後、AWG-LCAの下で法的拘束力を有する成果を出すことが議定書の第2約束期間を補完しうると強調した。また、法的な形式に関する議論はAWG-LCA非公式グループの議論の成果を予断する可能性があるとし、法的形式に対応するための成果が必要だと述べた。多くの国がAWG-LCAの成果はUNFCCCの諸原則や諸規定に基づくべきであると強調した。

UNFCCC 17条 (議定書)を踏まえて締約国が事前に提出した各種提案をもとに、法的形式のオプションに関するペーパーを進行役が準備する案に多くの締約国が賛同し、諸提案の実質的な要素を検討することが締約国間の理解を深めることにつながると述べた。一方、一部の途上国は、そうしたことを議論するのは時期尚早だと反対した。進行役がこうした議論を総括した文書を作成する案が出され、多数の国から支持された。

AWG-LCAの下での法的拘束力を有する成果として含めるべき要素について、一部の締約国が意見を示した。いくつかの先進国は、先進国の数値化された排出削減および途上国の国ごとに適切な緩和行動

(NAMA) をトップダウンで検討し、法的拘束力のある文書の中に市場メカニズム等の主要な要素を統合することを提案した。その他、排出削減については法的拘束力のある文書の中に入れ、もっと柔軟性を要する要素についてはCOP 決定書に入れるべきだとの意見があがった。また、自国の提案がいかに共通するが差異ある責任原則を含むUNFCCCの諸規定を反映しているか強調する国もあった。

対応措置に関するSBI/SBSTA合同フォーラム: SBIおよびSBSTAの議長が午後から、対応措置の実施の影響に関するフォーラムを開催した。最初に月曜日に開催されたフォーラムにおける特別イベントの報告が行われた。

アルゼンチンは、G-77/中国の立場から、月曜のイベントの状況に関する説明を求め、対応措置に関するフォーラム設置を締約国の“圧倒的多数”が支持しているとレポートに反映させる必要があると強調した。サウジアラビアは、月曜のイベントは締約国の情報交換の場より上位の位置づけとすべきだと強調した。

EUは、特別イベントは意見を共有する場であると位置づけ、現在の会合はそうした意見を公式に表明する場であると述べた。また、米国とともに、効率的な作業の必要性を強調し、対応措置に関する既存の議題項目と作業フローを考慮するべきだと述べた。米国は、対応措置に関する議論を整理する必要があると述べたが、G-77/中国がこれに反対した。G-77/中国は、AWG-KPとAWG-LCAで関連問題を個別に検討するという具体的なマンデートについて強調した。

SBSTAのKonaté議長は、月曜の特別イベントが対応措置に関するフォーラムに係わる新しい概念についての理解を深めるために催されたものだと言明し、同フォーラムがコンタクトグループとして設置されることをSBI/SBSTAのプレナリーで両議長がはっきりと述べていると指摘した。その後、締約国には、対応措置に関する作業計画の要素とそれを稼動するための手順 について検討するよう求めた。

G-77/中国は、先進国の対応措置が途上国に及ぼす影響について直接意見を交換できる場を求め、特に、貿易関連の具体的な対応措置の設計に対応し、専門家からの技術的な意見を検討することを提案した。サウジアラビアは、対応措置に関する作業計画の目的を検討することから始めるよう提案した。

メキシコは、対応措置を取り上げる場の必要性を認識し、対応措置に対応する“中心的でユニークなスペース”を求めた。EUは、対応措置のプラスの影響を検討する必要があると強調し、オーストラリアとともに、既存のチャンネルやプロセスに焦点をあてるよう求めた。G-77/中国は、国別報告書などの既存のチャンネルは対応措置のマイナスの影響に関する情報共有の場としては十分ではないと強調し、非附属書I 国の国別報告書には長いタイムラグがあると強く主張した。EUは、京都議定書に基づく附属書I 締約国の年次報告書を強調したが、これに対して中国は、EUの第5回国別報告書の中で、対応措置の影響



に関する記載は僅か2-3頁足らずで、それもプラスの影響に特化したものだと指摘した。このフォーラムは水曜日に再開される。

CDM理事会の決定に対する控訴 (SBI): 午後のCDM理事会の決定書に対する控訴（アピール）に関する非公式協議では、CDM理事会の決定に対する控訴の手続き、メカニズム、制度的なアレンジについてテキスト草案を検討した。控訴の対象範囲については、CDM理事会のプロジェクト登録および認証排出削減量(CER)発行の要請を承認する決定を含めるべきか、そうした要請を却下する決定に限定するべきかという点で意見が分かれた。また、控訴機関として、新組織を発足させるか、遵守委員会の執行部を活用するかという点でも意見が分かれた。

COP/MOPが規定するとおり、プロジェクトの登録却下またはCER発行要請を却下する決定に対する控訴手続きが、同グループの中心的作業であるといくつかの締約国が指摘した。また、一部の締約国は、CDM理事会のメンバー3名が要請した場合、あるいはプロジェクト提案に関与する締約国が要請した場合だけ再審査を実施するため、特定のプロジェクトは自動的に登録されていると指摘し、そうした場合にCDM理事会の決定に対する控訴として、当該のプロジェクト登録要請を承認させるのが適当だと述べた。ある締約国は、締約国がCDM理事会の決定に対する控訴にプロジェクト承認を認める場合、この決定は遡及的に適用するべきではなく、あくまでも控訴手続きが確立した後の新プロジェクトだけに適用するべきだと主張した。

共同議長が締約国の見解を考慮に入れてテキストを修正し、協議を続ける。

資金メカニズム (SBI): 資金メカニズムに関する午後の非公式協議では、LDC作業計画の残りの要素の実施と地球環境ファシリティー(GEF)に対するガイダンスが取り上げられた。また、気候変動プロジェクトの国家経済環境開発研究(NEDDs)、およびUNFCCCの下での全球気象観測に関する結論書草案が検討された。LDC作業計画の実施に関するGEFに対するガイダンスに係わる諸問題は資金メカニズムグループで取り扱われることになったと伝えられた。

その後、LDC 基金 (LDCF) が議論され、GEFが必要なガイダンスの種類が検討された。LDC作業計画の残りの要素の実施を促進するため、現在行われているNAPAの実施を支援することをGEFに要請するとの決定書 5/CP.16 (LDCFの運営のためのさらなるガイダンス)は、曖昧過ぎるとの意見が出された。GEFには次回会合でグループに求めるガイダンスの種類を明確に示すよう求めた。

REDD+関連活動のための方法論的ガイダンス (SBSTA): 午後の非公式協議で、森林関連の排出量と各国のモニタリングシステムに係わるMRVの手順について議論が行われ、進行役から結論書草案の紹介があった。

多くの締約国がコペンハーゲンとカンクンで既に合意済みのREDD+のMRVの要素を強調した。また、REDD+のMRVは特に、NAMAのMRVに対する如何なるガイダンスとも整合性を図るべきだとし、利用側に負担をかけず、国家主権や各国の状況や能力を尊重し、シンプルで透明性があり柔軟で費用対効果の高いものにすべきだとの意見があった。一部の締約国が、REDD+の対象範囲だが必ずしも排出削減につながらないという森林保全活動との関連においてMRVを明確にするよう求めた。強制的な炭素貯蓄およびガスについて明確にすることが鍵だとの指摘もあがった。準国家レベルのリーケージを回避するため、ある締約国からは、国レベルでのMRVに対する支持もあった。

国別報告書を通じて関連情報を報告するという案を一部締約国が支持した。別の締約国が参照レベル・参照排出レベルとMRVとの関連性を強調した。パイロットプロジェクトにおいて、どのようにMRVに対応しうるかとの質問があがり、REDD+活動の早期実施段階におけるキャパシティビルディングを考慮するよう求める意見もあった。

また、算定制度の中で土地ベースのアプローチを考慮に入れるよう提案があった。多くの途上国は資金的支援に係わるMRVの必要を指摘したが、ある先進国は別の場で本件を取り上げるべきだと応じた。MRVの制度内のセーフガードを検討することが提案されたが、別の締約国の反対を受けた。

結論書草案については、多くの締約国が、締約国からのサブミッションに加えて、オブザーバーからもサブミッションを受け付けるよう提案した。セーフガード、森林参照レベル・参照排出レベルに関連する手順として考える要素として、多くの締約国が結論書草案の中の付属書への加筆を提案した。議論が継続される。

ナイロビ作業計画 (SBSTA): 午後から影響、脆弱性および 適応に関するナイロビ作業計画 (NWP) の非公式協議 が開かれ、まずは今後の方針として3つの選択肢が議論された“非公式な非公式”会合の報告から始められた。すなわち、①議題項目としての価値を失ったNWPの検討終了、②近い将来のNWPのレビュー継続、③レビューを実施、SBIに情報・助言を送付、今後の作業計画の活動を定義という内容だが、締約国はSBIへの助言内容の明確化と今後の作業計画の活動定義を中心とする案を選んだと伝えられた。

その後、パラグラフごとにテキスト草案の検討作業が行われた。行動の誓約やSBSTAへの情報提供を通じて締約国を支援するための組織の奨励についてはコンセンサスが得られた。また、成果物や政策物に関するテキストも検討され、特にSBSTAがNWPのレビューを実施することを示す文言で合意を見た。連携の強化については、SBIの作業と適応委員会の“今後の作業”をいかに委任するかが討議され、2、3の途上国が適応 委員会の記述は残すべきだと主張した。

草案グループ内の非公式協議が続けられる。



CDMのマテリアリティ基準(SBSTA): CDMのマテリアリティ (重大性) の基準に関する午後の非公式協議で、SBSTA結論書草案と付属書がパラグラフごとに検討された。今後のステップについては、COP/MOP 7での決定書採択をめざしSBSTAに勧告させる案が一部から支持を受ける一方で、SBSTAが引き続きSBSTA 35でも本件を扱う案も支持された。また、CDMの マテリアリティ基準の定義、範囲、適用に関する文言も検討された。非公式協議がつづく。

数値 (AWG-KP): 午後のAWG-KP スピンオフ・グループで、事務局から、割当量単位 (AAUs)繰り越しの対応策に関する修正版ノンペーパーが紹介され、①繰り越しに関する規定をそのまま残す、②余剰AAUの利用を国内遵守目的だけに制限、繰り越しに上限設定および/またはハイトレンド調整の活用、③繰り越しの廃止という3つのオプションが示された。

ハイトレンド調整の概念については、前回レビューを終えた毎年のGHGインベントリとAAUsの関係によって第2約束期間中に発生した余剰文の問題に対応する目的で考案されたものであるとして締約国から説明があった。それによると、第2約束期間には“人為的に高い” QELROsのため、前回のレビュー済み排出量より高いAAUsをもつ締約国が国内遵守の目的だけに差分を活用できるようにするというもの (ハイトレンド調整)。また、バンキングとトレーディングは、純粋に超過達成した締約国に適用されるシステムであり、前回のレビュー済みインベントリの数値よりAAUが下回る国が余剰分をバンキングできる。いくつかの途上国は、毎年排出量が増える可能性があるとして懸念を示し、数年間の排出量を平均させる案が望ましいと示唆した。

ある途上国は、余剰AAUの繰り越しは望まないが、次善策として国内使用の上限・制限を設定することとハイトレンド調整を一部組み合わせることだと述べた。先進国の締約国は、上限には%と固定量を含め、締約国にどちらでも高い方を選ばせるべきだとし、これにより、先進国の小国や事業者、林業、マッチしない約束期間のサイクルに直面している方面に必要な柔軟性が提供できると述べた。余剰AAU繰り越しの議論は継続する。

廊下にて

火曜日にもコンタクトグループと非公式会合でギッシリであったが、そろそろ時間不足を心配する向きが多くなってきた。水曜日に予定されるビューロー会合を視野に入れ、次の会合間会議が多くの参加者の口端に上った。追加会合はボンの成り行き次第といくつかの国が明言しており、UNFCCC事務局長は今国会合が終わる金曜日までに会合用の資金を手当てするというコミットメントがでなければ追加会合の開催はムリだと通告していたのにもかかわらず、多くの出席者が楽観的で、次は遠く離れた中米か



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/sb34/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

アジアになるか、あるいはそれがダメならば勝手の知れたボンMaritim Hotelになるのか等と候補地について予想を立てていた。

一方、オブザーバーと参加の問題も、廊下での話題となっていた。AWG-LCAの法的オプションやSBIのNAP等の問題に関して、多くの非公式グループが門戸を開放していた。REDD+に関するSBSTA非公式会合にオブザーバー参加を認める件について締約国が行った意見交換について、あるベテラン交渉官は「ついにオブザーバーの入室を認めるとグループの意見が一致して良かった。オブザーバーの目の前でテキスト草案を議論するのは不愉快だと感じる国もあったため、議題項目の順序を少し修正しなければならなかったが、その価値はあった。」という。議論の場からでてきたNGOのオブザーバーの一人は「REDD+の主要な特徴を形づくる議論に関与することが重要だと感じている。それが、おそらくは私たちに影響してくるものだから」と語っていた。

GISPRI 仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Aaron Leopold and Anna Schulze. The Editors are Robynne Boyd and Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2011 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI) and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Specific funding for the coverage of this workshop has been provided by the UNFCCC Secretariat. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., #11D, New York, NY 10022, United States of America.

SB 34およびAWGハイライト

2011年6月15日 水曜日

水曜日一日中、AWG-LCA、AWG-KP、SBI、SBSTAの下で、コンタクトグループ会議と非公式協議が開催された。

コンタクトグループおよび非公式協議

条約6条(SBI)：午前中のコンタクトグループ会議で、SBI議長のOwens-Jonesは、条約6条(教育、訓練、啓発)の議題項目は若者およびオブザーバーにとり重要であると強調した。同議長は、速やかに結論を出すよう求め、ダーバンでこの問題に関する特別イベントを開催するよう提案した。議長のChowdhuryは、このセッションでは結論書草案の最終決定、教育、訓練、啓発に関する作業計画実施のレビューに関する委託条件に焦点を当てると述べた。締約国は、条約6条はダーバンの議題ではないと指摘し、ダーバンでの特別イベント開催というSBI議長の提案を支持した。

米国は、条約6条に関する各国の戦略および行動計画の作成を助けるガイドラインおよびテンプレートを、「各国の国情や内容に応じて」開発すべきだと強調し、「キャパシティビルディングや技術移転との結び付きを明らかにし (identifying links with capacity building and technology transfer)」という文章の削除を提案し、G-77/中国およびEUもこれを支持した。

締約国は、G-77/中国および中国の提案した改定案で合意し、その後、適応に関する文書をSBプレナリーに送った。

条約の下でのキャパシティビルディング(SBI)：条約の下でのキャパシティビルディングに関する午前中のコンタクトグループ会合で、共同議長は、「多数の括弧書きのある文章」、進展のなさ、時間のなさに注意を促し、締約国は括弧書きだけの文書をダーバンへ送ることを希望するのか、それともこの文書は破棄し、ダーバンではこの問題に関し、最初から始めることを希望するのかと問うた。

EUは、キャパシティビルディングに関する専門家グループに関する括弧書きつきパラグラフおよび途上国でのキャパシティビルディングのレビューに関する実績指標に関する括弧書きつきパラグラフの2つのパラグラフについて、議論を続けるよう求めた。締約国は、どちらのパラグラフでも合意に達することができず、一部のものは、キャパシティビルディングの強化を提案したが、他のものは、2つのセクションの削除を提案した。共同議長のCaballeroは、AWG-LCAの下でのキャパシティビルディングに関する作業との重複を避ける必要があると協調した。

セントキッツはAOSISの立場で発言し、日本と共に、括弧書き付きの文書を現状のままダーバン会合へ送ることを支持し、既に多くの努力が注ぎ込まれていることを想起した。括弧書き付きの文書がSBプレナリーに送られた。

議定書の下でのキャパシティビルディング (SBI)：議定書の下でのキャパシティビルディングに関する午前中のコンタクトグループ会合で、締約国は、決定書草案およびダーバン会議に向けての進め方について短時間議論した。締約国は、本文の最後の括弧書きを外すことを得たが、序文の括弧書きでは進展がなかった。括弧書き付き文書がSBプレナリーに送られた。

資金 (AWG-LCA)：午前中、AWG-LCA下での資金に関する非公式グループの会議で、締約国は、常設委員会に関する締約国の5件の提出文書について検討した。

ある締約国は、自国の提案の概要を紹介し、委員会の委員が公平かつ平等な形で代表されるかどうか懸念を表明し、気候基金の策定に関する暫定委員会において、東欧グループおよび西欧と他のグループがまとめて代表されていたことを例として挙げた。一部のものは、多様な提案の中に共通するものがあると指摘し、このグループで何を為す必要があるかと、詳細な作業計画の策定など常設委員会に何を回すかとを区別する必要があると指摘した。多数の締約国が、常設委員会の作業に関し、証拠に基づく手法を支持し、資金メカニズム関係の問題に関し、専門性があり、客観的で偏見のない助言を確保することとした。一部のものは、このグループにおいて、委員会のCOP支援方法に焦点を当てるよう提案し、必要とされる支援のタイプは時間が経過するにつれ発展可能だと指摘した。結論書草案が作成される。

附属書Iの更なる約束 (AWG-KP)：午前中のコンタクトグループ会合において、各スピンオフグループ進行役は、最新の進捗状況を報告した。

LULUCFに関し、進行役のRochaは、締約国は新しい共同進行役のノンペーパーを下に検討することで合意した、このノンペーパーはオプションをまとめ、決定書2/CMP.6 (LULUCF)により余剰となった文章を削除したものである。同進行役は、これにより交渉文書が40頁から12頁に短縮されたと指摘した。同進行役は、不可抗力に関する議論が続けられると述べた。

手法論問題のバスケットに関し、AWG-KP副議長のDiouf Sarrは、草案作成グループが共通の計算方式に関するノンペーパーを提案したと報告した。同副議長は、スピンオフグループはオプションの数を最小限に減らすべく文書のスリム化を図る努力をしたと指摘した。同副議長は、草案作成グループで新しい温室効果ガスに関する議論を続けるよう提案した。

議論の中で、スイス、ツバル、AOSISの立場で発言したセントルシア、インド、南アフリカ、中国は、9月または10月でのAWG-KP再開会合を支持した。

日本は、「いかなる場合でも京都議定書の下での新しい目標を記すことはない」と強調した。同代表は、日本は規則実施の経験から規則に関する議論に役立たせると述べ、AWG-KPの下での規則に関する議論はAWG-LCAの下での議論でも有益であると指摘した。

EUは、AWG-LCAでの議論において、締約国はAWG-LCAの成果の法的形式のオプションを進行役にまとめさせることさえしなかったと焦燥感を表明した。同代表は、第2約束期間は包括的な法的拘束力のある合意に向け「意味のある進展」をする前提条件であると強調し、一部の締約国による法的オプションの取り上げ

方はまったく役に立たないとして「深刻な懸念」を強調した。同代表は、AWG-KPの下で議論された規則とAWG-LCAの下で議論された規則との関係に関し、議定書の下で約束をした附属書I締約国、特定条件の下でのみ約束をする議定書の附属書I締約国、条約の下で約束する京都議定書の締約国ではない附属書I諸国の間で、約束の比較可能性を確保するには一定の共通性が求められると強調した。同代表は、EUは努力の比較可能性、少なくとも約束を定義し測定する共通の土台を必要としているとし、京都議定書の規則は熟したものであるため、AWG-LCAの下で規則を最初から作り上げるのは賢明でないと考えることを強調した。同代表は、EUが野心度を引き上げるには、共通規則の議論を設定することが必要であると指摘した。

AOSISは、京都議定書の規則は全ての締約国がそれに基づいて築くべき開始点となされるべきだと述べた。EUは、新しい市場メカニズムや議定書の重要な改定など文書の大部分について議論がされていないことに「極めて懸念している」と述べた。AOSISは、議定書の重要な改定に関する文書の議論を支持した。

スピノフグループでは技術的な議論を続け、政治的問題はコンタクトグループで引き続き議論される。

AWG-LCAコンタクトグループ：午前中、AWG-LCAコンタクトグループ会合で、進行役は、非公式グループでの進展状況を提示した。締約国は今後の作業についても意見交換を行った。

REDD+に関し、進行役のLa Viñaの代理の報告では、締約国は、成果ベース行動に対する資金供与を検討した。途上国が自国の希望に基づき選択できる資金調達オプションの柔軟性バスケットを検討する共通点が特定された。

セクター別アプローチに関し、進行役のWamukoyaは、締約国が一般的な枠組み、農業、バンカー燃料の議論の進め方で合意したと報告した。同進行役は、締約国が一般枠組みの「建設的な要素」を提示し、農業に関する議論の良い土台となるものとして、これまでの会合ででてきた文章を特定したと述べた。

先進国による緩和に関し、共同進行役のGaribaldiは、2カ年報告書の議論について報告し、締約国が意見交換を行い、スコープ、柔軟性、タイミングなど、国別報告書と2カ年報告書のガイドラインにおける技術的な側面について議論したと報告した。同共同進行役は、ワークショップ開催の提案を指摘した。

途上国による緩和に関し、共同進行役のGaribaldiは、技術的問題と政治的問題が議論されたと報告し、途上国は特に資金に関する重要要素を明確にする必要があると強調した。NAMAレジストリに関し、共同進行役のSpilgaardは、締約国がレジストリの自主的な特性を強調し、その構造、内容、手法を議論したと報告した。同共同進行役は、国際的な支援を必用とするNAMAsと、既に支援を受けているNAMAsとをレジストリで区分する必要性について共通の理解があると指摘した。

市場手法と非市場手法に関し、進行役のGaspar Martinsは、市場メカニズムと非市場手法に関するCOP決定書の基礎となる共通点に関し報告し、更なる議論が必要だと強調した。

キャパシティビルディングに関し、進行役のUosukainenは、制度アレンジの議論に関し報告し、キャパシティビルディングの強化に関し、テクニカルペーパー作成とワークショップの開催という一部の締約国の提案に焦点を当てた。資金に関し、進行役のBørstingは、締約国は常設委員会の役割、機能、構成、さらにはCOPや他の組織との関係などに関する意見交換を行ったと報告した。同進行役は、長期的資金に関し更なる議論が必要であると指摘した。

法的オプションに関し、進行役のFloresは、締約国間で意見が分かれていると指摘し、議論を反映させるサマリーノートを作成すると述べた。

長期世界目標のレビューに関し、AWG-LCA副議長のMukahana-Sangarweは、自身が締約国のインプットに基づきサマリーを作成し、多数の締約国がこれは今後の議論の土台として良いものであると考えたと報告した。同副議長は、2カ年報告書はレビュープロセスで検討される用意ができてない可能性があるとして一部の締約国が懸念を表明したと指摘した。

技術に関し、進行役のUosukainenは、気候技術センター・ネットワークのホストとなる組織の選抜手順と委託条件に関し、建設的な議論があったと指摘した。

AWG-LCA議長のReifsnyderは、締約国に対し、非公式グループでの進展を活かすことを奨めた。可能な代替案として、同議長は次の提案を行った：進行役の文書をウェブに掲載する；文章を情報文書に入れる；または会議報告書に文書を付録として付け、国連言語への翻訳ができるようにする。また同議長は、一部の締約国から特にNAMAレジストリおよび2カ年報告書に関するワークショップを開催するとの提案があったとし、これは次回会合への重要なインプットになり得ると強調した。

インドは、ブラジル、ツバル、インドネシア、グレナダ、メキシコ、その他とともに、ダーバンの前に会合期間外会合を開催するよう求めた。コロンビアとオーストラリアは、実質的な議論に焦点を当て、開会や閉会プレナリーは行わないよう提案した。サウジアラビアは、会合期間外ワークショップに対し疑念を表明した。ブラジルは、ワークショップを交渉会議と続けて開催すべきだと提案した。シンガポールは、ワークショップは公式プロセスにフィードインすべきだが、その代替とすべきではないと強調した。

REDD+に関する手法論ガイダンス(SBSTA)：午前中、SBSTAの下でのREDD+に関する非公式協議で、締約国は、共同進行役の文書草案が検討した：

一部の締約国は、森林の参考レベルおよび森林の参照排出レベルに関する専門家ワークショップの開催を支持した。多数の締約国が、「広範な利害関係者の参加」を推進するよりも、「利害関係者の全面的かつ効果的な参加」という表現を支持した。

多数の締約国が、森林関連の温室効果ガス排出源ごとの排出量および吸収源ごとの除去量、森林の炭素貯留量、森林面積の変化に関するIPCCの関連ガイドラインへの言及を含めるよう提案した。ある締約国は、MRVの目的は森林被覆面積を測定することとすべきだと述べたが、別な締約国は、このような測定は必ずしもREDD+の下での全活動を対象とするものではないと指摘した。

締約国は、議論した問題に関する締約国の意見の記載を目指す文書草案の附属書について議論した。多数の締約国が、附属書に問題を追加するよう提案した。ある締約国は他の締約国の支持を受け、附属書の廃止を提案し、附属書は締約国の共通意見を反映させていないと述べた。しかし他の締約国は、この附属書は議論を進める土台として優れていると指摘し、締約国が表明した見解を組み入れていると明記するよう提案した。別の締約国は、この文章を進行役文書として扱うよう提案した。他の締約国は、ボンから「何らかの実態のあるもの」を持ち出せると強調し、一部のものは、附属書はその内容に基づく文書を作成する上で有用であると示唆した。非公式協議が続けられる。

適応(AWG-LCA)：午前中、AWG-LCAの下での適応に関する非公式グループで、締約国は、適応委員会の運営開始に関する進行役の覚書について議論した。進行役は、決定書様式の文書をもってボンを離れられると強調し、決定書草案の概要に焦点を当てるよう提案した。同進行役は、締約国に対し、適応委員会の各機能の手法や活動に関し意見交換を行うよう求め、これにより委員会の構成に関する議論が進められると指摘した。

締約国は、委員会の機能についてその詳細度に関し、異なる意見を披露したほか、活動のリストについても排他的リストとするか、他を排さないリストを作成するか、異なる意見を表明した。途上国数カ国は、簡素化を推奨し、決定書 1/CP.16 (AWG-LCAの作業成果)にリストされる5つの機能の利用を強調し、あるものはこれで「ミクロナ管理 (micro-managing)」を回避すると指摘した。数カ国の締約国は、COP 16のマンデートに代わり一般枠組みを超える議論を行う必要があると指摘した。ある先進締約国は、委員会の特定の機能の詳細を決めることを支持し、これは求められる専門性を決定する上で重要だと述べた。別の先進国は、委員会が思い描く活動について「少なくとも何らかの暗示」を与える文章でなければならないと発言した。進行役は意見の一致がなかったと指摘し、進行役の覚書と締約国の提出文書に基づく文書とすると指摘した。非公式協議が続けられる。

先進国の緩和(AWG-LCA)：午後、AWG-LCAの下での先進国の緩和に関する非公式協議では、国際評価レビュー(IAR)と関連する算定問題に焦点が当てられた。

締約国は、IARプロセスに対する可能なインプットを提案した、これには次のものが含まれる：温室効果ガスの年次インベントリ；2カ年報告書；専門家レビューチームの報告書；国別報告書。多数の途上国が、IARの開催頻度と必要コストは国際的協議分析(ICA)のそれ以下のものであってはならないと強調した。また締約国は、IARは先進国による緩和努力の比較可能性を確保する上で重要だと強調した。

遵守に関し、多数の途上国が、遵守メカニズムの推敲を求めたが、数カ国の先進国は、IARは促進的かつ非懲罰的なものであるべきだと述べた。ある途上国は、遵守メカニズムは国際炭素市場への参加資格を決定すべきものだと述べた。

算定規則に関し、多数の途上国および数カ国の先進国が、目標、基準年、セクター、温室効果ガス、バンキング、取引、LULUCFなどの問題に関する共通規則を支持した。数カ国の先進国は、プレッジの表現での柔軟性を提案した。

多数の途上国とある一つの先進国は、京都議定書の下での「確固とした (robust)」レビューメカニズムを強調し、IARプロセスの推敲は議定書でのレビュー経験で定められるべきだと述べた。一部の先進国は、条約の下での現行のレビュープロセスに基づくIARの推敲を支持した。多数の締約国が、ダーバン会合の前にIARに関し更なる議論をする方法として、文書提出の要請、テクニカルペーパーの改定、会合前のテクニカルワークショップを支持した。

途上国の緩和 (AWG-LCA)：午後、AWG-LCAの下での途上国による緩和に関する非公式グループ会合で、締約国は、次の項目に焦点を当て、国際協議分析プロセス(ICA)を検討した：インプット；ICAのベース；順序とスコープ；アウトプット；ボン会議後の次のステップ。

多数の締約国は、2カ年報告書がインプットの基礎になると指摘した。またICAは最新の2カ年報告書に基づくべきであり、支援を受けていない緩和行動に関する情報のみで構成されるべきだと述べた。

ICAのベースに関し、多数の締約国が、ICAはIARとは全く別なものであり、レビューや遵守の評価を含まないと強調した。また締約国は、ICAは努力の比較可能性ではなく透明性を強化し、途上国の国内適切緩和行動(NAMAs)の多様性に配慮し、促進的に運営されると強調した。ICAは非干渉的、非懲罰的で、各国の主権を尊重するものであり、国内の政策措置の適切性への考慮が含まれていないと強調した。一部の締約国は、途上国の報告の頻度と内容は、支援の供与の有無に依存すると指摘した。

順序およびスコープに関し、数カ国の締約国は、分析を協議の前に行うべきかどうか質問した。一部の締約国は、ICAプロセスを諮問的部分、公開の部分だけでなく技術的部分、分析部分で構成されるべきだとし、SBIの権限の下で行い、全ての締約国に開かれたものにするよう提案した。その他の国は、SBIの下での協議プロセスは対立的でなく相互に議論する形式とすべきだと説明した。一部の締約国は、全ての締約国に開かれた協議に反対し、協議および意見交換は書面による意見交換をベースにすべきことが提案された。アウトプットとして、多数の締約国が、未達成事項を記載しないサマリー報告書を支持した。

次のステップに関し、多数のものがICAプロセスに関する締約国の文書提出を支持した。共同進行役は、意見の一致した分野の指摘と議論のとりまとめを求められた。

政府間会合のアレンジ(SBI): 政府間会合のアレンジに関する午後のコンタクトグループ会合で、締約国は、文書草案での保留パラグラフを検討した。

特に非公式協議進行役に対し、交渉を妨げないと考えられる場合は、会議をオブザーバーにも公開する提案をするよう指導してオブザーバー組織の参画を進める手段に関し、サウジアラビア、インド、その他は、文章の削除または表現の変更を提案し、これは現在行われているとし、SBI結論書を反映させる必要はないと指摘した。オーストラリアは、この言及の保持を支持し、これを含める場合でも、現在の規則の変更を意味するわけではなく、むしろ進行役にガイダンスを提供すると述べた。同代表は、必要な場合は会議をオブザーバーに公開しないとすの既存の規則を認めた別の文章を提案した。

オブザーバー組織が事前の書面での提出なしに意見を述べられるようにするとの事務局に対する要請に関し、サウジアラビアはこれに反対し、これは例外的な場合にのみ可能とすべきだと指摘した。承認されたオブザーバー組織の代表任命において会議期間中であってもオンライン登録システムを用いて氏名の変更ができるようにするとの事務局への要請に関し、サウジアラビアはこれに反対し、例外的な場合を除き、現在の6日間前という要件を保持する必要があると強調した。

特にオブザーバー組織の参加に対する支援およびキャパシティビルディングに関する議論継続の要求に関し、メキシコと南アフリカは、特に途上国のオブザーバー組織に関しこの問題を検討すべきであると提案した。コロンビアは、途上国代表の参加に対する資金の不足という現状についても検討すべきだと述べた。

その後、事務局は、COP 17の暫定議題書に入る可能性がある要素に関するノンペーパーを提出した。このノンペーパーには締約国の提出文書が組み込まれている。サウジアラビアとアルゼンチンは、この問題を検討することはSBIの権限なのかと質問した。夜も交渉が続けられた。

廊下にて

参加者がまた多忙な一日をこなす中、木曜日に予定されるSBIおよびSBSTAの閉会プレナリーを控え、多数の問題で解決を図ろうとする切迫感が高まってきた。

交渉会議室の外では、議長団の会議に関心が寄せられていた。「現在からダーバン会議までの間に何がおこるべきかとの議論にとらわれているが、実際のところ、会合期間外の会合がない場合には『さして何もおきない』のが通例だ」とある心配顔の参加者はつぶやいた。しかし、この日の遅く、数人の安心顔の参加者が旅行計画について話しているのを聞くことができ、あるものは、「パナマ帽を本来の位置にかぶる」のを楽しみにしていると冗談を言っていた。しかし別の代表は、懸念が続いているとして「会合期間外会議に向けた資金がまだ確保できていない。事務局は既に予備費にまで手をつけており、会合期間外会議への途上国の参加を支援できるような資金は底をついている」と説明した。

一方、SBSTAは、保留されている新しい議題項目案の議論が注目を集めていた。ある参加者は、会議室へ急ぎながら、「議題に水問題を載せるチャンス」はあると声をあげた。大きな拍手で会議が閉会する中、部屋からでてきた数人の笑顔の参加者は、議題書に水問題を入れることになったと確認し、「多数の問題」も解決したとし、あるベテランの参加者によると、この中には「長年議題にあった共通計算方式」も含まれる。

GISPRI仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Eugenia Recio, Anna Schulz, and Liz Willetts. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2011 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI) and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, USA. The ENB Team at the UN Climate Change Conference June 2011 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>. 代表団の友

SB 34およびAWGハイライト

2011年6月16日 木曜日

木曜日、コンタクトグループ会合および非公式協議が一日中開催された後、夜にはSBIおよびSBSTAの閉会プレナリーが開催された。

SBSTA閉会プレナリー

組織上、事務管理上の問題: 締約国は、報告官としてColin Beck (ソロモン諸島)を選出することで合意した。

Zitouni Ould-Dada (英国)は、提案されている新議題項目に関する非公式協議について報告した。同代表は、締約国が水資源への気候変動の影響、統合水資源管理についてはナイロビ作業計画(NWP)の議題項目の下で議論することを支持したと説明した。同代表は、大半の諸国は、ブルーカーボン関係の問題を研究および体系的観測に関する議題項目の下で検討することで合意したが、一つの締約国が反対した。進行役のOuld-Dadaは、農業に関する作業計画、あるいは自然の権利と生態系の十全性という提案された項目を議題に含めることでは意見が一致しなかったと報告した。

SBSTA議長のKonatéは、水資源に関する項目をSBSTAの議題に追加することを提案した。米国は、NWPの下で水資源の影響を議論することで合意したが、これを独自の項目として採用することは承認していないと指摘した。事務局は、この項目はまずSBSTA 34の議題に含められたもので、この会合でのこの項目に関する結論はSBSTA 35においてNWPの議題項目の下で議論するとの合意であると明言した。米国は、水資源を独立した議題項目として含めることに反対した。非公式協議後、締約国は、締約国が非公式協議において気候資源の影響と統合水資源管理をSBSTA 35のNWPの議題項目の下で議論することで合意したと今回の会議報告書に記載することで合意した。米国とエクアドルは、この妥協案を歓迎した。

パプアニューギニアは、多数の締約国がマングローブや潮間帯塩性湿地 (tidal salt marshes)、藻場 (seagrass meadows) を研究と体系的観測に関する議題項目に含める意思を持っていると強調した。同代表は、特定の問題を「人質」にとる「悪意のある戦略」を嘆き、満場一致の規則により他の全てのものの意思を拒否することに使うべきではないと述べた。同代表は、全ての締約国に対し、「沿岸地帯のカーボン」の議論を議題項目に含めることで合意するよう求めた。ホンジュラス、スリナム、コロンビア、ブラジル、ツバル、グアテマラ、コンゴ民主共和国、ガイアナ、パキスタンは、この提案を支持した。SBSTA議長のKonatéは、広範な意見の一致があると指摘し、沿岸地帯の海洋生態系をSBSTA議題項目に含める意思があるかどうかを締約

国に問うた。ボリビアはベネズエラと共に、これに反対し、この提案は研究項目の名の下で、議題項目に新しい市場メカニズムを含めようとする「裏の」手法だと称した。

追加の非公式協議後、進行役のOuld-Dadaは、合意に達することができなかったと報告した。パプアニューギニアは、失望感を再度述べ、最後の手段として投票を認めるよう条約を改定し、進展が「一つの締約国により常時妨げられる」ことができないようにすべきだと強調した。ボリビアは、自然の権利と生態系の十全性に関する議題項目の提案を含めることに対する満場一致を求め続けると指摘した。また同代表は、投票に関する条約改定というパプアニューギニアとメキシコの提案はカンクンにおいて手続き規則の違反があったことを認めたことになると強調した。

SBSTAは議題書(FCCC/SBSTA/2011/L.1)を改定されたとおり採択した。

技術開発と技術移転：**SBSTA**は結論書(FCCC/SBSTA/2011/L.10)を採択した。

研究と体系的観測：**SBSTA**は結論書(FCCC/SBSTA/2011/L.4)を採択した。

条約の下での手法論問題：**国際航空輸送および海上輸送の排出量**：**SBSTA**は結論書(FCCC/SBSTA/2011/L.2)を採択した。

附属書I年次インベントリに関する報告書作成ガイドライン：**SBSTA**は結論書 (FCCC/SBSTA/2011/L.3)を採択した。

温室効果ガス・データ・インターフェース：**SBSTA**は結論書 (FCCC/SBSTA/2011/L.7)を採択した。

議定書の下での手法論問題：**HCFC-22/HFC-23**：**SBSTA**は結論書 (FCCC/SBSTA/2011/L.6)を採択した。

CDMの下での有形基準：**SBSTA**は結論書 (FCCC/SBSTA/2011/L.11)を採択した。

温室効果ガスのCO₂換算を計算する共通計算方式：**SBSTA**は結論書(FCCC/SBSTA/2011/L.8)を採択した。

気候変動の緩和の科学的、技術的、社会経済的側面：**SBSTA**は、結論書(FCCC/SBSTA/2011/L.9)を採択した。

他の国際機関との協力：**SBSTA**は結論書 (FCCC/SBSTA/2011/L.5)を採択した。

ナイロビ作業計画：**SBSTA**は結論書 (FCCC/SBSTA/2011/L.13)を採択した。

REDD+関係活動に対する手法論ガイダンス：**SBSTA**は結論書 (FCCC/SBSTA/2011/L.14)を採択した。

オーストラリアは、緩和努力においてREDD+は極めて重要な役割を果たすと強調し、ダーバン会合までの技術的作業に対し500,000豪ドルを提供すると述べた。ノルウェーは、REDD+に対する「強力な支援」を指摘し、自国も資金援助を提供すると述べた。

ボリビアは、この問題に関する進展の重要性を強調し、森林の生態系を含める包括的なアプローチを強調した。

議定書2.3条 (政策措置の悪影響)関係問題：SBSTAは結論書 (FCCC/SBSTA/2011/L.12)を採択した。

対応措置実施の影響に関するフォーラム：SBSTAは結論書 (FCCC/SBSTA/2011/L.16)を採択した。対応措置実施の影響に関するSBI/SBSTA合同フォーラムはSB 35で再度会合する。

オーストラリアは、今会合では対応措置の議論に不釣り合いなほどの時間を費やしたと強調し、このようなことではダーバンでバランスのとれた成果を得ることにはならないと述べた。

本会合報告書：締約国は、会議報告書(FCCC/SBSTA/2011/L.15)を採択した。

閉会ステートメント：アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、特に、行動本位のNWPを要求し、NWPとSBIの連携強化の必要性を指摘した。スイスはEIGの立場で発言し、EUと共に、SBSTAの議題に農業を含めることで合意しなかったことを遺憾とした。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、REDD+での強力な成果を挙げることを含め、カンクン合意に基づく発展を求めた。

AOSISの立場で発言したグレナダ、LDCsの立場で発言したガンビア、アフリカグループの立場で発言したエジプトは、特に次の項目での進展に焦点を当てた：NWP；技術開発と技術移転；研究と体系的観測：対応措置実施の影響に関するフォーラム。インドは、気候変動緩和行動の名の下に先進国がユニラテラルな貿易措置をとることがあってはならないと強調した。

メキシコは、ボンで採択された結論書は「条約の民主的な伝統」を強化したとし、カンクン合意の採択でもこの伝統が活かされたと述べた。

持続可能なエネルギーに関するビジネスカOUNシル (Business Council for Sustainable Energy) はBINGOsの立場で発言し、技術メカニズムは「実質的な成果」であると述べた。気候行動ネットワークインターナショナルはENGOsの立場で発言し、特に、利害関係者の全面的かつ効果的な参加に焦点を当てた。CAREインターナショナルはENGOsの立場で発言し、森林ベースシステムのMRVは単純で透明性のある、効果的なものでなければならないと述べた。気候変動に関する先住民インターナショナルフォーラムは先住民組織の立場で発言し、「森林は単なる炭素吸収源ではない」と強調し、REDD+では先住民社会に配慮するよう求めた。

国際労働組合連合 (International Trade Union Confederation) はTUNGOsの立場で発言し、NWPで雇用問題が取り上げられなかったことを嘆いた。Life e.VはWOMEN AND GENDERの立場で発言し、女性や性差別に対する配慮を強調するMRVを求めた。Gender CC 6 Women for Climate JusticeはYOUNGOsの立場で発言し、REDD+に関し生態系ベースの指標を開発するよう求めた。

SBSTA議長のKonatéは、午後11時50分、SBSTA 34の閉会を宣言した。

SBI プレナリー

事務管理上、資金上、組織上の問題：2010-2011年度予算実績：SBIは結論書s (FCCC/SBI/2011/L.5)を採択した。

本部合意の実施：SBIは結論書 (FCCC/SBI/2011/L.13)を採択した。

特権と免責：進行役のKunihiko Shimada (日本)は、特権と免責に関する条約アレンジの改善では進展があったが、未解決の問題が残っていると報告した。SBIは結論書 (FCCC/SBI/2011/L.7)を採択した。ツバルは、この問題での進展のなさに失望感を表明した。

附属書I国別報告書：第5次国別報告書の提出とレビューの状況：SBIは結論書 (FCCC/SBI/2011/L.2)を採択した。

第5次国別報告書のとりまとめと統合：SBIは、SBI 35でのこの問題の議論継続で合意した。米国は、報告書のとりまとめは特に温室効果ガス排出量の動向および各国のシステムに関する概要を紹介するため有用であると強調した。

条約12.5条 (国別報告書の頻度)：SBIは結論書 (FCCC/SBI/2011/L.3)を採択した。

非附属書I国別報告書：非附属書I国別報告書に関する専門家諮問グループ(CGGE)：SBIは結論書 (FCCC/SBI/2011/L.8)を採択した。

条約12.5条：SBIはSBI 35でのこの問題の議論継続で合意した。

資金援助および技術支援：SBIは結論書 (FCCC/SBI/2011/L.9)を採択した。

条約6条(教育、訓練、啓発)：SBIは結論書 (FCCC/SBI/2011/L.6)を採択した。SBI議長のOwen-Jonesは、ダーバンにおいて、教育、訓練、啓発に関する特別イベントを開催する計画があると指摘した。

条約4.8条および4.9条：決定書1/CP.10 (ブエノスアイレス行動計画)：SBIは結論書 (FCCC/SBI/2011/L.14)を採択した。

LDCs関係問題：SBIは結論書 (FCCC/SBI/2011/L.4)を採択した。

議定書3.14条 (対応措置の悪影響)：SBIは結論書 (FCCC/SBI/2011/L.12)を採択した。

技術移転：SBIは結論書 (FCCC/SBI/2011/L.10)を採択した。

キャパシティビルディング (条約)：共同議長のPaula Caballero (コロンビア)は、締約国がキャパシティビルディング枠組みの第2回総合レビューに関して合意に達することができなかったと報告した。SBIは、SBI 35でのこの問題の議論継続で合意した。

キャパシティビルディング (議定書)：共同議長のCaballeroは、合意に達しなかったと報告した。SBIは、SBI 35でのこの問題の議論を継続することで合意した。

遵守に関する議定書の改定：SBIは、SBI 35でのこの問題の議論継続で合意した。

CDM理事会の決定に対する上訴：共同議長のYaw Bediako Osafo (ガーナ)は、CDM理事会の決定に対する上訴メカニズムに関し前向きな議論が行われたと報告した。しかし、共同議長は、特に上訴手順の範囲に関して意見が分かれたと指摘した。SBIは結論書(FCCC/SBI/2011/L.11)を採択した。

国家適応計画：SBIは結論書 (FCCC/SBI/2011/L.16)を採択した。

政府間会合のアレンジ：SBI議長のOwen-Jonesは、SBI結論書草案 (FCCC/SBI/2011/L.19)を提起した。サウジアラビアと米国は、更なる議論が必要であると指摘した。

オブザーバー組織の参加増強に焦点を当てる更なる非公式協議の後、締約国は、議題項目に関するコンタクトグループがない場合、少なくとも第1回の非公式会議と最後の非公式会議はオブザーバーに公開可能とするが、同時に締約国には非公式会議を非公開にする権利があることを認めるとの提案で合意した。

サウジアラビアとアンティグア・バーブーダは、オブザーバー組織がCOPおよびCOP/MOPにインプットする新たなチャンネルに関するオプションの検討をSBI 35ではなくSBI 36まで延期するよう提案したが、メキシコ、オーストラリア、コロンビアはこれに反対した。締約国は結局、この問題の議論をSBI 36まで延期することで合意し、SBIは改訂した結論書を採択した。

多数の締約国が、オブザーバーの参加強化への支持を表明した。オーストラリア、クック諸島、グレナダは、COP 17におけるオブザーバー参加のUNFCCC特別イベントの開催を歓迎した。

資金メカニズム：SBIは結論書 (FCCC/SBI/ 2011/L.17)を採択した。

気候変動プロジェクトの国内経済、環境、開発研究(NEEDS)に参加する諸国が提出した情報の統合報告書に関し、フィリピンはG-77/中国の立場で発言し、この利益が拡大されないことへの失望感を表明した。同代表は、UNFCCCを支援する気候の世界観測システム (Global Observing System for Climate in Support of the UNFCCC) のための資金は予測不可能であると嘆き、LDC作業計画の資金不足も嘆いた。同代表はLDCsの立場で発言したガンビアと共に、この問題をSBI 35のGEFへの追加ガイダンス項目の下で議題に入れるよう提案した。

損失と損害：SBI議長のOwen-Jonesは、損失および損害に関する結論書草案(FCCC/2011/SBI/L.20)を提出した。サウジアラビアとカタルは、この文書が出されたプロセスに疑問を呈した。サウジアラビアは、自国の意見が反映されていないと嘆き、気候変動の悪影響と合わせた対応措置の検討を強調した。SBI議長のOwen-Jonesは、自身の責任で結論書草案を提出するとし、この提案文書には他の議題項目の下での問題を含まないと強調した。

AOSIS、EU、メキシコ、ニュージーランド、米国を含む多数の締約国が、損失および損害の問題と、対応措置の問題を別個に検討する必要があると強調した。クック諸島はAOSISの立場で発言し、損失損害の議論は決定書1/CP.16 (AWG-LCAの成果)で要求されているものだと強調した。EUは、COPは手順規則に基づき、補助機関で検討する問題を決定すると述べた。AOSISは、損失損害に関する問題は適応に関係し、対応措置は緩和の構成要素に入ると強調した。同代表は、対応措置は既に別な議題項目の下で検討されていると強調した。オーストラリアは、締約国に対し、損失損害に関する「重要な作業」を「遅らせたり、薄めたり」しないよう求めた。同代表は、ボンでは対応措置実施の影響に関するフォーラムで少なくとも16時間は対応措置の議論をしたと指摘した。日本は損失損害を議論する必要があると強調した。

コロンビアは、締約国に対し、誠実な交渉を求め、脆弱な人々の生存がかかっているとして、プロセスを遅らせるような「議論を偏らせる戦術」は受け入れがたいと述べた。ツバルは、対応措置に関するフォーラムへの支援は損失損害に関する合意次第であると指摘した。バルバドスは、途上国に住む人々の99%が気候関連の現象で死亡していると強調し、ガンビアとともに、カタールおよびサウジアラビアに対し、それぞれの立場を再検討するよう求めた。

SBI議長のOwen-Jonesは、締約国にSBI結論書案の採択を求めた提案を再度述べた。カタールはこれに反対し、手順面での懸念を強調した。サウジアラビアは、「ごく最近に」文書を受け取ったとし、この採択に反対した。同代表は、エジプト共に更なる非公式協議を提案した。ツバルはクック諸島の支持を受け、この文書についてはすでに長時間の協議が行われていると強調した。クック諸島は、サウジアラビアもこういった議論に参加しており、同国の意見に沿って譲歩していると述べた。

さらなる非公式協議後、午前1時40分、SBIプレナリーが再開された。締約国は、パラグラフの表現を次のように変更することで合意した：SBIは、COP 18において損失損害に関する提案を行う知識ベースを作るべく、損失損害に関する広範な題目の詳細の推敲を継続することで合意した。合意された表現では「決定書1/CP.16のパラグラフ28 (a, b, c, d)に規定する要素」に「配慮する (taking into consideration)」ではなく、その「推敲を含める (including elaborating)」とした。SBIは改訂されたとおりの結論書を採択した。

対応措置実施の影響に関するフォーラム：SBI 議長のOwen-Jonesは、対応措置実施の影響に関するフォーラムの特別イベント、およびこのフォーラムの2つのセッションについて報告した。SBIは結論書 (FCCC/SBI/2011/L.18)を採択した。

SBI議長のOwen-Jonesはその後、午前1時45分、SBIプレナリーを中断した。

廊下にて

ボン気候変動会議の最終日前日、SBIおよびSBSTAの閉会プレナリーでそれぞれの議題項目に関し作業する中、多数の参加者が、夜遅くまでマリティムホテルに缶詰め状態となった。全ての保留項目の作業を終えようとする多忙な一日の後、プレナリーは午後6時ようやく始まった。しかし両プレナリーとも、文書の作成を可能にするため、あるいは提案された新規議題項目やオブザーバー組織の参加強化、損失損害など意見対立のある問題に関し、締約国が非公式協議を行うため、一度となく中断された。

SBSTA側では、ブルーカーボン問題が舞台の中央に出てきた。大多数の締約国が既存のSBSTA議題項目の下での関係問題の議論を支持したが、ボリビアはベネズエラと共にこれに反対し、市場メカニズムは適切な自然保護をもたらさないと懸念を述べた。一部のオブザーバーも、「ブルーカーボンを新たなREDD+」にするとして懸念を共有した。ある参加者は、「ブルーカーボン」をリオ条約間の相互リンクを強化すべき理由の一例と位置付けた。

午後10時過ぎ、SBSTAプレナリーの再開を待つ参加者は、「SBSTAのように実態のある組織は他にはない。」と声をそろえる通訳者の歌に慰められた。また一部のものは、ブルーカーボンの応援フレーズを作り、「まずはB、次にL (Give me a B....give me an L)」笑いながら叫んでいた。SBI側では、深夜の非公式協議の結果を待つ疲労困憊したオブザーバーを慰めようと、あるインサイダーは「我々はここで良いことをしようとしているのだ。時間をくれ。」と述べた。

ENBサマリーと分析： *Earth Negotiations Bulletin summary* の国連気候ボン会議のサマリーと分析は、2011年6月20日月曜日に下記URLに掲載予定：<http://www.iisd.ca/climate/SB34>。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Eugenia Recio, Anna Schulz, and Liz Willetts. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2011 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI) and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, USA. The ENB Team at the UN Climate Change Conference June 2011 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>. 代表団の友



2011年 6月 20日(月)

ボン気候変動会議サマリー

2011年6月6日 - 6月17日

国連気候変動会議がドイツ・ボンにて2011年6月6日から17日まで開催された。この会議で、実施に関する補助機関 (SBI) および科学的・技術的助言に関する補助機関 (SBSTA) の第34回会合 (SB) ならびに京都議定書附属書I国のさらなる約束に関する特別作業部会 (AWG-KP) 第16回会合・第II部およびUNFCCCの長期的協力行動に関する特別作業部会 (AWG-LCA) 第14回会合・第II部が行われ、約3500名が参加した。

会議の第1週はSBIとSBSTAの議題が中心となった。両機関の暫定議題には締約国の提案および決定書1/CP.16 (AWG-LCAの作業の成果) を踏まえた新たな項目が盛り込まれた。その多くの提案は論議を呼び、締約国は最初の3日間を議題と作業構成の議論に費やした。その後、一部の議題項目では作業を開始することで合意したが、新たに提案されていた議題項目のほとんどは今後の協議を待つ保留状態となった。最終的にはSBSTA閉会プレナリーで、影響・脆弱性・適応に関するナイロビ作業計画の下で水および包括的な水資源管理について気候変動の影響に関して新たに提案された項目を次回会合で検討することで合意した。その他、ブルーカーボンや自然の権利、生態系の完全性、農業に関する作業計画など、新たに提案された項目については何ら合意には至らなかった。

SBIの下では、カンクン合意で検討するよう定められた国別適応計画や損失・損害に関する新たな項目については作業が開始された。測定・報告・検証 (MRV) に関して提起された新議題項目は保留となったが、AWG-LCAの下で関連する作業が行われた。対応措置の実施に関する新たな提案項目も、議題の討議の中で取りあげられたため、SBI・SBSTA議長による対応措置実施の影響に関するコンタクトグループが行われた。

AWG-KPで焦点となったのは、京都議定書の第1約束期間が2012年末に失効した後の第2約束期間の問題で、未決着の政治問題や第2約束期間に行う新たな約束について様々な附属書I国が設定している条件などに議論が集中した。最初に途上国から反対の声があがったものの、土地利用・土地利用変化・林業 (LULUCF)、柔軟性メカニズムおよび方法論などを含む諸問題について技術的な作業も行われ、AWG-KP議長の修正提案 (FCCC/KP/AWG/2011/CRP.1) に記録された進展がみられた。またAWG-KP 16の一時停止と9月/10月に予定される会期間会合の再開が合意された。

AWG-LCAの下では初めて決定書 1/CP.16に基づく実質的な作業が開始され、適応、資金、技術、キャパシビリティビルディング、共有ビジョン、世界の長期目標の見直し、法的オプション および緩和関連の多様な問題について、コンタクトグループや非公式なグループでの作業が行われた。一部の問題では進展もあったが、その成果は相対的に小さく、南アフリカ・ダーバンのCOP 17まで多くの作業が残されたとの印象を受ける者が多かった。

UNFCCCと京都議定書のこれまでの経緯

国際政治における気候変動への対応は1992年の気候変動に関する国連枠組条約 (UNFCCC) の採択に始ま

る。この条約は、気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するため、大気中の温室効果ガスの濃度安定化を目指す行動枠組みを規定するもので、UNFCCCは1994年3月21日に発効、195の締約国が現在加盟している。

1997年12月、締約国は日本の京都で開催されたCOP3でUNFCCCの京都議定書に合意し、この中で先進工業国ならびに市場経済移行国が排出削減目標の達成を約束した。これらの国々はUNFCCCの附属書I国と呼ばれ、2008-2012年（第1約束期間）に6種の温室効果ガスの排出量を1990年比で平均5.2%削減することで合意し、各国がそれぞれ異なる国別目標を持つことでも合意した。京都議定書は2005年2月16日に発効し、現在193の締約国を有する。

2005年末、長期的な問題を検討するための第一歩が踏み出された。カナダのモントリオールで京都議定書の第1回締約国会合（COP/MOP 1）が開催され、議定書3.9条に基づきAWG-KPを設置。第1約束期間が終了する少なくとも7年前までに、附属書I国の更なる約束を検討することが義務付けられた。これに加えて、モントリオールのCOP 11では条約の下で長期的協力を検討するため、「条約ダイアログ」と呼ばれるワークショップをCOP 13までに4回開催することで合意した。

バリ・ロードマップ：2007年12月、インドネシアのバリ島でCOP 13及びCOP/MOP 3が開催された。交渉の結果、バリ行動計画（BAP）が採択され、緩和、適応、資金、技術移転という条約ダイアログで特定した長期的協力の主要4要素に特化した議論を行うことを定めたAWG-LCAが設置された。また、バリ会議では、バリ・ロードマップを合意し、条約と京都議定書に基づく2つの交渉トラック、そして2009年12月コペンハーゲンで開催するCOP 15及びCOP/MOP 5を交渉の終結期限とすることが決まった。

コペンハーゲン気候変動会議：2009年12月7-19日、デンマークのコペンハーゲンでCOP15及びCOP/MOP 5、第31回SBI及びSBSTA会合、ならびにAWG-KP10、AWG-LCA8の会議が開催され、世界110カ国を超える首脳らが12月16-18日のCOP及びCOP/MOP合同ハイレベル会合に出席した。

同会議では、透明性とプロセスをめぐる論争が目立った。ハイレベル会合では、主要経済国・地域およびその他交渉グループの代表で構成されるグループでの非公式交渉が行われ、12月18日深夜、交渉の結果として政治合意である「コペンハーゲン合意」が生まれ、その後、COP全体会合での採択に向けて提出された。その後の13時間で同合意について政府代表団による討議が行われ、これを将来のより良い合意を確実にするための一段階として採択することに多くの国が賛成したが、一部の途上国が「この合意は“不透明”かつ“非民主的”な交渉プロセスを通じて成立したものだ」として反対を唱えた。しかし、最終的にはコペンハーゲン合意に「留意」することでCOPが合意した。また、コペンハーゲン合意への賛同を示すための締約国向けのプロセスが設置され、2010年中に140以上の締約国が賛同の意を示した。また80ヶ国以上が自国の排出削減目標やその他の緩和行動に関する情報提供を行った。

コペンハーゲン気候会議の最終日には、COP及びCOP/MOPがAWG-LCA及びAWG-KPの期限を延長することで合意し、各AWGに対し、その成果をメキシコ・カンクンで開催されるCOP 16及びCOP/MOP 6へ提出するよう要請した。

カンクン気候変動会議：2010年には4回の準備会合が行われ、カンクン国連気候変動会議が2010年11月29日-12月11日に開催された。前年のコペンハーゲンに比べると、カンクンに寄せる期待は控えめではあった

ものの「バランスのとれた決定書パッケージ」の合意を期待するものも多く、法的拘束力を有する成果を期待する者さえ見られた。会議の末、カンクン合意がまとまり、両交渉トラックの下での決定書が盛り込まれた。

条約トラックの下では、決定書 1/CP.16で、2°C 目標を達成するために世界全体の排出量を大幅に削減する必要があると認識された。また、締約国は2015年までに目標の見直しを行い、1.5°C目標を視野に入れつつ世界の長期目標の強化を検討することで合意した。また、先進国と途上国がそれぞれ連絡を図り、排出削減目標および各国ごとの適切な緩和行動(NAMA)について留意し(FCCC/SB/2011/INF.1及び FCCC/AWGLCA/2011/INF.1、ともにカンクン後に発表されたもの)、これらをワークショップで議論することに合意した。さらに、決定書 1/CP.16では、測定・報告・検証(MRV)や、途上国の森林減少・森林劣化由来の排出削減および森林保全の役割、途上国における持続可能な森林管理および炭素貯蔵(カーボンストック)の強化(REDD+)など緩和に係るその他の側面も取り上げられた。

また、新たな制度やプロセスの発足についても合意がみられた。カンクン適応枠組みや適応委員会、技術執行委員会および気候技術センター・ネットワーク(CTCN)を含む技術メカニズムの設立などの合意である。資金問題については、決定書 1/CP.16により、グリーン気候基金(Green Climate Fund)が創設され、これを条約の資金メカニズムの新たな運営機関と定め、24名の理事により構成される理事会で管理することとした。基金の細かな設計については移行委員会を発足して任務にあたることで締約国が合意し、資金メカニズムに関してはCOPを支援する常設委員会が設置された。また、2010-2012年には早期開始資金として先進国が300億米ドルを供与すること、さらに2020年までには合同で年間1000億米ドルを動員するという約束が認識された。

議定書トラックの下では、カンクン合意の一部を構成する決定書 1/CMP.6の中に、AWG-KPの作業を完了させ、その成果は可及的速やかにCOP/MOPで採択し、第1約束期間と第2約束期間の間で空隙が生じないように間に合わせるとの合意が盛り込まれた。また、附属書I締約国に対しては、IPCC第4次評価報告書で特定された排出レンジに一致するような排出削減総量を実現させるべく、附属書I国の排出削減目標の野心レベルを引き上げるよう要請した。さらに、土地利用・土地利用変化・林業(LULUCF)に関して決定書 2/CMP.6が採択された。

また、南アフリカ・ダーバンで2011年11月28日から12月9日に開催される国連気候変動会議までの間、2つのAWGの期限を延長することとなった。

バンコク国連気候変動会議: カンクン後の2011年4月3-8日、バンコクで2つのAWGの作業が開始された。準備会合として2つのワークショップが開催され、先進国全体の排出削減のための数値目標ならびに途上国によって提出された緩和行動が取り上げられた。新しい技術メカニズムに関する専門家ワークショップも会合中に開催された。AWG-LCAでは、バンコク会合をカンクン後の議題に関する手続き上の議論に費やした。一週間の交渉を経て、ボンでのAWG-LCA 14再開会合の作業のたたき台となる議題が合意に至った。AWG-KPの下では、議定書トラックの下で進展が阻まれている主要な政策課題に焦点があてられた。

ボン気候変動会議報告

国連気候変動会議は2011年6月6日月曜日朝、ボンで開会した。本報告書では、下記の4つの会議体におけるそれぞれの議題の議論をまとめる：

É 科学的・技術的助言に関する補助機関(SBSTA)の第34回会合

É 実施に関する補助機関(SBI)の第34回会合

É 京都議定書附属書1締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ(AWG-KP)の第16回再開会合

É 条約の下での長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ(AWG-LCA)の第14回再開会合
科学的・技術的助言に関する補助機関

SBSTA開会プレナリーは、6月6日月曜日に開催され、Mama Konaté(マリ)が引き続き議長を務めた。開会ステートメントで、アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、AWG-LCAからSBSTAへ「未解決の問題を送り込む」ことに警告し、AWG-LCAは、SBSTAが検討権限を有する特定の問題に関し、概要をつかんでおく必要があると述べた。G-77/中国はダーバン会合の前に補助機関(SB)の別の会議を開催するよう求めた。

コンゴ民主共和国はアフリカグループの立場で発言し、小島嶼諸国連合(AOSIS)の立場で発言したグレナダとともに、従来からSBSTAの議題書に記載される項目に関する作業を開始し、その一方、提案された新規議題項目に関しては協議するよう提案した。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、途上国における非森林化および森林劣化より発生する排出量の削減(REDD)ならびに影響、脆弱性、適応に関するナイロビ作業計画(NWP)に対するSBSTAの作業の重要性に焦点を当てた。

ガンビアは後発発展途上国(LDCs)の立場で発言し、研究ならびに体系的観測、LDCsでの適応実施を支援するNWPの強化に焦点を当てた。AOSISは、NWPの下での作業を加速化する必要があると強調した。スイスは環境十全性グループ(EIG)の立場で発言し、途上国における非森林化および森林劣化から発生する排出量削減に関し、手法論の論議をする必要があると強調し、森林の保全および持続可能な管理、そして途上国での森林炭素貯留量の強化(REDD+)の役割を強調した。パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合 (Coalition of Rain Forest Nations) の立場で発言し、REDD+に関する決定書1/CP.16における進捗状況に注目したが、セーフガードに関するガイダンスが重要であると指摘した。

事務管理上、組織上の問題：締約国は、暫定議題書(FCCC/SBSTA/2011/1)新規項目に関するそれぞれの提案について説明した。多数の提案が提示された：

É 農業に関する作業計画(ニュージーランドおよびカナダ)；

É ブルーカーボン：沿岸部生態系(パプアニューギニア)；

É 自然の見地および生態系の十全性(ボリビア)；

É 対応措置実施の影響に関するフォーラム(サウジアラビア)；

É 水資源および水資源統合管理に関する気候変動の影響(エクアドル)。

締約国は、議題書に新規項目を入れるかどうか、入れる場合はどの項目を入れるかで意見が分かれた。SBSTA議長のKonatéは、アフリカグループおよびAOSISの提案のとおり、新規項目を保留とし、議題書に入れるかどうか協議すると同時に、他の議題項目の作業の進展を図るよう提案した。同議長は、SBI議長の

Robert Owen-Jones (オーストラリア)が対応措置の経済的社会的影響結果に関する議題項目に代わり、対応措置実施の影響に関するフォーラムの議題項目とする提案について協議を行ったと説明し、そこでの解決策をSBSTAでも取り入れることができると述べた。多数の締約国がこの手法を支持した。

ボリビアは、REDDに関する議題項目を保留し、その題目も「森林に関する措置」と広範なものに拡大するよう提案した。コロンビア、マレーシア、ガイアナ、スリナム、オーストラリア、コスタリカはこれに反対した。パプアニューギニア、ガイアナ、コスタリカは議題項目の題目の変更反対した。ボリビアは、これに応じて、「REDDおよび森林関連の行動」という名称を提案した。ボリビアは、満場一致で採択されていないカンクン合意から発する議題項目を入れることは受け入れられないと指摘した。

締約国はREDDに関する意見の不一致を解決できず、SBIおよびSBSTAでの対応措置に関する議論の進め方でも意見の不一致が残ったことから、SBSTA開会プレナリーは中断され、この日の残りの時間、および6月7日、8日中、中断されたままであった。

6月9日木曜日の朝、SBSTAプレナリーは再開され、SBSTA議長のKonatéは改定された暫定議題書(FCCC/SBSTA/2011/L.1)を提出した。同議長は、REDDに関する議題項目を「REDD+に関係する活動の手法論ガイドランス」と改定することで合意したと報告した。さらに同議長は、SBI議長およびSBSTA議長がSB 34および35において、対応措置実施の影響に関する特別イベントおよびフォーラムを開催すると発表し、このフォーラムは、コンタクトグループ形式となると発表した。締約国は、他の議題項目の作業を開始する一方、水資源、ブルーカーボン、農業、自然の権利と生態系に関し提案された新規議題項目は保留とし、Zitouni Ould-Dada (英国)を進行役とする追加の非公式折衝の成果を待つことで合意した。

6月16日木曜日、進行役のOuld-Dadaは、SBSTA開会プレナリーに対し、締約国が水資源に対する気候変動の影響および水資源統合管理を権利についてNWPの議題項目の下で議論することで合意したと報告した。同進行役は、農業に関する作業計画、あるいは自然の権利および生態系の十全性に関しては合意に達していないが、ブルーカーボン関係の問題は研究ならびに体系的観測に関する議題項目の下で議論すると広範な合意が得られている。ただし一つの締約国が反対している と報告した。

水資源に関する影響問題の進め方を明確にする非公式協議が短時間行われ、その後、締約国は、水資源に関する気候変動の影響および水資源の統合管理について、SBSTA 35においてNWPの議題項目の下での議論に合意し、これを会議報告書に記載することで合意した。

ブルーカーボン問題に関し、パプアニューギニアは、研究ならびに体系的観測の議題項目に、マングローブ、潮間帯塩性湿地、藻場を含めるよう求め、多数の途上国締約国がこれを支持した。SBSTA議長のKonatéは、広範な合意があると指摘し、沿岸部生態系をSBSTAの議題に含める意思があるかどうか、締約国に質問した。ボリビアはベネズエラとともに、これに反対し、この提案は研究項目の名の下で新しい市場メカニズムを入れようとする「姑息な」提案であるとされた。さらに非公式協議を重ねた後、進行役のOuld-Dadaは、締約国は合意に達することができなかったと報告し、マングローブ、潮間帯塩性湿地、藻場は研究ならびに体系的観測の議題項目の下には入れられなかった。SBSTAは議題書(FCCC/SBSTA/2011/L.1)を改定し採択した。

また締約国はCollin Beck (ソロモン諸島)をSBSTA報告官に選出することで合意した。

ナイロビ作業計画：この問題(FCCC/SBSTA/2011/INF.2 and MISC.3)は、最初に6月9日木曜日のSBSTAプレナリーで議論された。続いて、Kishan Kumarsingh (トリニダードトバゴ)とDonald Lemmen (カナダ)を共同議長とするコンタクトグループ、非公式協議でも議論された。

8回の一連の会合において、締約国は、NWPの将来および現在行われているレビューについて議論し、活動の成果に基づくSBIへの情報および助言の提供を検討し、将来の作業計画での活動を定義した。SBSTAプレナリーは、6月16日、結論書を採択した。

SBSTA結論書：SBSTAは、結論書(FCCC/SBSTA/2011/L.13)において、決定書2/CP.11(影響、脆弱性、適応に関する5か年作業プログラム)の要請の通り、NWPのレビューを行ったと認識する。またSBSTAは特に次のことを行う：

- É 組織の行動プレッジ、およびプレッジの実施に関する情報のSBSTAへの提出、締約国の理解、評価、意思決定を改善するための支援など、更なる努力を奨励する；
- É SBIにおける作業を支援し、適応委員会において将来可能な作業を支援するため、影響、脆弱性、適応に関する科学情報、技術情報を提供する必要があると認識する；
- É 事務局に対し、次の項目を行うよう要請する：影響、脆弱性、適応に係る製品の普及におけるニーズの優先度を明確化するため、調査を行う；生態系をベースにした適応手法に関する情報の取りまとめ；水と気候変動の影響および適応戦略に関するテクニカルペーパーを作成する；SBIと最も関連性のあるNWPの成果を検討するため、SBSTA/SBI合同ワークショップを開催する；
- É 次の段階の期間の長さおよび活動を決定するため、さらなる作業が必要な分野を検討することで合意する。
- É 締約国に対し、予定されるNWPの最新の活動について、2011年9月19日までに、事務局に提案を提出するよう求める。

REDD+に関する手法論ガイダンス：この問題は、6月9日木曜日、SBSTAプレナリーで初めて議論された。その後、Peter Graham (カナダ)とVictoria Tauli-Corpuz (フィリピン)を共同議長とするコンタクトグループ会合、非公式協議でも、COP 17で議論される必要がある問題として議論された。その主題は次のとおり：森林の基準レベルと森林の比較対象排出量レベル；MRV；決定書1/CP.16の付録にセーフガードを盛り込む方法に関する情報提供システムについてはREDD+活動実施において議論され、尊重されるべきである。

COP 17で議論されるべき問題に関し、パプアニューギニアは、米国、ガーナ、オーストラリア、インドネシア、欧州連合(EU)、ガイアナ、スイスとともに、作業計画に関する決定書1/CP.16の付録を議論の基礎とすべきと述べた。ボリビアは、森林に関する総合的なビジョンが必要であり、議論に先住民を参加させる必要があると強調した。EU、パプアニューギニア、その他は、ダーバン会合前のワークショップを支持したが、ブラジルは、議論される問題のうち特定のものについては技術的な専門性が求められるとし、技術専門家グループの結成を提案し、スリナムやその他もこれを支持した。結局、ボンでは、決定書1/CP.16に規定する問題を議論することとし、技術専門家の会合を、ダーバン会合前も含めて計画することが決定された。ボリビアは、関連する利害関係者がこれらの会合に参加できるようにすべきだと明言した。

セーフガードに関する情報システムについて、締約国は、透明性、正確性、国情への適応性、規則性、予

測可能性、一貫性、比較可能性など、このシステムの原則を特定した。一部の締約国は、セーフガードの報告に国別報告書の利用を支持した。

また締約国は、各国の森林排出量参照レベル、森林参照レベルについても議論した。ある締約国は、参照レベルは森林面積および炭素貯留量の変化を評価する基準として用いられるべきだとし、他の締約国もこれを支持した。しかし、多数の締約国が、特に次の項目の明確化を求めた：森林排出量参照レベルと森林参照レベルの違いなどに関する定義づけ；国情に合わせた参照レベルの調整およびその定義方法；国内小地域の参照レベルと国内全体の参照レベルとの一貫性を確保；対象範囲の森林とはどういう森林か。

MRVに関し、数か国の締約国は、REDD+に関するMRVの要素については既にコペンハーゲンおよびカンクンで合意されていると強調した。締約国は、REDD+のMRVは次のようなものであるべきだと強調した：NAMAsのMRVに関する全てのガイダンスと一貫性がある；干渉的でなく主権、国情、能力を尊重する；透明性がある；柔軟性がある；費用効果が高い。ある締約国は、REDD+の対象範囲だが必ずしも排出を削減しない保全活動の概念におけるMRVについて明確化を求めた。別の締約国は、強制的なカーボンプールやガスに関する明確化が重要であると述べた。ある締約国は、国内でのリーケージを防ぐため、国家レベルでのMRVを支持した。あるものは、MRVシステム内のセーフガード検討を提案したが、別のものはこれに反対した。ある締約国は、MRVの目的は森林面積の測定であるべきだと指摘した。

共同議長は、結論書草案を提出した、この草案の附属書にはセーフガード、森林参照レベル、森林排出量参照レベル、MRVに関する手法の可能な要素が議論内容を反映する形で記載される。数か国の締約国は、附属書には締約国に共通する意見が反映されていないとし、この削除を支持した。しかし、多数の締約国が、附属書は議論を進める優れた土台を提供するとし、結論書草案には締約国の表明した意見が盛り込まれていると明記するよう提案した。ある締約国は、この文書を共同議長文書として扱うよう提案した。結局、附属書を保持するが、提出文書および今後の作業に関する一般的なガイダンスを記載するよう変更し、記載された問題を議論する場合には検討されるべき主要要素を明確化することで合意した。6月16日、SBSTAは結論書を採択した。

SBSTA結論書：結論書(FCCC/SBSTA/2011/L.14)において、SBSTAは：

É SBSTA 35での検討が確定した問題に関し、締約国および承認されたオブザーバーに文書提出を求める；
É 事務局に対し、資金にもよるが、REDD+活動に対するメタガイダンスに関する技術専門家会合を計画し、これにはSBSTA 35会合前のもも含めるよう求める。

結論書には、提出文書に対する一般的なガイダンスおよび次の項目に関する将来の作業について記載する附属書が含まれる：決定書1/CP.16付録I記載のセーフガードの議論方法およびこれを尊重する方法に関する情報提供システムのガイダンス；森林排出量参照レベルおよび森林参照レベル関連の方式；決定書1/CP.16付録IIに記載するMRVの方式。

技術開発および技術移転：この問題は、2011年6月10日金曜日のSBSTAプレナリーで最初に議論された。SBSTA議長のKonatéは、技術メカニズムの設立および技術移転に関する専門家グループの任務終了は決定書1/CP.16で合意していると指摘した。続いて、Carlos Fuller (バリーズ)とZitouni Ould-Dada (英国)が非公式協議を開催した。SBSTAは6月16日、結論書を採択した。

SBSTA 結論書：結論書(FCCC/SBSTA/ 2011/L.10)において、SBSTAは、技術的ニーズ評価(TNA)プロセスで明らかとなったプロジェクトの実施に関し、近未来の予測を進めるため、各プロジェクトは既存の方法やそれを強化した方法を用いて、可能な限り広範に資金供給となりうるものに提示されるべきだと指摘する。さらにSBSTAは、TNAsは新しい技術メカニズムの下での活動に役立つ情報を提供できると指摘する。SBSTAは、非附属書I締約国による技術移転プロジェクトへの資金調達準備に関し、2回の訓練ワークショップを計画し、この問題に関するオンライン訓練コースの実験の進捗状況を報告するよう、SBSTA 33において事務局に要請したと想起し、締約国および関連組織に対し、このような活動のタイムリーかつ効果的な計画化のため、資金援助を行うよう求める。

研究ならびに体系的観測：SBSTAは、2011年6月10日金曜日のプレナリーでこの問題(FCCC/SBSTA/2010/MISC.12, FCCC/SBSTA/2011/MISC.1, MISC.4, INF.1 and INF.6)を取り上げた。その後、Sergio Castellari (イタリア)およびDavid Lesolle (ボツワナ)を進行役とする非公式協議で議論された。

本議題項目に関し、2回のSBSTA特別イベントが計画された：一つは、2011年6月2-3日、ボンで開催された最近の気候変動に関する研究と現行の活動に関する研究ダイアログの会合前ワークショップ(FCCC/SBSTA/2011/INF.6)；もう一つは、関連研究活動に関する会合期間中ダイアログである。ダイアログのサマリーは右記参照：<http://www.iisd.ca/vol12/enb12505e.html>

6月16日、SBSTAは、結論書を採択した。

SBSTA 結論書：結論書(FCCC/SBSTA/ 2011/L.4)において、SBSTAは特に次のことを行う：

- É 条約に関係する研究面のニーズにおける進展を指摘し (決定書 9/CP.11)、
- É 各組織、プログラム、機関による気候変動研究への参加拡大に感謝し、
- É 科学者社会および気候情報の利用者間のコミュニケーションおよび相互作用を改善する必要があると強調し、
- É 条約6条の下で実施される活動によりアウトプットおよび研究が推進される意義を強調し、
- É 途上国からの研究成果の入手可能性を高める必要があると強調し、
- É 追加のワークショップを計画するよう事務局に要請し、
- É 締約国に対し、2011年9月19日までに研究ダイアログに関する意見を提出するよう求める。

対応措置実施の影響に関するフォーラム：提案された新規議題項目に関する非公式協議の後、締約国は、この問題 (FCCC/SB/2011/MISC.2)をSBSTA議題に含め、その題目に決定書1/CP.16、パラグラフ93の表現を反映させることで合意した。SBSTA議長のKonatéは、最初にSBI議長およびSBSTA議長が対応措置実施の影響に関するフォーラムという特別イベントを開催すると指摘した。同議長は、この特別イベントに続き、両議長はSB 34およびSB 35のコンタクトグループとして会合するSBI/SBSTA合同フォーラムを開催すると述べた。

6月13日月曜日、対応措置実施の影響に関するSBI/SBSTAフォーラムという特別イベントが開催された。このフォーラムの冒頭、各締約国は気候緩和政策のマイナスおよびプラスの影響、対応措置に関する作業計画の可能性、当該作業計画の運用方法について、技術的なプレゼンテーションを行った。詳細情報は右記参照：
see <http://www.iisd.ca/vol12/enb12509e.html>

6月14日と6月15日、SBI議長およびSBSTA議長は、このフォーラムを開催した。締約国は、最初、6月13日の特別イベントの状況ならびに報告書に何を記載するかに関し、意見交換を行った。アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、「圧倒的多数の」締約国が対応措置に関するフォーラム設置を支持していると、報告書に記載する必要性を強調した。サウジアラビアは、特別イベントは締約国間の単なる情報交換の場以上の特性をもたせるべきだと強調した。議長のKonatéは、特別イベントは対応措置に関するフォーラムという新しい概念について理解を深めるべく計画されたものだと明言した。

EU、米国、その他は、効率的に作業し、既存の議題項目に留意し、対応措置に関する作業の流れにも配慮する必要があると強調した。米国は、対応措置に関する議論を合理的にする必要があると指摘したが、G-77/中国はこれに反対した。G-77/中国は、先進国の対応措置が途上国に与える影響について、直接意見交換を行う場を設けるよう求めた。同代表は、このフォーラムでは特に貿易関係の特定の対応措置の設計について議論し、専門家からの技術的なインプットについて検討すると述べた。さらに、G-77/中国は、国別報告書など既存のチャンネルは対応措置のマイナスの影響結果に関する情報交換を行う場として不適當であると強調した。

6月17日金曜日、SBSTA閉会プレナリーは結論書を採択した。オーストラリアは、今回は対応措置の議論に不釣り合いなほど時間を費やしていると強調した。

SBSTA結論書：結論書 (FCCC/SBSTA/2011/L.16)において、SBSTAは、
É 対応措置に関する作業計画の運用開始の手法採用を念頭に、作業計画作成の要素に関する提出文書およびフォーラム開催の可能性に関する提出文書に留意し、
É この項目に関する見解を2011年9月19日までに提出するよう、締約国および関連組織に要請し、
É 事務局に対し、特別イベントに関する報告書を作成し、SB 35において提供するよう要請し、
É SB 35においてもこのフォーラムを継続することで合意する。

議定書2.3条 (政策措置の悪影響)：この問題(FCCC/SB/2011/1 and MISC.1)は、6月9日のSBSTAプレナリーで議論され、続いてAnastasia Theodorou (ハンガリー)およびEduardo Calvo Buendía (ペルー)が共同議長を務めるSBI/SBSTA合同コンタクトグループ会合および非公式協議でも議論された。6月16日、SBSTAは結論書を採択した。

議定書3.14条(対応措置の悪影響および影響)に関するSBI議題項目での関連の議論の概要を後に記す。(11頁参照)

SBSTA結論書：結論書(FCCC/SBSTA/2011/L.12)において、SBSTAは、事務局に対する合同ワークショップ開催の要請を想起し、このワークショップで議論される問題として、特に悪影響への理解を深めるための情報交換、および議定書2.3条と3.14条の実施プロセスにより悪影響を最小限に抑制することなどが挙げられた。

条約の下での手法論問題：国際航空輸送および海上輸送による排出量：この問題(FCCC/SBSTA/2011/MISC.5)は、6月10日、SBSTAプレナリーで初めて議論された。

締約国は、国際民間航空機関(ICAO)および国際海事機関(IMO)の報告を受けた。キューバは多数の途上国の立場で発言し、ボリビア、イラン、アフリカグループの立場で発言したケニアとともに、バンカー燃料対応行動は共通するが差異のある責任の原則に沿うべきだとし、この原則と矛盾する部門における市場メカ

ニズムは全て、コストを増大させ、貿易にも影響すると強調した。同代表は、気候変動への対応に関する歳入の流れを作るというIMOの案に懸念を表明したが、日本、米国、オーストラリア、ロシア、南アフリカ、クック諸島、パナマは排出削減に向けたIMOおよびICAOの努力を支持した。EUは、AWG-LCAの下でこの問題を議論することを支持した。

SBSTAは、6月16日、結論書を採択した。

SBSTA結論書：結論書(FCCC/SBSTA/2011/L.2)において、SBSTAは、ICAOおよびIMOが提供する情報および締約国の意見に留意し、ICAOおよびIMOに対し、SBSTAの今後の会合でもこの問題に関係する作業について報告するよう求める。

附属書I締約国の年次インベントリ報告書作成に関するUNFCCCガイドラインの改定：この問題(FCCC/SBSTA/2011/INF.4-5)は、6月10日、SBSTAプレナリーで最初に検討された。その後、Riitta Pipatti (フィンランド)およびNagmeldin Gootbi Elhassan (スーダン)が進行役を務める非公式協議でも議論された。SBSTAは、6月16日、結論書を採択した。

SBSTA結論書：結論書(FCCC/SBSTA/2011/L.3)において、SBSTAは次を行う：気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は、湿地に関する手法論補足ガイダンス作成の要請に応じたと認識する；事務局に対し、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)附属書Iの報告ガイドライン改定版の注釈つき草案最新版を作成し、附属書I国別報告書作成ガイドラインに関する作業計画第4回ワークショップに間に合わせるよう要請する；COP 17において決定書草案を作成すべく、UNFCCC附属書Iの報告ガイドライン改訂版の注釈つき草案の議論を続けることで合意する。

温室効果ガス(GHG)データインターフェース：この問題は6月10日、SBSTAで最初に検討された。その後、Erasmia Kitou (EU)が進行役を務める非公式協議で議論した。SBSTAは、6月16日、結論書を採択した。

SBSTA結論書：結論書(FCCC/SBSTA/2011/L.7)において、SBSTAは、GHGデータインターフェースにおける進展を指摘し、事務局に対し、利用者が決定する指標の計算方式の開発を終了させ、SBSTA 35までにデータベースの取りまとめと計算で得られた情報へアクセス可能にするよう要請する。またSBSTAは、事務局に対し、二酸化炭素(CO₂)等量に加え、GHG排出量/除去量を物理単位で提示する可能性を、データインターフェースモジュールの該当個所に含めるよう要請する。

議定書の下での手法論問題：**HCFC-22/HFC-23**：この問題(FCCC/TP/2011/2)は、6月10日のSBSTA プレナリーで最初に検討され、その後Samuel Adejuwon (ナイジェリア) が進行役を務める非公式協議で議論された。SBSTAは、6月16日、結論書を採択した。

SBSTA結論書：結論書(FCCC/SBSTA/2011/L.6)において、SBSTAは、事務局作成のテクニカルペーパー、この問題に関するこれまでの結論、本会合期間中に締約国が表明した意見、に留意する。SBSTAは、SBSTA 35でもこの問題の議論を続けることで合意した。

クリーン開発メカニズム(CDM)の下での重要性基準：この新しい項目(FCCC/SBSTA/MISC.2 and Add.1; FCCC/TP/2011/4)は、CDMにおいて重要性および信頼度水準の概念を導入し、利用する可能性があるかないを検討するものである。6月10日のSBSTAプレナリーで最初に検討され、その後Peer Stiansen (ノルウェー) が進行役を務める非公式協議で議論された。

CDMの概念における重要情報の定義、ならびにCDMの下での重要性基準の可能な範囲および応用が議論の焦点となった。締約国は、認証および検証段階のいずれか、もしくはその両方において重要性基準を適用すべきかどうか検討したほか、だれが基準を適用すべきか、CDM理事会か、認証運用組織(DOEs)か、それとも両方か議論したが、どの問題でも合意に至らなかった。SBSTAは、6月16日、結論書を採択した。

SBSTA結論書：結論書(FCCC/SBSTA/2011/L.11)において、SBSTAは、附属書記載の文案に関し、第7回京都議定書締約国会議(COP/MOP 7)での採択に向け提案するとの観点から、これをSBSTA 35で検討すると合意する。さらにSBSTAは、重要性の概念をCDMの下で適用できるかどうか、これをどう定義づけるか、不確実性と重要性との関係および違いなどの問題に関し、2011年9月19日までに文書を提出するよう、締約国、政府間組織、承認オブザーバー組織、DOEsに求める。附属書には、重要性に関するカッコ書きの文案が含まれ、この中には、CDMの下での定義づけ、範囲、適用に関するオプションが含まれる。

温室効果ガスのCO₂換算量を計算する共通計算方式：この問題は6月10日のSBSTAプレナリーで初めて議論された。続いて、Mikhail Ginarski (ロシア)が進行役を務める非公式協議で議論された。SBSTAは、6月16日、結論書を採択した。

SBSTA結論書：結論書(FCCC/SBSTA/2011/L.8)において、SBSTAは、別の共通計算方式および地球温暖化係数(GWPs)の利用における欠点に関し、IPCCが評価作業を行っていることを認識し、GWPsは明確に定義された有用な方式であるが、特定の政策目標を念頭に作成されたものではなく、政策目標によっては別の方式が望ましい場合もありうると認識する。また特定の状況においてはGWPsの利用に限界があることも認識する。さらにSBSTAは、事務局に対し、資金的に可能な場合、共通計算方式に関するワークショップを開催するよう要請し、SBSTA 36において、この問題に関する議論を継続することでも合意する。

CDMの下での炭素回収貯留：この問題は、6月10日のSBSTAプレナリーで議論され、その際、事務局はCOP/MOP 6の要請に基づき行われた活動について報告し、締約国はこの報告に留意した。

緩和の科学的、技術的、社会経済的側面：SBSTAは、6月10日にこの問題を取り上げた。その後、Frank McGovern (アイルランド)とAndres Flores (メキシコ)が進行役を務める非公式協議で議論された。6月16日のSBSTAプレナリーで結論書が採択された。

SBSTA結論書：結論書(FCCC/SBSTA/2011/L.9)において、SBSTAは、すでに実施されている作業に関する統合報告書、ならびにIPCC作成の再生可能エネルギー資源と気候変動の緩和に関する特別報告書を歓迎し、SBSTA 36においてこの問題を検討することで合意する。

他の国際機関との協力：この問題(FCCC/SBSTA/2011/INF.3)は、6月10日のSBSTAプレナリーで最初に議論された。事務局は、他のリオ条約およびNWPを通してのものなど国連システム内での協力に関し報告した。生物多様性条約(CBD)は、新しい2011-2020年生物多様性戦略計画、愛知生物多様性目標、リオ条約合同会議に関するCBD COPの提案など、関連する活動について報告した。砂漠化防止条約(UNCCD)は、適応、緩和、REDD+、資金、キャパシティビルディングに関するUNCCDおよびUNFCCC間の連携に焦点を当てた。SBSTAプレナリーは、6月16日、結論書を採択した。

SBSTA 結論書：結論書 (FCCC/SBSTA/2011/L.5)において、SBSTAは右記に留意する：UNおよび他の条約に貢献する政府間組織での活動をまとめた事務局作成の情報ペーパー；事務局の協力的活動およびイニシアティブの焦点；気候変動と取り組む努力に関するCBDおよびUNCCDのステートメント。

閉会プレナリー：SBSTA閉会プレナリーは、6月16日木曜日夜に開催された。締約国は会議報告書 (FCCC/SBSTA/2011/L.15)を採択した。

アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、特に行動重視のNWPを求め、NWPとSBIの連携強化が必要であると指摘した。EIGの立場で発言したスイスとEUは、SBSTAの議題に農業を含めることで意見が一致しなかったことは遺憾であると述べた。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、REDD+に関する強力な成果推進などカンクン合意に則った発展を求めた。

AOSISの立場で発言したグレナダ、LDCsの立場で発言したガンビア、アフリカグループの立場で発言しエジプトは、特に右記の項目での進展に焦点を当てた：NWP；技術開発および技術移転；研究ならびに体系的観測；対応措置実施の影響に関するフォーラム。インドは、気候変動緩和行動の名のもとに先進国が一方的な貿易措置をとることがあってはならないと強調した。SBSTA議長のKonatéは午後11時50分、SBSTA 34の閉会を宣言した。

実施に関する補助機関

第34回SBI会合の開会プレナリーは、6月7日火曜日に開催され、Robert Owen-Jones (オーストラリア)が引き続き議長を務めた。

事務管理上、組織上の問題：SBI開会プレナリーは、当初6月6日に予定されていたが、議題書の協議を待ち、6月7日午後に延期された。SBI議長のOwen-Jonesは、締約国との長時間の協議に基づき暫定議題書改訂版 (FCCC/SBI/2011/1/Rev.1)が発行されたと説明したが、締約国は議題書全体を採択する準備が整っていなかった。同議長は締約国に対し、次の項目の議論開始を提案した：

- É 資金メカニズム；
- É 条約6条 (教育、訓練、啓発)；
- É 条約4.8条および4.9条 (LDCs関係問題およびブエノスアイレス作業計画に関する決定書1/CP.10)；
- É 議定書3.14条 (対応措置の悪影響)；
- É 技術；
- É 条約および議定書の下でのキャパシティビルディング；
- É 遵守に関する議定書の改定；
- É CDM理事会の決定に対する抗議；
- É 政府間会合のアレンジ；
- É 事務管理上、資金上、組織上の問題

SBI議長のOwen-Jonesは、その後に保留項目に関する協議を続けると述べた、この項目には、附属書Iおよび非附属書I締約国の国別報告書、国家適応計画、損失および損害、対応措置実施に関するフォーラムが含まれる。

ガンビアはLDCsの立場で発言し、決定書1/CP.16の規定によるLDCs国家適応計画に関する項目が含まれない議題書の採択に反対し、アフリカグループの立場で発言したコンゴ民主共和国、そしてニカラグアもこれを支持した。サウジアラビアは、対応措置実施に関するフォーラムという項目も含めるべきだと述べた。EUは、全ての項目を「一つの包括的なパッケージ」と考えるべきだとし、特定の項目の「切り離し」に反対して警告した。コロンビア、AOSISの立場で発言したグレナダ、オーストラリアは、議長案を支持した。オーストラリアは、「各国政府はさらに600万ドルも議題に費やす余裕はない」と強調した。

追加の非公式協議後、SBIプレナリーは6月9日に再開した。議長のRobert Owen-Jonesは、暫定議題書の改訂版(FCCC/SBI/2011/L.1)について次のように締約国に伝えた：非附属書I国別報告書記載の情報に関する小項目は保留のままとする；附属書I締約国の隔年報告書、非附属書I国別報告書の一部としての隔年報告書ガイドライン作成など、国別報告書の報告作成に関するガイドライン改訂版3(e)項および4(e)項の小項目は関連する脚注とともに議題書から削除される。同議長はさらに、対応措置実施の影響に関するフォーラムの項目について、SBIではSBSTAと同様の形で進めるとし、SBI議長およびSBSTA議長はSB 34および35において、このフォーラムをコンタクトグループとして開催すると明言した。

締約国は改定された議題書を採択し、作業構成書(FCCC/SBI/2011/L.1/Rev.1)についても合意した。ポリビアは、決定書1/CP.16は一つの条約締約国の明確な反対にもかかわらず採択されたとの記述を暫定議題書の脚注に入れるよう求めた。議長のOwen-Jonesはこの点は会議報告書に記載されると述べた。ツバルとバルバドスは、3(e)項および4(e)項の削除に失望感を表明し、AWG-LCAではこれらの項目を取り上げるとの保証を求めた。

開会ステートメント：アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、新しいプロセスはさらなる政治的發展を必要としていると強調し、未解決問題も合わせAWG-LCAにおいて検討を続けるべきだと強調した。EUは、SBIにおいてMRVに関する議題項目の進展がなかったことへの失望感を表明し、AWG-LCAにおける関連事項の実質的な議論進展を待望すると述べた。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、本部での合意および緊縮予算の検討が重要であると強調した。韓国はEIGの立場で発言し、適応、技術、MRV、国別報告書など関係する議題項目での有意義な進展をはかるため、補助機関での一貫性のある作業手法を支持した。

AOSISは、損失および損害に対し、緊急に焦点を当てるよう求めた。同代表は、AWG-LCAで作成されるべき「ハードな決定」を回避する代案としてSBIを用いることのないよう求めた。適応に関し、コンゴ民主共和国はアフリカグループの立場で発言しLDCsが国家適応計画を策定し実施するプロセスについて検討することが重要とし、損失および損害に関する作業計画をまとめることが重要と結論付けた。グアテマラは中米統合システム（Central American Integration System）の立場で発言し、適応は引き続きこの地域で優先される策であると強調し、損失および損害測定の重要性に注目した。LDCsは、国家適応行動プログラム（NAPAs）が特定するプロジェクトの前倒し実施を阻害している課題、特に共同出資の必要性について懸念を表明し、これはNAPAs規定の緊急活動を実施する上で不適切だと述べた。

附属書I国別報告書：第5次国別報告書：この議題小項目(FCCC/SBI/2011/INF.6/Rev.1)は6月10日のSBIプレナリーで最初に議論された。その後、Helen Plume（ニュージーランド）とDiann Black Layne（アンティグア・バ

ーブーダ)を共同議長とするコンタクトグループおよび非公式協議で検討された。コンタクトグループでは、主要な問題として第5回国別報告書の提出状況などを挙げた。6月16日、SBIは結論書を採択した。

SBI結論書：結論書(FCCC/SBI/2011/L.2)において、SBIは次のことを行う：第5回国別報告書の提出状況およびレビューに関する報告を歓迎する；締約国16か国が期限前にそれぞれの第5回国別報告書を提出したと指摘し、24か国が期限後に提出したと指摘する；締約国に対し、今後は該当する期限までに提出するよう求める。

第5回国別報告書のとりまとめおよび統合：この議題小項目(FCCC/SBI/2011/INF.1, FCCC/SBI/2011/INF.1/Add.1-2)は、6月10日のSBIプレナリーで最初に議論された。さらにHelen PlumeとDiann Black Layneが共同議長を務めるコンタクトグループでも検討された。6月16日の閉会プレナリーで、SBIはこの問題の審議をSBI 35でも継続することで合意した。

京都議定書の締約国でもある附属書I締約国の第5回国別報告書に記載する補足情報のとりまとめと統合：この議題小項目(FCCC/SBI/2011/INF.2)は、6月10日のSBIプレナリーで最初に議論された。さらに、Helen PlumeとDiann Black Layneが共同議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議においても検討された。6月16日の閉会プレナリーで、SBIはこの問題の審議をSBI 35でも継続することで合意した。

条約12.5条 (国別報告書の頻度)：この問題はHelen PlumeとDiann Black Layneが共同議長を務める合同コンタクトグループ会合および非公式協議で検討された。6月16日、SBIは結論書を採択した。

SBI結論書：結論書(FCCC/SBI/2011/L.3)において、SBIは、決定書9/CP.16パラグラフ5により附属書I締約国は2014年1月1日までに第6回国別報告書を提出するよう要請され、第7回国別報告書の提出はこの日から4年以内になると想起する。

非附属書I国別報告書：非附属書I国別報告書に関する専門家諮問グループ(CGE)：この議題小項目(FCCC/SBI/2011/5/Add.1-2, FCCC/SBI/2011/5/Rev.1)は、6月10日のSBIプレナリーで最初に議論された。CGE議長のSangchan Limjirakan (タイ)は、CGEの作業計画ならびに2011-2012年の作業構成書の実施における進捗状況を提示した。この問題は、その後Helen PlumeとDiann Black Layneが共同議長を務める、非附属書I国別報告書に関する全議題項目の合同コンタクトグループ会合および非公式協議で議論された。

議論された重要問題にはCGE作業計画に対する資源提供の必要性も含まれた。ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、CGE作業計画の全面実施を求め、地域ワークショップ向けの資金不足に対する懸念を表明した。EUは、非附属書I諸国が決定書1/CP.16で義務付けられている以上の頻度で報告しているとし、CGEの役割を強調した。同代表は、ダーバンでCGEの権限を再検討する予定であると想起した。

6月16日、SBIは結論書を採択した。

SBI結論書：結論書(FCCC/SBI/2011/L.8)において、SBIは、特に右記を記載する：資金未調達のCGE企画訓練活動の重要性を強調する；CGEに対し、非附属書I締約国の現在および将来のニーズに配慮するよう求める；条約附属書II締約国ならびに資金供与可能な立場にある他の締約国に対し、資金源を提供し、CGEの将来の活動計画を可能にするよう求め、CGEの継続と権限はCOP 17で再検討されると指摘する。

条約12.5条 (国別報告書の頻度) : この議題小項目は、6月10日のSBIプレナリーで最初に議論された。その後、Helen PlumeとDiann Black Layneが共同議長を務める合同コンタクトグループ会合および非公式協議で検討された。

G-77/中国は、国別報告書に対する更なる支援の必要性を強調し、これで合意された全コストに該当するはずだと述べた。EUは、資金の供与と非附属書I国別報告書の提出頻度増加との関係を明らかにしたカンクン合意の文章を強調した。米国は、隔年報告書を提出する国を定めるよう求めた。SBIは、6月16日の閉会プレナリーにおいて、この問題のSBI 35での継続審議で合意した。

資金援助および技術支援 : この議題小項目(FCCC/SBI/2011/INF.4)は、6月10日のSBIプレナリーで最初に議論され、その後、Helen PlumeとDiann Black Layneが共同議長を務める合同コンタクトグループ会合で検討された。EUは、カンクン合意の義務に基づく適切な資金供与に関する地球環境ファシリティー(GEF)との議論についてコメントした。ノルウェーは、非附属書I国別報告書作成支援を体系的に行う必要性についてGEFに明確なメッセージを発信する必要があると強調した。G-77/中国は、非附属書I諸国での国別報告書作成にかかわるニーズは多岐にわたり、適切に認識されていないと強調し、これは合意された全コストに相当する資源を提供するという条約の要求事項と合致しないと述べた。6月16日、SBIは結論書を採択した。

SBI結論書 : 結論書(FCCC/SBI/2011/L.9)において、SBIは、右記を記載する : 国別報告書作成用に提供される資金は、一部の非附属書I締約国が国別報告書作成プロセスの一環として行う活動の実施に対し、適切でない可能性があるとの一部締約国の懸念を指摘する ; 非附属書I締約国に対し、最近の国別報告書作成に関して発生した費用の詳細を2011年9月19日までに提出し、SBI 35での審議にかけるよう求める ; 2011年5月15日現在、非附属書I締約国が提出した国別報告書は、第1回分が140か国、第2回が44か国、第3回が2か国、第4回が1国であると指摘する。

資金メカニズム : この問題 (FCCC/SBI/2011/MISC.3 and MISC.9, FCCC/SBI/2010/INF.7)は、6月9日のSBIプレナリーにおいて提起された。Ana Fornells de Frutos (スペイン)およびAlexa Kleysteuber (チリ)がコンタクトグループの共同議長を務めた。審議された主な議題は、気候変動プロジェクトのための国家経済、環境、開発研究 (National Economic, Environment and Development Study (NEEDS)) の統合報告書、そして条約の下での地球規模気候観測であった。また締約国は、LDC作業計画の残された要素の実施、GEFへのガイダンスについても議論した。SBI閉会プレナリーで、フィリピンはG-77/中国の立場で発言し、気候変動プロジェクトに関するNEEDSの恩恵が延長されないことへの失望感を表明した。同代表は、UNFCCCを支援する気候の地球規模観測システム(GCOS)に対する資金の予測不能を嘆き、LDC作業計画に対する資金不足も嘆いた。同代表は、LDCsの立場で発言したガンビアとともに、この問題を、GEFに対する追加ガイダンスの項目の下でSBI 35の議題に入れるよう求めた。2011年6月16日、SBIは結論書を採択した。

SBI結論書 : 結論書(FCCC/SBI/2011/L.17)において、SBIは、NEEDS統合報告書に関し締約国が提出した意見書に留意し、国連機関に対し、事務局と協力して、途上国による緩和行動および適応行動実施に向けた資金的ニーズの評価支援を続けるよう求める。SBIは、2010年のGCOS実施計画最新版に記載される追加的資金ニーズに関する情報に留意し、条約の将来の資金構造においては、このようなニーズに配慮することが重要であると強調する。

条約6条 (教育、訓練、啓発) : SBIは、6月10日のプレナリーでこの問題を最初に議論した。その後Mohammed Chowdhury (バングラデシュ) が議長を務めるコンタクトグループでも議論された。条約6条に関するニューデリー作業計画改訂版の実施レビューにかかわる委託条件の作成に焦点があてられた。6月16日、SBIは結論書を採択した。

SBI結論書 : 結論書(FCCC/SBI/2011/L.6)において、SBIは特に次を記載する :

- É 条約6条に関するニューデリー作業計画改訂版の実施レビューについて、委託条件を支持する ;
- É 締約国に対し、レビューの完了ならびにその後の作業計画の要素に関し、情報と意見を提出するよう求める ;
- É GEFに対し、SBI 35において、6条関連の活動実施のための資源調達に関する情報を提出し、SBI 36での審議にかけるよう求める ;
- É 事務局に対し、特に6条実施に関するワークショップを開催し、6条に関する国家戦略および行動計画の作成に向け広範なガイドラインの作成を要請する ;
- É 締約国およびGEF、ならびにGEFの実施機関に対し、途上国が候変動情報ネットワーク(CC:iNet)の活用およびアクセスを強化できるよう、資金援助および技術支援を提供することを推奨する。

条約4.8条および4.9条 : 決定書1/CP.10 (ブエノスアイレス作業計画)の実施進展状況 : この問題は、6月10日のSBIプレナリーで検討された。SBI副議長のSamuel Ortiz Basualdo (アルゼンチン)がコンタクトグループの議長を務めた。6月16日、SBIは結論書を採択した。

SBI結論書 : 結論書(FCCC/SBI/2011/L.14)において、SBIは、SBI 35においても、FCCC/SBI/2010/10附属書 IVに記載する決定書草案文書をベースにし、COP 16での関連する決定にも配慮し、この問題の審議を続けることで合意する。

LDCs関係問題 : この問題は、6月10日のSBIプレナリーで最初に議論された。LDCs専門家グループ (LEG)副議長のPeptua Latasi (ツバル)は、2011-2012年LEG作業計画の作成に関する報告書(FCCC/SBI/2011/4)を提出した。この問題は、その後Rence Sore (ソロモン諸島) 議長を務めるコンタクトグループで議論された。LEG問題およびGEFへのガイダンスが議論の焦点となった。

LEG作業計画に関し、オーストラリアは : この問題を優先する必要があると強調し ; テクニカルペーパー作成に向け事例研究を行うよう提案し ; LEGに対し、NAPAsを更新し、これを開発計画に組み込むことに焦点を当てるよう提案し ; 他の専門家機関との協力を奨励した。EUは、LEGが年次計画のサイクルに基づき作業を進め、GEFに対するガイダンスについては、資金メカニズムに関する議題項目の下での審議を提案した。

LDC作業計画の残った要素の実施に関するGEFへのガイダンスについて、マラウィは、SBIはGEFに対し全作業計画分の資源の提供を検討するよう命ずるべきだと述べた。ノルウェーは、ダーバン会議の前にGEFへのガイダンスを明確にするよう提案し、それでなければCOP 18まで行動が遅れることになることと述べた。この疑問点については、最終的に資金メカニズムに関するSBIグループに委託された。6月16日、SBIは結論書を採択した。

SBI 結論書：結論書(FCCC/SBI/2011/L.4)において、SBIは：LDCsから45件のNAPAsが提出されたことを歓迎し；LEGに対し、GEFと協力し、NAPAsを完成させていないLDCsへの支援を続けるよう求め；2011と2012年のLEG作業計画を承認し；締約国に対し、LEG作業計画への資金支援を継続するよう求める。

国家適応計画：この新しい問題は、6月10日のSBIプレナリーで最初に議論された。Andrew Ure (オーストラリア)とBalisi Justice Gopolang (ボツワナ)がコンタクトグループと非公式協議の共同議長を務め、LDCsが国家適応計画を策定し実施できるようにするプロセス、およびLDCsや他の途上国へのガイドラインおよび方法に焦点があてられた。6月13日から非公式協議をオブザーバーにも公開した。

会議の中で、「NAPs」という略号はUNCCDの下での「国家行動プログラム (national action programmes)」にも使われており、これを「国家適応計画」に用いるべきでないとの指摘があった。

締約国は、次に記載する共同議長の示唆する題目を活用し、この問題の全体範囲および今後の進め方について長時間議論した：国家適応計画とNAPAsとの違い；計画に取り入れるべき適切な要素；計画策定に取り込める専門性／ガイダンス；ダーバンの成果に対する期待感；今後の進め方。

締約国は、NAPAsが喫緊の短期的適応ニーズを特定し、優先させるツールであるのに対し、国家適応計画は広範でクロスカッティング、中長期のニーズを対象とし、開発計画に組み込み、各国が計画プロセスに用いる複数以上のツールとも一貫性を持つとの認識で合意した。途上国および先進国の両方とも、LEGからのガイダンス利用の重要性を強調した。締約国は、方法またはガイドラインに関するワークショップの開催、もしくはテクニカルペーパーの作成が役立つ可能性があるとして提案した。

数か国の締約国は、計画に対する支援の必要性を強調した。AWG-LCAにおける資金の議論を進展させる必要性にも焦点があてられたほか、国家適応計画支援におけるグリーン気候基金の役割可能性も注目された。

6月16日、SBIは結論書を採択した。

SBI 結論書：結論書(FCCC/SBI/2011/L.16)において、SBIは特に：

- É LEGの参画は、LDCsによる国家適応計画策定および実施を可能にするプロセスに有益なはずだと指摘する；
- É 情報の交換は、これらの計画強化を図るLDCsの努力にも役立つはずだと指摘し；
- É 決定書1/CP.16、パラグラフ18に記載する支援条項の重要性を想起し；
- É 事務局に対し、プロセスについて議論し、方法およびガイドラインの草案をCOP 17に先立ち推敲するため、専門家会合開催の可能性を探り、会議報告書作成を要請する；
- É 締約国に対し、プロセス、方法、ガイドラインに関するインプット提出を求め、事務局に対し、提出文書を取りまとめ、COP 17に対し提案を行うよう要請する。

損失および損害：この問題 (FCCC/SBI/2011/3 and MISC.1)は、6月10日のSBIプレナリーで最初に議論された。トンガはAOSISの立場で発言し、COP 17では損失および損害に関する作業計画の下での活動決議を、COP 18では損失および損害に関する国際メカニズム設置の目標で合意するよう求めた。Mark Berman (カナダ)がコンタクトグループの議長を務めた。

6月11日、グループは損失および損害に関する作業計画について議論し、6月5日、ボンで開催された損失および損害に対する革新的なアプローチのセミナーの報告を聞いた。

AOSISはSB 35および37の間に、次の問題に関するワークショップ開催を計画するよう提案した：深刻な気候現象の影響；発生が緩慢な現象からの回復。今後の進め方に関し、バングラデシュはCOP 18までに損失および損害に対応するメカニズム設置を求めたが、米国は国家主導のリスク軽減活動を支持し、オーストラリアおよびカナダとともに、制度メカニズムの議論は時期尚早であると述べた。サウジアラビアは、COP 18での決定まで締約国には活動を採用するあるいは実施する義務はないと述べ、セミナーは正式なUNFCCCプロセスの枠外のままであると述べた。

また、締約国は、対応措置について、サウジアラビアの提案どおり損失および損害の概念の中で検討するか、それとも他の議題項目の下で適切に対応されるか議論した。6月16日遅くのSBI閉会プレナリーで、SBI議長のOwen-Jonesは、自身の結論書草案を提示し、この文書には他の議題項目の下で議論される問題は含まれていないと強調した。サウジアラビアとカタールは、結論書の採択に反対した。サウジアラビアは、気候変動の悪影響とともに、対応措置の検討をするとの自国の意見が反映されていないと強調した。AOSIS、EU、メキシコ、ニュージーランド、コロンビア、日本、米国など多数の締約国は、損失および損害と対応措置を異なる議題項目の下で検討する必要があると強調した。長時間の議論が続き、ツバルは、損失および損害に関する合意を条件として対応措置に関するフォーラムへの支援を行うよう提案した。

さらに非公式協議を重ねた結果、締約国は、パラグラフの表現を変え、SBIはCOP 18において損失および損害に関する提案を行えるだけの基礎知識を積むとの観点から、損失および損害に関する広範な題目分野の詳細について検討を重ねるとするパラグラフにすることで最終的に合意した。合意された文章では、決定書1/CP.16、パラグラフ28 (a, b, c, d)に規定する要素、ならびに締約国提出文書から「引用された」要素に「考慮し (taking into consideration) 」ではなく「検討することも含める (including elaborating) 」となった。SBIは結論書を改定案どおりで採択した。

SBI結論書：結論書 (FCCC/SBI/2011/L.20)において。SBIは特に：

- É 気候変動の結果として生じる損失および損害への対応計画作成を決議する；
- É 損失および損害を軽減するとともに理解を深めるには、国際協力および専門性を強める必要があると再確認する；
- É 損失および損害のリスク、このための広範な対応方法、そして損失および損害への対応で条約が果たせる役割に関し議論することで合意する；
- É 締約国に対し、損失および損害に対応する題目に関し、追加の意見と情報を2011年8月15日までに提出するよう求める；
- É 事務局に対し、SBI 36において専門家会合を開催するとの考えを検討するよう求める；
- É COP 18において損失および損害に関する提案を行える基礎知識を積むとの考えに基づき、題目のさらなる推敲を重ねることで合意する。この中には、決定書 1/CP.16、パラグラフ28 b, cおよびdに記載する要素の推敲も含める；
- É 事務局に対し、活動実施における広範な利害関係者の参画を得るよう求める。

議定書3.14条 (対応措置の悪影響)：この問題 (FCCC/SB/2011/1, FCCC/SB/2011/MISC.1)は6月9日のSBIプレナリーで最初に取り上げられた。その後Anastasia TheodorouとEduardo Calvo Buendíaが共同議長を務める

SBI/SBSTA合同コンタクトグループおよび非公式協議で検討された。議定書2.3条(政策措置の悪影響)および3.14条関連問題に関する合同ワークショップで議論される問題についての情報および意見の統合などが主に議論された。SBIプレナリーは6月16日、結論書を採択した。

SBI結論書：結論書 (FCCC/SBI/2011/L.12)において、SBIは、合同ワークショップ開催に関する事務局への要請を想起し、合同ワークショップで議論される問題として、悪影響の理解を深めるための情報交換、議定書2.3条および3.14条実施プロセスによる悪影響の抑制などを挙げる。

対応措置実施の影響に関するフォーラム：6月13-15日、対応措置実施の影響に関する特別イベントおよびSBI/SBSTA合同フォーラムが開催された。この問題(FCCC/SB/2011/MISC.2)の詳細については、SBSTAサマリー5-6頁を参照。6月16日、SBIは結論書(FCCC/SBI/2011/L.18)を採択した、これは6頁にFCCC/SBSTA/2011/L.16としてまとめられている。

技術開発と技術移転：この問題は6月9日のSBIプレナリーで最初に議論され、続いてCarlos FullerとZitouni Ould-Dadaが進行役を務める非公式協議で議論された。6月16日、SBIは結論書を採択した。

SBI結論書：結論書 (FCCC/SBI/2011/L.10)において、SBIは、36の非附属書I締約国によるそれぞれのTNAs開発および更新を支援する技術支援、資金援助の提供で進展があったとしてこれを歓迎し、COP 17では、GEFに対し、他の非附属書I締約国によるTNAsの実施または更新に対する資金援助の継続を求めるよう推奨する。さらに、SBIは、技術移転に関するポズナニ戦略計画の一環として非附属書I締約国が提案し、GEFが支援したパイロットプロジェクトの中で、適応技術に関するものは1件のみであったと指摘し、GEF、締約国、および資金援助を行える立場にある関連機関に対し、適応技術に関するプロジェクト案への資金援助を要請する。

条約の下でのキャパシティビルディング：この問題 (FCCC/CP/2010/5, FCCC/SBI/2010/20 and MISC.6, FCCC/SBI/2009/4-5, MISC. 1-2 and MISC.12/Rev.1)は、6月10日のSBIプレナリーで最初に議論された。さらにPaula Caballero Gómez (コロンビア)とYuka Greiler (スイス)が議長を務めるコンタクトグループでも議論された。

締約国は、決定書10/CP.16(条約に基づく途上国のためのキャパシティビルディング)の附属書をベースに議論した。SBIは、決定書6/CP.14に則り、COP 15までに終了すべきであった途上国におけるキャパシティビルディング枠組実施に関する第2回総合レビューについて議論した。この問題はSBI 30、32、33でも検討されたが、締約国が合意に至らなかったことから、SBI 34でもこの問題の議論を続けた。特に次の点が議論された：キャパシティビルディング枠組実施に関する統合報告書；キャパシティビルディングに関する専門家グループの設置；途上国でのキャパシティビルディングのレビューにおける実績指標の利用；資金の利用可能性と資金源；民間部門の役割可能性。多様な意見の違いが残った。SBIはSBI 35でもこの問題の議論を続ける。

議定書の下でのキャパシティビルディング：この問題 (FCCC/KP/CMP/2010/10, FCCC/SBI/2010/20, FCCC/SBI/2010/MISC.6, FCCC/SBI/2009/4-5, MISC. 1-2 and MISC.12/Rev.1)は、6月10日のSBIプレナリーで最初に議論された。さらにPaula Caballero GómezとYuka Greilerが議長を務めるコンタクトグループでも議論した。締約国は、決定書11/CMP.6(京都議定書の下での途上国のためのキャパシティビルディング) 附属書をベースに議論した。特に、キャパシティビルディング支援の資金供与と資金源、キャパシティビルディング活動支

援の技術的資源および資金源の提供に関する課題について議論した。合意にはいたらず、SBI 35でもこの問題の審議を継続する。

遵守に関する議定書の改定：この問題は6月10日および16日のSBIプレナリーで短時間議論された。実質的な議論は行われず、SBI 35でもこの問題の審議を継続する。

CDM理事会の決定に対するアピール（抗議）：この新しい問題(FCCC/SBI/2011/MISC.2 and FCCC/TP/2011/3)は、6月10日のSBIプレナリーで最初に議論された。ボリビアは、CDMのプロジェクト承認プロセスへのアピール（抗議）手続きの導入を支持し、抗議の権利を持つ利害関係者の分類を可能な限り広範なものとするよう求め、これにはプロジェクトの影響を受ける人々や地域社会、さらには関連する市民社会グループも含めるべきだと強調した。この問題はその後、Tredene Dobson (ニュージーランド)とYaw Bediako Osafo (ガーナ)が共同議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議で議論された。

議論の焦点となった問題は次のとおり：CDM理事会の決定に対する抗議メカニズムのタイプ、様式、特性；COP/MOP決定書草案に記載されるべき必要要素および詳細の程度；抗議メカニズム設置のCOP/MOP決定書草案の作成。会合中、共同議長はCDM抗議メカニズムに関する文書草案を作成し、その改定を行った。

制度枠組に関し、締約国は、抗議機関の形式、専門家の人数と必要とされる専門性、パネル選抜の責任はだれが負うべきかなどの問題について議論した。抗議機関の形式に関し、締約国は、次の提案を行った：専門家名簿から専門家を選任する責任を有する1名または複数名の議長が主宰するアドホックパネル；または遵守委員会の執行部など、既存の組織の活用。専門性に関し、大半の締約国は、専門家は法律または規制策の専門知識を有すべきと述べたが、一部のものは、CDMの経験も有すべきと述べ、他のものは、それは必要ないと考えた。

抗議の範囲に関し、締約国は、CDM理事会によるプロジェクト登録却下または認証排出削減量(CERs)の発行要請却下に関する決定に限定されるべきか、それともプロジェクト登録の承認またはCER発行要請の承認の決定も対象とすべきかどうか、議論した。数か国の締約国は、このグループの作業の焦点は、COP/MOPの委託通り、プロジェクト登録の却下またはCER発行要請の却下の決定に対する抗議手順であると強調した。一部の締約国は、レビューが行われるのは理事会メンバー中3名が求めた場合、あるいはプロジェクト提案に関係する締約国が求めた場合のみであり、特定のプロジェクトは自動的に登録されていると指摘した。これら諸国は、自動登録の場合、当該プロジェクトの登録要請を承認するとCDM理事会の決定に対し、抗議を認めることが適切である可能性があるとして述べた。ある締約国は、締約国がCDM理事会のプロジェクト承認決議に対する抗議を認める場合、この決定は遡って適用されるべきでなく、抗議手続きが設定された後に承認された新しいプロジェクトにのみ適用されるべきだと強調した。締約国は、この問題で合意に達することができなかった。

閉会プレナリーにおいて、共同議長のOsafoは、特に抗議手順の範囲に関し、意見の違いが残っていると指摘した。6月16日、SBIは結論書を採択した。

SBI結論書：結論書(FCCC/SBI/2011/L.11)において、SBIは、コンタクトグループ共同議長提案の文書初案に留意するなどした、この文書草案には附属書が含まれる、さらにSBIはSBI 35においてもこの問題の審議を続けることで合意する。

政府間会合のアレンジ：この項目(FCCC/SBI/2011/6 and Add.1)は 6月9日のSBIプレナリーで最初に議論された。この項目には、COP 17、COP/MOP 7、将来の会合期間、政府間プロセスの構成、政府間プロセスにおけるオブザーバー組織に関する議題小項目が含まれる。その後、SBI議長のOwen-Jonesが議長を務めるコンタクトグループで検討された。議論の焦点は次のとおり：COP 17における政府間プロセスの構成；ボン会合とダーバン会合の間に会合期間外会合を開催する可能性；オブザーバーの参加促進。

ボン会合とダーバン会合の間の会合期間外会議開催に関し、会合の利用や様式について意見が分かれた。一部の締約国は、このような会合の開催はボン会合での進展を条件とすると主張した。バングラデシュはG-77/中国の立場で発言し、AWGsのみの短期間の会合を支持した。オーストラリア、スイス、米国、EUは、作業の成果をあげるため、「クリエイティブな方法」を検討するよう提案し、たとえば実質的な作業が求められる問題に焦点を当てられる専門家グループなどを提案した。米国は、追加会合のコストや利点を検討するよう求めた。

オブザーバーの参加促進に関し、締約国は、オブザーバーの参加に関する会合期間中ワークショップでの意見表明および提案を検討した。オーストラリアは、UNFCCCプロセスがオブザーバーの参加で利益を得るのは明確だとし、オブザーバーの参加促進も利益となる可能性があるとは指摘した。同代表は、締約国に対し、ワークショップ報告書に概要を記載する結論を検討するよう求めた。ワークショップのサマリーは下記参照：
<http://www.iisd.ca/vol12/enb12505e.html>

オブザーバー参加促進方法に関する結論書草案の審議では、非公式協議の進行役が、交渉を阻害しないと判断し、会議のオブザーバーへの公開を提案する場合のガイダンスについて、意見が分かれた。サウジアラビア、インド、アンティグア・バーブーダは、この文章の削除、もしくは表現の改定を提案し、これは現在すでに行われているとし、SBIの結論書に記載する必要はないと指摘した。オーストラリアは、この記述の保持を支持し、この記述を含めても現在の規則の変更を意味するわけではなく、むしろ、進行役にガイダンスを与えると述べた。同代表は、必要な場合はオブザーバーに非公開とするとの現行規則を認識する別の文章を提案した。

オブザーバー組織による事前の文書提出なしでの発言推進に関する事務局への要請について、サウジアラビアはこれに反対し、例外的な状況でのみ可能とすべきだと指摘した。参加承認済みオブザーバー組織の代表者氏名を、オンライン登録システムを用いて会合期間中に交換できるようにするとの事務局への要請に関し、サウジアラビアはこれに反対し、例外的な状況を除き、現行の6日間という要求条件を維持する必要があると強調した。

6月16日のSBI閉会プレナリーにおいて、サウジアラビアと米国はオブザーバー組織の参加に関する表現についてさらなる審議が必要であると指摘し、プレナリーは中断された。更なる協議の後、締約国は、議題項目に関するコンタクトグループがない場合、非公式会議の少なくとも第1回と最後の会議はオブザーバーに公開し、その一方で非公式会議を非公開とする締約国の権利も認めるよう提案することで合意した。サウジアラビアとアンティグア・バーブーダは、オブザーバー組織がCOPおよびCOP/MOPにインプットをする新たなチャンネルのオプションの検討をSBI 35ではなく、SBI 36に延期するよう提案したが、メキシコ、オーストラリア、コロンビアはこれに反対した。最終的に締約国は、この問題の議論をSBI 36まで延期することで合意

し、SBIは改定案通りの結論書を採択した。多数の締約国が、オブザーバーの参加促進への支持を表明した。オーストラリア、クック諸島、グレナダは、COP 17で予定されるオブザーバー参加に関するUNFCCC特別イベントを歓迎した。6月16日、SBIは結論書を採択した。

SBI結論書：結論書(FCCC/SBI/2011/L.19)において、SBIは、特にCOP 17およびCOP/MOP 7においては、これまでのCOPおよびCOP/MOP会合における前向きな経験にならない、ハイレベルセグメントのアレンジを行うよう提案する。SBIは、会合期間外におけるアドホック・ワーキンググループ再開会合追加の必要性について、締約国が合意したと指摘し、事務局が必要なアレンジを行うには緊急に重大な資金供与を受ける必要があるとの事務局長の発言に留意する。

政府間プロセスの構成に関し、SBIは、非公式会合に関する現在の実施手法を指摘する。当該議題項目に関するコンタクトグループがない場合、SBIは、締約国が反対しない限りにおいて非公式会議の少なくとも第1回と最後の回をオブザーバーに公開すると同時に、会議を非公開のままとする締約国の権利も認めるよう提案する。

オブザーバー組織に関し、SBIは、UNFCCCプロセスにおけるオブザーバー組織の参加促進方法のさらなる発展について会合期間中のワークショップ報告書に留意する。SBIは、オブザーバー組織の参加を改善してきた事務局のイニシアティブを歓迎し、事務局に対し、この件での努力継続を求める。SBIは、開放性、透明性、参加性を高めようとの精神の下、特に次の手段を用いて、現在のオブザーバー組織参加方法のさらなる強化を図れるとして、これに同意する：資金、時間、スペースが利用可能な限り、適切な場合、多様な組織の代表役員を招請し、次のことなどを行う：

É オブザーバー組織による意見発表の機会を探る；

É SBI 17の結論書に則り、ワークショップおよびテクニカルミーティングにおけるオブザーバーのインプットを活用する；

É 議長、役員および締約国とオブザーバー組織の協議を進める方法として、定期的なブリーフィングおよびブリーフィングの機会を増やす。

事務管理上、資金上、組織上の問題：2010-2011年2年間予算の実績：事務局は、この議題文書(FCCC/SBI/2011/INF.3 and INF.5)を6月9日のSBIプレナリーに提出した。締約国は、SBI議長が結論書草案を作成することで合意し、SBIは、6月16日、この結論書を採択した。

SBI結論書：結論書(FCCC/SBI/2011/L.5)において、SBIは、特に資金拠出を行っていない締約国に対し、可能な限り速やかに拠出するよう求める。またSBIは、締約国に対し、UNFCCCプロセス参加のための信託基金、および補足活動のための信託基金にも資金の拠出を求める。

2012-2013年2年間予算実績：UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、6月9日のプレナリーにおいて、この議題項目(FCCC/SBI/2011/2 and Add. 1-3)を提起した。同事務局長は、予算要求の増額と予算上の制約が重大な課題であると強調した。オーストラリアは、予算案への支持を表明した。締約国は、SBI議長がコンタクトグループの議長を務めることで合意した。Toshiaki Nagata (日本)が国際取引ログ(ITL)予算に関するスピノフグループの進行役を務めた。

6月17日のSBI閉会プレナリーにおいて、締約国は、「自然災害 (natural disasters)」という表現を「災害 (disasters)」と記載するよう結論書を改定した。SBI議長のOwen-Jonesは、現在の経済環境では可能な限り生産性の向上を達成する必要があると強調した。日本は、この予算によりカンクン合意の実施が可能になることを希望すると表明した。エジプトは、バングラデシュとともに、予算配分における適応と緩和のアンバランスを指摘し、補正予算および締約国の自主的な資金供与によりこの問題が解決することを希望すると表明した。

SBI結論書：結論書(FCCC/SBI/2011/L.21 and Add.1)において、SBIは、COP 17に対し、2012-2013年の2年間の計画本予算として、p48,511,181を承認するよう提案する。また、SBIは、COP 17において議論される可能性がある決定書の結果として発生する活動のコストを賄うには追加資金が必要となる可能性があることを認識し、締約国に対し、これらの活動の時機を得た実施に必要な資金を自主的に拠出するよう求める。SBIは、COP 17に対し、COP 17において議論される可能性がある決定の中で、承認予算で配分されていないものに関し、自主的な資金拠出および本予算の利用可能な資源を用いてこれを実施する権限を、事務局長に与えるよう提案する。さらにSBIは、事務局が提出したITL予算の詳細に留意し、事務局長に対し、ITLプログラム予算関係の経費の明確化を進め、予算案の各項目の透明性を引き続き高めるよう求める。

本部合意の実施：この議題項目は6月9日のSBIプレナリーで初めて提起された。締約国は、SBI議長が非公式協議の進行役を務めることで合意した。6月16日、SBIは結論書を採択した。

SBI結論書：結論書(FCCC/SBI/2011/L.13)において、SBIは、ドイツのボンにおける新しい会議場施設の完成が、ドイツ政府の管轄外の状況により、さらに遅れるとする、事務局所在国政府代表の情報に留意する。会議場施設の完成は、現在、2013年の前半の予定である。SBIは、参加者の人数増加に見合う暫定的かつ実際の解決策および関連のロジスティックの手配を求めたいとするSBIの要請に対し、ホスト国およびボン市が努力し、投資を行ったことへの感謝の意を表す。SBIは、ホスト国に対し、十分かつ適切な会議スペースを提供するための努力を倍増するよう要請する。

SBIは、本部合意の実施では多岐の面で満足しているが、懸念される分野もあると指摘する事務局長のステートメントに留意する。

特権と免責：この議題は6月9日のSBIプレナリーで提起された。Kunihiko Shimada (日本)がコンタクトグループおよび非公式協議の議長を務めた。議論の中で、締約国は、条約合意文書草案について検討した。オーストラリア、カナダ、EU、ニュージーランド、シンガポールは、京都議定書の下のみで設置された組織に勤務する個人を除き、それ以外の構成機関ならびにUNFCCCの下で設置された他の組織に勤務する個人に対する特別のアレンジを希望した。日本は、この問題はAWGsの成果により異なるとして議論は時期尚早だとし、構成組織に関する特権と免責については事例ごと必要な場合に議論する権利を保留すると述べた。SBI閉会プレナリーにおいて、議長のShimadaは、特権と免責に関する条約合意の推敲で進展がみられたが、未解決の問題も残っていると報告した。ツバルは、この問題で進展が無いことに失望感を表明した。SBIは、6月16日、閉会プレナリーで結論書を採択した。

SBI結論書：結論書(FCCC/SBI/2010/L.7)において、SBIは、附属書に記載する条約合意草案の作成が進展し

ていると指摘し、SBI 36において、可能な限り早期にアレンジの結論を出すべく、この附属書記載の文書に基づき問題の審議を続けることで合意する。

閉会プレナリー：SBI閉会プレナリーは6月17日金曜日に開催された。締約国は会議報告書(FCCC/SBI/2011/L.15)を採択した。

アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、特に：温室効果ガスインベントリーのテクニカルレビューに関する年次報告の重要性を強調し；附属書II締約国に対し、支援提供の約束遵守に向け一層の努力をするよう求め；適応に関する無条件の資金供与強化を求め；NEEDSプロジェクトの継続停止に対する遺憾の意を表明した。

メキシコはEIGの立場で発言し、議題書の採択に無駄な時間を費やしたのは遺憾であるとし、オブザーバー組織の参加に関する進展を歓迎し、議題項目の重複回避を求め、損失および損害に関する長時間の議論は「明確な」カンクン合意の「解釈の蒸し返しと拡大解釈」であったとして、懸念を表明した。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、特に、国家適応計画および損失および損害に関する作業計画に基づく作業の積み重ねを求め、対応措置に時間をかけ過ぎたと述べた。同代表は、オブザーバー組織に関するワークショップがボン会合のハイライトであったと述べた。

EUは特に：ボンでの長時間におよぶ議題書の議論を嘆き；LDCsが適応行動を準備し、計画し、実施できるようにするための努力を称賛し；オブザーバー組織の参加強化の提案を歓迎し；損失および損害に関する作業計画での進展を歓迎し；対応措置は緩和問題であり適応の下で議論されるべきでない」と指摘した。

グアテマラは中米統合システム(Central American Integration System)の立場で発言し、条約6条および技術開発と技術移転に関する作業を認め、交渉のスピードを上げるよう求めた。

グレナダはAOSISの立場で発言し、損失および損害、条約6条、非附属書I締約国の国別報告書では進展があったと指摘し、対応措置実施の影響に関するフォーラムの活用ならびに国別報告書に向けたGEFの努力を称賛した。同代表は、非附属書I締約国の国別報告書記載の情報という議題項目4bが保留されたことに対し、懸念を表明した。

コンゴ民主共和国はアフリカグループの立場で発言し、損失および損害に関する作業計画はカンクン適応枠組とリンクさせるべきだとし、LDC以外のアフリカ諸国に対し、決定書1/CP.16の paragraph 18と合致する形で支援を受けるよう提案し、最近のSBI会合ではキャパシティビルディングの進展が遅いと嘆いた。

ガンビアはLDCsの立場で発言し：LDCs国家適応計画における進展を歓迎し、COP 17後可能な限り早い時期の計画立ち上げを求め；特に2011年LEG作業計画などLDCsに関係する問題の結論書草案を歓迎し；途上国によるTNAs準備への支援提供に関するGEFへのガイダンスを歓迎し；ソロモン諸島と共に、近く開催予定の条約6条に関するワークショップを歓迎した。

フィリピンは、先進国は資金供与の努力を強める必要があることなどを強調した。同代表は、途上国の隔年報告書は義務ではなく、キャパシティビルディングと資金援助を必要とすると述べた。

インドは、ダーバンにおいてバランスのとれた成果を上げることに焦点をあてて議論すべきとし、先進国締約国の約束遵守には途上国への支援提供など、報告作成の強化を含めるべきだと強調した。

SBI議長のOwen-Jonesは午後2時32分、SBI 34の閉会を宣言した。

京都議定書の下での附属書 I 締約国による更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ

AWG-KP第16回再開会合は、6月7日に火曜日開会し、Adrian Macey (ニュージーランド)が引き続き議長を、Madeleine Diouf Sarr (セネガル)が副議長をつとめた。

AWG-KP議長のMaceyは、バンコックで採択された議題書およびシナリオノートを想起し、今回の会合のシナリオノート(FCCC/KP/AWG/2011/1-3)を想起した。同議長は、主要な政治問題の解決を図り、技術問題の進展を図る必要があると強調した。

開会ステートメントにおいて、アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、京都議定書の下での第2約束期間に向けた進展が進まないことへの懸念を繰り返した。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、新しい効果的な世界的気候体制を求め、このシステムに向けた京都議定書の貢献について話すよう求めた。EUは、2°C目標達成を可能にする全体的な野心度など、以前に述べた条件に沿う形で、第2約束期間を考える意思があると繰り返した。

グレナダはAOSISの立場で発言し、京都議定書第2約束期間に参加する意思がある締約国に焦点を当て、その条件を満たせるかどうか、どうすれば満たせられるかを探求するよう求めた。コンゴ民主共和国はアフリカグループの立場で発言し、ダーバンでの第2約束期間の合意は「絶対必要」と述べた。パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、議定書の下で新たなメカニズムを創設することがREDD+実施の最も効果の高い方法であると指摘した。

メキシコはEIGの立場で発言し、約束期間の間のギャップを回避する約束を表明する一方、2つの交渉トラック間の結び付きに焦点を当てた。ガンビアはLDCsの立場で発言し、議定書と距離を置こうとしている締約国に対し、柔軟性メカニズムは議定書に不可欠な要素であると想起し、CDMおよび適応基金を継続する必要があると強調した。エジプトはアラブグループの立場で発言し、気候変動に対応する最も重要な法的制度として議定書に焦点を当て、附属書I諸国に対し、第2約束期間に向けた法律上の約束を尊重するよう求めた。ボリビアはALBA諸国の立場で発言し、カンクンはAWG-KPにとり一歩後退であったとし、ダーバンでの第2約束期間に関する合意を求めた。

附属書Iの更なる約束：この問題は、6月7日、AWG-KPプレナリーで最初に議論された。締約国は、附属書I締約国の更なる約束における政治的要素に焦点を当て、一つのコンタクトグループで作業すると決定した。しかし、議長の改定案(FCCC/KP/AWG/2010/18/Add.1)にある技術的問題を議論するスピノフグループを並行して設置するかどうかでは意見が分かれた、この技術的問題には次のものが含まれる：数値と議定書改定(I章)；LULUCF(II章)；柔軟性メカニズム(III章)；手法論問題のバスケット(IV章)；対応措置の可能な影響結果(V章)。非公式協議に続き、コンタクトグループは、技術問題を議論するスピノフグループ設置で合意した。

コンタクトグループは、特に次の問題について議論した：第2約束期間において約束をする意思がない京都議定書締約国；柔軟性メカニズム；第2約束期間の約束に付随する条件および「ダーバンパッケージ」；ダーバン会合までの期間において進展を図る方法。

第2約束期間の約束をする意思がない京都議定書締約国に関し、セントルシアは、ボリビア、ブラジル、セネガル、コンゴ民主共和国、アルゼンチン、キューバ、ザンビア、中国の支持を受け、第2約束期間に関心

を寄せる附属書I締約国の条件に焦点を当てる一方、関心のない締約国の条件については留意するよう提案した。ロシア、日本、カナダは、京都議定書第2約束期間では目標を明記しないと繰り返した。ニュージーランドは、ロシアおよび日本と共に、議論から特定の締約国を排除することに反対した。日本とカナダは、京都議定書の実施における自国の経験を考えると、議論に貴重な貢献ができると強調した。

柔軟性メカニズムに関し、EUとニュージーランドは、第2約束期間がない場合でもカーボンクレジットの需要は継続すると強調し、EUは2013年以降のEU排出量取引スキーム継続を確保した法律制定に焦点を当てた。EUは、CDMクレジットへのアクセスが第2約束期間の目標を条件とするなら、各締約国は二国間取引で自身の規則を作らざるを得なくなると懸念したが、ニュージーランドは、非附属書I諸国における持続可能な発展および技術移転を推進させたCDMの役割を強調した。カナダと日本は、AWG-LCAでの市場メカニズムに関する並行議論に注目した。

セントルシア、アルジェリア、ツバル、ブラジル、中国、インド、ボリビアは、第2約束期間がない場合、共同実施およびCDMなど柔軟性メカニズムへのアクセスで合意するのは困難だと強調した。

ダーバンパッケージに関し、EUは、パッケージの要素、パッケージにおける第2約束期間の役割、非附属書I締約国がパッケージにどのような貢献をするかを定めることが有用であると述べた。セントルシアは、附属書I締約国の緩和約束は京都議定書概念の下で行われるとの確認を求めた。議論の中で、締約国は、次に示す多様な条件に焦点を当てた：LULUCF、市場メカニズム、手法論問題のバスケット、余剰割当量単位(AAUs)の繰越など技術的な規則の解決；努力の比較可能性；国際炭素市場へのアクセスの深化と拡大；MRV枠組みおよび国際的協議および分析(ICA)などカンクン合意の運用開始；全ての主要排出国を含む、世界的で包括的、法的拘束力のある合意に向けた進展；AWG-LCA交渉トラックとの首尾一貫性。

問題の進展を図る方法に関し、多数の締約国は、結果として京都議定書を改定するかどうか、改定する場合の方法について意見が一致しなかった。EUは、新しい市場メカニズムおよび結果としての議定書改定など、文書の大半に関する議論が行われいない事実は、「極めて憂慮される」と述べた。セントルシアはAOSISの立場で発言し、結果としての議定書改定に関する文章の議論を支持した。

6月17日、コンタクトグループの最終会合で、締約国は、技術問題スピノフグループにおける進展を歓迎し、議長の新しい改定案(FCCC/KP/AWG/2011/CRP.1)に基づき交渉を続けることで合意した、この改定案には、今回合会における文書スリム化、特にLULUCFおよび手法論問題バスケット分野での進展を歓迎した。

議定書改定/数値：議定書改定および数値に関するスピノフグループは、議長改定案(FCCC/KP/AWG/2010/18/Add.1)第I章の保留問題について検討した。議論の中で、締約国は、次の問題を取り上げた：全体および個別の排出削減目標；余剰AAUsの繰越；結果としての京都議定書改定を議論する方法。

附属書Iの全体目標、個別目標に関し、この問題は特に政治的な性質を有するが、約束期間の長さなど技術的な問題が未解決なままだと指摘された。約束期間の長さに関する意見の相違は残り、この問題の議論は続けられる。

余剰AAUsの繰越に関し、締約国は、事務局の作成した文書に基づき、右記のものなど多様なオプションについて議論した：繰越に関する条項は変更しないままとする；繰越は特定の%までに制限し、余剰AAUsの利

用は国内の遵守目的に限定する、そして／または高レベルで調整する；繰越は廃止する。この問題の議論が続けられる。

結果としての京都議定書の改定（文書のオプションBに記載）に関し、これらの問題の議論をAWG-KPの権限内とするかどうかに関し、大きな意見の開きが続いた。多数の締約国が、第2約束期間がこの問題の審議を左右すると強調した。

柔軟性メカニズム：柔軟性メカニズムに関する非公式グループでは、議長の改定案（FCCC/KP/AWG/2010/18/Add.1）の第III章（排出量取引およびプロジェクトベースのメカニズム）に基づき議論した。次の3つの主要問題が議論の焦点となった：締約国が達成を希望する基本的なもの；文書に関する作業をどう進めるべきか；現在ある提案の一部を排除できないかどうか。

特定のホスト国でのプロジェクト活動で発生するCERsの利用およびCDMプロジェクトの共同便益に関し、締約国は、CDM理事会に対する追加ガイダンスの議題項目で審議するためCOP/MOPに移せるかどうか議論した。特定のホスト国におけるプロジェクト活動から発生するCERsの利用の文章をスリム化するため、協議が行われた。

さらに締約国は、ディスカウトファクター、適応基金向けの収入の一部供与、共同実施、排出量取引、新しい市場メカニズム、補足性など、III章の他の全ての問題についても議論した。締約国は、これらの問題のいずれでも合意に達することができず、意見の一致に至らなかったことから、議長改定案に基づく議論が続けられる。

LULUCF；LULUCF関係問題は、4回のスピノフグループ会合で議論された。議長改定案（FCCC/KP/AWG/2010/18/Add.1）第II章に基づき議論が行われた。

議論された主な問題は次のとおり：伐採木材製品の議論方法、明確性および一貫性の確保、不可抗力に係る問題。さらに締約国は、植林による森林のための柔軟な土地利用、完全な土地ベースの算定への言及、森林関連の定義など、技術的な疑問点も議論した。

6月14日、共同進行役は、多様なオプションおよび締約国の懸念を盛り込み、第II章の頁数を40頁から12頁に減らしたスリム化文書を提出した。またこの文書では、冒頭に、LULUCFの実施は条約および議定書、および条約及び議定書の下での全ての決定書の、目的および原則に合致すべきと確認する数件のパラグラフが盛り込まれた。6月17日、共同進行役は、攪乱／不可抗力による排出量および除去量の扱いに関し、「忌憚らない議論」が行われたとAWG-KPコンタクトグループに報告した。この中には適用を受ける上で満たすべき基準も含まれる。共同進行役は、締約国数カ国が不可抗力の定義の改定を提案したと指摘した。さらにこの問題の文章改定の提案はないが、「近く締約国が共通の理解に至ると確信するものもある」と指摘した。

手法論問題バスケット：手法論問題バスケットのスピノフグループは、議長改定案（FCCC/KP/AWG/2010/18/Add.1）の第IV章の保留された技術問題について議論した。ニュージーランドが進行役を務める草案作成グループは、新しいGHGsおよび共通の計算方法に関する議論に続き、これらの問題の文章をスリム化する会議を開催した。草案作成グループでは、第2約束期間に三フッ化窒素を新しいGHGとして含めることに合意できれば意見の一致は可能であるとの、提案されたパッケージに関する進展があった。IPCC第4評価報告書(AR4)に記載されるハイドロフルオロカーボンおよびパーフルオロカーボンの種類を含

めることおよび六フッ化硫黄に関しては合意に達した。共通計算方法の文章スリム化においても進展がみられた。AWG-KP 16再開会合でもこれらの問題の議論が続けられる。

法律問題：この問題は、AWG-KP副議長のDiouf SarrおよびGerhard Loibl (オーストリア)が指導する非公式協議で議論されたが、法律オプショングループにおいて、議定書の結果としての改定を議論するかどうかで意見の一致に至らなかった。

対応措置：影響結果可能性に関するスピノフグループは、議長の提案書改訂版(FCCC/KP/AWG/2010/18/Add.1)第V章に残る保留された技術的な問題について議論した。影響結果可能性に関する情報交換の場として、常設フォーラムを設けるというオプションおよび既存のチャンネルを利用するというオプションの2つが残る。

閉会プレナリー：AWG-KP閉会プレナリーは、6月17日午後開催され、議長のAdrian Maceyは、議長提案書改訂版(FCCC/KP/AWG/2011/CRP.1)を提出した。同議長は、次のように報告した：第I章（改定および数値）では多少の進展が見られた；第II章(LULUCF)では、かなりの進展があり、40頁の文書が12頁に減った；第III章（柔軟性メカニズム）では大きな変化が見られなかった；第IV章（手法論問題のバスケット）では進展があり、新しいGHGsおよび共通計算方式における建設的議論がオプションAに盛り込まれた；第V章（影響結果可能性）は変更なしで残された。Macey議長は、コンタクトグループでは政治的議論をし、スピノフグループでは技術的作業をするという方式は成功だったと指摘した。同議長は、ダーバンで成果をあげるには次の問題に関し明確な進展を見せる必要があると述べた：附属書I締約国全体および個別の排出削減量；第2約束期間の特徴、内容、規則の適用可能性；AWG-KPとAWG-LCAとの関係；京都議定書を結果として改定するかどうかの議論における「広範な意見の不一致」の解決。

締約国は、AWG-KPの次回会合でのプロセスを早めるため、今回の会合を閉会するのではなく中断することで合意した。また締約国はErika Hasznos (ハンガリー)を報告官として選出した。Macey議長は報告書案(FCCC/KP/AWG/2011/L.1)を提出し、今回の会合が中断され、次回会合で再開されることを明らかにすべく改定しなければならないと指摘した。締約国は報告書を採択した。

アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、第1約束期間と第2約束期間の間でギャップが発生しないよう、第2約束期間を期限に合わせて設置すべきだと繰り返し強調した。同代表は、効果的な形で排出削減に取り組む法的拘束力のあるただ一つの制度として、京都議定書の下で第2約束期間を置くことはダーバン会合を成功させるカギだと強調した。同代表は、附属書I締約国に対し、現在の約束と目標とする2°Cの超過を防ぐため科学が必要としているものとのギャップを埋めるよう求めた。

EUは、現在の京都議定書の構造や制度の価値を強調し、議定書は全ての主要排出国に共通する規則ベースの枠組みを構築する上で最善の土台となると説明した。同代表は、第2約束期間を考えることが重要であると、これを広範な図にどう合わせるかさらに検討するよう提案した。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、京都議定書は全ての主要排出国を含める包括的な気候体制に向けた作業の重要な部分であると述べた。同代表は、この問題ではボン会合において手法論問題バスケットなどで前向きな一歩が達成されたと強調した。同代表は、緩和の世界的な内容を体系的に議論するよう求めた。

グレナダはAOSISの立場で発言し、1.5°C目標は危険にさらされているとし、緊急に決定すべきだと述べた。同代表は、「大変多くの附属書I締約国がAOSISの」目標を「共有」し、第2約束期間の価値と必要性を理解すると知り、安心していると述べた。同代表は、締約国に対し、建設的な議論に参加し、意思のある附属書I締約国が第2約束期間を約束できるようにするように嘆願した。

スイスはEIGの立場で発言しボン会合での進展を認め、ダーバン会合で成果を上げるようさらなる進展を誓うと表明した。

パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、次のように述べた：第2約束期間はダーバンの成果の一つであるべき；LULUCFの新しい規則は全ての除去量を対象とすべき；現在の規則の「ゲームの精神（gamesmanship）」は続けるべきでない；AWG-KPの作業を進めるには、閣僚の直接参加が必要である。

コンゴ民主共和国はアフリカグループの立場で発言し、第2約束期間は不可欠であり、AWG-LCAとの議題の関係づけを用いて交渉を遅らせるべきではないと述べた。

ガンビアはLDCsの立場で発言し、第2約束期間に対する約束を繰り返し、柔軟性メカニズムは京都議定書に不可欠であると強調した。

中国は、特に、附属書I諸国が設定した前提条件は実質的な進展を阻止するだけだとし、各国が政治的な意思を表明し、第2約束期間では歴史責任を負うことを希望すると述べた。

インドは、進展のなさを嘆き、AWG-LCAと議題を関係づけさせるのは「遅らせるための戦術」であるとし、附属書I締約国の「比較可能性と責任」への言及を除き、議定書のトラックと条約のトラックの決定書同士を結び付けるものは何もないと強調した。

バングラデシュは、第2約束期間の間の京都議定書継続と柔軟性メカニズムの継続を求めると共に、「将来のいずれかの時点」において、公平でバランスの取れた法的拘束力のある合意を求めた。

エクアドルはALBAの立場で発言し、野心レベルの向上を進めるため、ダーバン会合の前のハイレベル会議開催を提案し、パナマにおける次回の会合期間外会合の開催は、このプロセスに対する同地域の努力を示すものだと述べた。ソロモン諸島は、京都議定書第2約束期間の代案はないとし、「京都を殺すことは人間性を殺すことだ（killing Kyoto will kill humanity）」と述べた。

ブラジルは、新しい体制など必要ないとし、UNFCCCは既に全ての国を含める体制であり、京都議定書はその一つの道具で、AWG-LCAはこの枠組みの一つのプロセスだと述べた。同代表は、既存の体制の強化と活用のため努力するよう求めた。

Carbon Markets and Investors Associationはビジネスおよび産業NGOsの立場で発言し、気候変動との戦いにおける民間部門の投資と参加を確保する重要なカギになるとして、CDMの将来をダーバン会合で明確化するよう求めた。

気候行動ネットワークは環境NGOs(ENGOs)の立場で発言し、適切に更新可能な長期枠組みや法的拘束力のある特性、共通計算規則、MRV、遵守システムなど、京都議定書中の保持すべき要素に焦点を当てた。同代表は、過去10年間の作業実績を捨て去らないよう促した。

Climate Justice NowはENGOsの立場で発言し、現在のプレッジでは気温が少なくとも5°C上昇するとし、京都議定書が唯一のオプションでありダーバン会合は法的拘束力のある約束の継続を確保できる最後の機会であると述べた。

若者NGOsは、京都議定書の約束期間同士でギャップが生じないようにすることを求めた。同代表は、排出削減を実行できる法的拘束力のある国際体制を求め、「プレッジアンドレビュー」方式は科学の要求に応じるには十分ではないと指摘した。

AWG-KP議長のMaceyは午後5時22分、AWG-KPを中断した。

条約の下での長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ

AWG-LCAの第14回再開会合は6月7日火曜日に開会し、Daniel Reifsnyder (米国)が議長を、Margaret Mukahanana-Sangarwe (ジンバブエ)が副議長を引き続き務めた。

Reifsnyder議長は、バンコクで採択された議題書(FCCC/AWGLCA/2011/5)がボンでのAWG-LCAの作業構成および範囲を示し、決定書1/CP.16 (AWG-LCAの作業成果 work)実施に向けた作業ならびに未解決の問題の両方が含まれると説明した。締約国は、議長提案の作業構成書(FCCC/AWGLCA/2011/6)に同意した。

会合期間外の活動に関し、メキシコはCOP議長の立場で発言し、交渉を進める活動の一環として次の項目について報告した：3月のカンクン合意実施に関する閣僚会合；オブザーバーグループとの非公式会議；4月のグリーン気候基金設計に関する暫定委員会第1回会合；5月、南アフリカと共催した適応に関する閣僚協議。同代表は、メキシコは次期COP議長国の南アフリカと協力し、今後数か月間に追加協議を開催すると指摘した。南アフリカは、次期COPおよびCOP/MOP議長がCOP 17およびCOP/MOP 7に期待される成果に関する協議をボンで開催すると発表した。このオープンエンドの非公式協議については下記を参照：

<http://www.iisd.ca/vol12/enb12508e.html> 、 <http://www.iisd.ca/vol12/enb12509e.html>

事務局は、グリーン気候基金設計の暫定委員会の活動を紹介し、4月にメキシコシティで第1回会合を、6月にボンで第1回テクニカルワークショップを開催したと述べた。

アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、AWG-LCAから補助機関への議題の移行に警告を発し、決定書1/CP.16においてSBIでの審議が義務付けられている問題はAWG-LCAのバランスのとれた成果の中に盛り込まれるべきだと述べた。G-77/中国は、ダーバン会議の前にもう1回交渉会合を持つ必要があると強調した。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、新しい体制を築き上げるには時間がかかるとし、ダーバンはカンクンでの作業を進めることができるプロセスの次の一步であると指摘した。同代表は、特に2013年から始まる長期世界目標のレビューにおいては先進国および途上国ともMRVが重要になると強調した。同代表は、新しい合意というのはダーバンでの展望にはないと指摘し、将来の法的行動の基礎となる制度やプロセスの設定を求めた。

EUは、2°C目標達成の機会はなくなりつつあると指摘し、特に緩和に関し、カンクン合意実施のための作業を早める必要があると強調した。同代表は、野心レベルを高めるよう求め、MRVの重要性を強調し、包括的で法的拘束力のある枠組を求めた。ベラルーシは経済移行国の立場で発言し、技術移転およびキャパシテ

イビルディングの重要性を強調した。スイスはEIGの立場で発言し、NAMAレジストリの早期設置、ならびに国際援助を求めるもの、求めないものの両方に対するNAMAsガイドラインの採択を求めた。

グレナダはAOSISの立場で発言し、3-4°Cの可能性が高い温暖化への対応に緊急性が欠けていると嘆き、カンクン合意は一步前進であるが、範囲や実質的な内容、野心度はまだ不十分であると強調した。エジプトはアラブグループの立場で発言し、ダーバンの成否は共通するが差異のある責任など条約の原則に基づくバランスのとれた成果を得られるかどうかにかかっていると述べた。ガンビアはLDCsの立場で発言し、特に次の点を求めた：厳格な目標；包括的な枠組み；短期、中期、長期的な適応プログラム；長期資金。

コンゴ民主共和国はアフリカグループの立場で発言し、特に次の点を求めた：先進国に関する国際評価およびレビュー(IAR)の強化；長期資金に関するCOP 17決定書ならびにグリーン気候基金の運用開始；カンクンで設立された適応委員会を通ず活動を含めた緊急の適応行動。同代表は、資金規模は総額が固定されているわけではなく、実施される緩和行動により異なると述べた。

ベネズエラはALBAの立場で発言し、このプロセスは締約国主導であると強調し、忌憚のない、全員参加型の協議を行って、信頼感を回復し、協力の精神を養うよう求めた。

パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、REDD+は費用対効果の高い早期の気候変動緩和行動を可能にすると強調した。同代表は、特にREDD+に関し約束された資金の支払いを求め、市場メカニズムを含めるが、これに限らず可能性のあるREDD+関連問題の資金オプションについて、AWG-LCAで議論するよう提案した。

3、4、5、6の各項：この問題は、議題項目の次の各項を対象とする：COP 17に提出されるべき成果文書の作成；長期世界目標のレビュー；法的オプション；市場経済への移行期にある附属書I締約国およびCOPが認めた特殊事情を抱える附属書I締約国を含めた、その他の問題。

6月7日のAWG-LCA開会プレナリーにおいて、締約国は、これらの問題を一つのコンタクトグループで議論し、その議長をAWG-LCA議長のReifsnyderとすることで合意した。第1回コンタクトグループ会合は6月7日に開催された。締約国は、下記項目に関する同グループの作業を非公式協議で進めることで合意した：

- É 共有ビジョン、進行役はMukahana-Sangarwe副議長；
- É 先進国の緩和、進行役はChristian Pilgaard (デンマーク)とJosé Alberto Garibaldi Fernández (ペルー)；
- É 途上国のNAMAs、進行役はPilgaardとGaribaldi Fernández；
- É REDD+、進行役はAntonio Gabriel La Viña (フィリピン)；
- É セクター別アプローチおよびセクター別行動、進行役はGeorge Mulama Wamukoya (ケニア)；
- É 緩和行動（市場アプローチ、非市場アプローチ）の費用効果を高め、推進するため市場を利用する機会など、多様なアプローチ、進行役はGiza Gaspar Martins (アンゴラ)；
- É 対応措置、進行役はAlfred Ndungu Gichu (ケニア)；
- É 適応、進行役はKishan Kumarsingh (トリニダードトバゴ)；
- É 資金、進行役はGeorg Børsting (ノルウェー)；
- É 技術、進行役はJukka Uosukainen (フィンランド)；
- É キャパシティビルディング、進行役はUosukainen；

- É 長期世界目標のレビュー、進行役はMukahana-Sangarwe副議長；
É 合意成果の法律上のオプション、進行役はMaría del Socorro Flores (メキシコ)；
É その他の問題—経済移行国およびCOPが特殊国情を認識した諸国、進行役はKunihiko Shimada (日本)；
ツバルは、ボリビアとニカラグアの支持を受け、REDD+の議論の透明性に対する懸念を表明した。

AWG-LCA議長のReifsnyderは、オブザーバーの参加を認めるかどうかは、各非公式グループの締約国次第であると想起した。同議長は、REDD+に関する非公式グループ会合を開催し、オブザーバーの参加を認めるかどうか決定するよう提案した。その後、REDD+に関する非公式グループは、オブザーバーにも会議参加を認めることで合意した。

AWG-LCAの各コンタクトグループは、今会合中に5回会合し、進展状況を見極めると共に、各非公式グループの進行役の報告を聞いた。6月17日金曜日の最後のコンタクトグループ会合において、同グループは今後の進め方について議論した。AWG-LCA議長のReifsnyderは、非公式グループでの作業に関する事務局作成の提出文書および技術的作業について、各締約国提案のリストを提示した。同議長は、このリストをAWG-LCA閉会プレナリーに送るよう提案した。多数の締約国が、盛り込まれていない要素があると強調した。6月17日夜のAWG-LCA閉会プレナリーにおいて、Reifsnyder議長は、非公式協議でも、AWG-LCA第14回再開会合までに提出文書および技術的作業について合意するには至らなかったと報告した。同議長は、決定書1/CP.16 (パラグラフ47および67)の下での締約国の文書提出は引き続き歓迎するとし、いかなる問題であれ、いつでも文書提出をしてよいとの招請を利用できる可能性があるとして述べた。

Reifsnyder議長は、ボン会合後の締約国提出文書は、AWG-LCA第14回再開会合前にその他の文書 (miscellaneous document) の中にとりまとめられると述べた。同議長は、ボン会合期間中に締約国が提出した文書を別のその他の文書に取りまとめることを提案し、AWG-LCA非公式グループの進行役が作成した覚書には公的な立場はないとの認識にたち、現在オンラインで入手可能なものを情報文書に取りまとめるよう提案した。

フィリピンは、G-77/中国とその加盟国がボン会合期間中に提出した文書は全て会議室ペーパーに反映させ、AWG-LCA再開会合に回すよう求めた。同代表は、G-77/中国が提案した文章を交渉のベースにすべきだと強調した。中国は、進行役の覚書を情報文書に取りまとめることに反対し、覚書は既にオンライン上で入手可能であると述べた。

Reifsnyder議長は、G-77/中国には、自グループの提出文書を会議室ペーパーの形式とするよう求める権利があると確認し、同じ権利は他の全ての締約国にもあてはまると指摘した。事務局は、会議室ペーパーは締約国が決定書草案を提出する際に良く利用されているものだが、広範な目的にも用いられてきたと明言した。また事務局は、会議室ペーパーは通常1回の交渉会合期間中しか有効期間がないが、AWG-LCA 14が9月/10月に再開されることから、ボン会合の会議室ペーパーは「もう一まわり期限を延ばすことができる」と説明した。

締約国は、ボン会合での提出文書をその他の文書に盛り込むことで合意した、ただし締約国が事務局に対し特定の提出文書を会議室ペーパーとするよう希望する場合は別とする。また締約国は、進行役の覚書のオ

オンライン掲載は進行役の作業が進めるとし、全ての技術的作業を会合期間外ではなくAWG-LCA第14回再開会合中に行うことで合意した。

緩和:先進国による緩和: 6月9日、AWG-LCAは、先進国の緩和に関する会合期間中ワークショップを開催した。ワークショップでの議論に関する報告は下記を参照:

<http://www.iisd.ca/vol12/enb12506e.html>

先進国の緩和に関する非公式グループにおいて、多数の締約国が、「野心面のギャップ」を埋めるには、先進国の緩和約束の野心レベルを高める必要があると強調した。多数の先進国は、野心レベルを交渉トラックの中の概念において、さらには野心レベルのギャップを埋めるのに貢献できる全ての国に関して、検討すべきだと強調した。

ダーバンでの成果に関し、一部の締約国は、緩和約束を記載する附属書を付けたCOP決定書とするよう求めた。他の締約国は、京都議定書の締約国である附属書I諸国の第2約束期間（の約束）、さらには議定書の締約国でない附属書I諸国による同等の約束を強調した。さらに締約国は、次の項目で合意する必要があると指摘した:MRVのガイドライン、これには隔年報告書に関するもの、および長期世界目標の適切性の2013-2015年レビューに先立ち最初の報告書を提出する期限も含める; IARに関するガイドライン; LULUCFに関する明確な規則、および市場メカニズムの利用に関する明確な規則; 遵守に関するアドホックワーキンググループ。

また、締約国は**IARプロセスおよび関連の算定問題**について検討した。一部の締約国は、算定規則に関する詳細な議論をする前にIARの議論を行うべきだと述べたが、他のものは、IARに関し概念的かつ手法論的作業をするよう求めた。締約国は、IARプロセスへのインプットの可能性として次のものを提案した: 年間GHGインベントリ; 隔年報告書; 専門家レビューチームの報告; 国別報告書。多数の途上国が、IARの頻度およびその必要条件はICAのそれより費用がかかるものであってはならないと強調した。これら諸国は、IARプロセスは先進国による緩和努力の比較可能性を確保する上で重要だと強調した。

算定規則に関し、多数の途上国および若干数の先進国は、排出目標、基準年、部門、GHGs、バンキングと貿易、LULUCFに関する共通の規則を支持した。先進国数か国は、約束の表現における柔軟性を求めた。

遵守に関し、多数の途上国が、遵守メカニズムの推敲を求めたが、少数の先進国は、IARは推進可能である一方、懲罰的でないものにすべきだと述べた。ある途上国は、遵守メカニズムが国際炭素市場参加資格を決定すべきだと述べた。

共同進行役は、先進国の緩和に関する議論推進を助けるべく、2つの覚書を作成した。最初の覚書は先進国による隔年報告書の可能要素に関するものであり、隔年報告書の広範な要素を主題別で記載し、共同進行役の意見では、締約国の意見を広い意味で集約するものである。第2の覚書は、共同進行役によるIARの議論の概要である。

途上国による緩和: 6月10日、AWG-LCAは途上国の緩和に関する会合期間中ワークショップを開催した。ワークショップの報告書については右記を参照: <http://www.iisd.ca/vol12/enb12507e.html>

途上国の緩和に関する非公式グループ会合で、締約国は当初、ボンでの優先議題、ボンとダーバン会合の間に議論すべき問題、ダーバン会合への期待感の明確化に焦点を当てた。

ボン会合での優先議題に関し、多数の締約国がNAMAレジストリに焦点を当てることを支持した。一部のものは、NAMAレジストリの設計および機能に関する事務局のテクニカルペーパー作成を提案した。さらに一部の締約国は、途上国による隔年報告書で可能性ある構成の概要を示す必要があるとし、これに最新の国内GHGインベントリおよび緩和行動に関する情報を付ける必要があると指摘した。締約国数か国は、途上国の緩和約束を体系的に示す必要があることに注目し、このための共通報告書様式の考案を支持した。

ボン会合とダーバン会合の間で議論されるべき問題に関し、特に、NAMAsレジストリを活用したNAMAs支援推進に関する方法論およびガイドライン、ならびにMRVに関する会合期間外の専門家技術作業が支持を集めた。多数の途上国は、次の項目も明確にするよう求めた：NAMAs作成に対する途上国支援；「支援推進 (facilitation of support)」の意味合い。

ダーバン会合への期待感に関し、一部の締約国は、非附属書 I国の隔年報告書に対するガイドライン、ならびに2013-2015年に予定される世界長期目標レビュー向けの報告書作成に関する指針を採用する必要があると強調した。また一部の締約国は、ICAの主要要素および方法論をダーバン会合において推敲するよう提案した。

締約国は、ICAプロセスも検討し、インプット、ICAの基礎、順序および範囲、アウトプット、ボン会合後の次のステップに焦点を当てた。多数の締約国が、ICAは最新の隔年報告書に基づかせるべきだとし、支援を受けていない緩和行動に関する情報のみで構成されるべきだと提案した。ICAの基礎に関し、多数の締約国が、ICAはIARとは明らかに異なり、レビューや遵守評価を含まないと強調した。さらに締約国は、ICAは努力の比較可能性ではなく透明性を強化し、推進するものであり、途上国のNAMAsの多様性を念頭に運用されると強調した。一部の締約国は、途上国の報告の頻度及び内容は、支援の提供に左右されると指摘した。

順序および範囲に関し、一部の締約国は、ICAプロセスは、諮問的な公共の部分だけでなく、技術的、分析的な部分で構成されるべきだとし、SBIの権限の下で実施され、全ての締約国に開かれたものとする提案した。その他の締約国は、SBIの下での諮問プロセスは、対立的でなく、インタラクティブな形で議論すべきだと説明した。一部の締約国は、諮問プロセスを全ての締約国に開放することに反対した。多数の締約国が、アウトプットとして、サマリー報告書では未達成を議論しないことを支持した。

進行役は、この問題の更なる議論を進めるため、2つの覚書を作成した。最初の覚書は、ICAの議論のまとめであり、2番目の覚書は、隔年報告書の更新問題で提起された課題の概要を含める。

REDD+ : REDD+に関する非公式グループの議論では、検討すべき課題を明らかにし、結果ベースの行動を全面的に実施するための資金オプションに焦点が当てられた。

REDD+実施の資金に関し、一部の途上国締約国は、先進国締約国に対し、REDD+の準備に必要な追加資金の提供を求め、早い段階からキャパシティビルディングを取り入れることの関連性を強調した。

全面的実施のための資金源に関し、一部の締約国は、準備段階では公共資金が重要な役割を果たすべきだが、第3段階では、別の資金調達オプションのバスケットも検討すべきだと述べた。可能な資金源として次のものなどが指摘された：国レベル、国際レベルの公共資金；グリーン気候基金の下にREDD+の窓口を置く可能性；市場メカニズム。一部のものは、追加資金源として、国際航空輸送および海上輸送に対する課税を提案した。多数のものが、資金源は全て補足的なものであるべきだと強調した。しかし一部の締約国は、REDD+

のための市場メカニズムの利用に警告した。また一部のものは、市場ベースアプローチは制約するシステムがあつてこそ機能すると指摘した。多数の国は、特に非森林化の推進要素に対応する上では、民間部門が資金の提供で役割を果たせると強調した。多数のものが、どの資金源を利用しようとするか決定するのは各国であると強調した。多数の国は、情報のギャップを強調し、REDD+に対する資金供与のMRVの重要性を強調したが、ある先進国は、これに反対し、資金問題は別のグループの権限であると指摘した。

セクター別アプローチおよびセクター別行動：セクター別アプローチおよびセクター別行動の議論では、次の問題に焦点が当てられた：今後の進め方；セクター別アプローチの一般枠組み；農業；航空輸送および国際輸送。

締約国は、一般枠組みで考えられる主要要素およびオプションを指摘した、この中には次のものが含まれる：条約4.1条(技術移転)への言及；セクター別アプローチの自主参加という特性；共通するが差異のある責任の原則。一部の締約国は、一般枠組みを検討しないことを希望した。農業に関し、締約国は、前回会合から回付された文章が今後の議論の土台として優れていることで合意した。

進行役のWamukoyaは、6月17日、覚書を提出した、この覚書には一般枠組みの議論における4つのオプション、農業に関する文書、国際航空輸送に関する新しい文書、国際航空輸送および船舶輸送の議論に関し締約国が提案する6つのオプションについての新しい文書が記載された。

市場アプローチおよび非市場アプローチ：市場アプローチおよび非市場アプローチに関する非公式グループ会合で、締約国は、COPが設置すべき新しいメカニズムがあるか、あるとすればどういうものかを議論するよう求められた。議論の焦点は、COP 17に送るべき決定書草案および設立可能な新しいメカニズムの提案であった。

一部の締約国は、新しい市場メカニズムが設置可能かどうか議論する前に京都議定書の第2約束期間で合意する必要があると強調した。ダーバン会合への期待感に関し、締約国は、次の問題の概要を紹介した：新しい市場メカニズム設置の決定；環境十全性など、既に合意された原則に基づく新しい市場メカニズムの設置；報告書作成など、方法および手順の推敲；ガバナンス構造の設置。数カ国の締約国は、新しいメカニズムの目的はCDMなど既存のものを置き換えるのではなく、補足するものだとして強調した。ある締約国は、新しい市場メカニズムは全て国際的な枠組みの中に設置されるべきだと述べた。特定の要素に関し、ある締約国は、二重計算を回避する措置などに焦点を当てた。

議論の中で、多くの締約国が、市場および非市場メカニズムの精緻化に関する文書を提出し、全ての締約国がこれら提出文書の議論に参加した。

進行役は、市場および非市場メカニズム推敲という委託条件を満たすには、何を議論すべきか、同進行役の評価を示した覚書を作成した。

対応措置：対応措置の影響に関する非公式グループの議論では、次の問題など原則および政治的問題に焦点が当てられた：対応措置に関する常設フォーラムの設置；対応措置の影響に関する情報共有のため、国別報告書など既存のチャンネルの利用；取引に対する障壁。多数の締約国が、カンクン合意で合意された、対応措置実施の影響に関するSBI/SBSTAの合同フォーラムに言及した。この問題に関する議論はAWG-LCA 14で再開される。

適応：適応に関する非公式グループで、締約国は、新しい適応委員会の運用開始、構成、方法および手順に関し意見交換を行い、他の制度や国家適応計画、グリーン気候基金との関連性を強調した。

進行役のKumarsinghの進展報告書では、委員会に対するガイドラインおよび方法について意見の集約があったと指摘した。締約国は、委員会の活動に関する表現の簡素化を試みたが、意見の違いが続いた。一部の先進国は、委員会の機能の詳細決定を希望し、これにより委員会の構成員に求められる専門性が明らかになると指摘した。数カ国の途上国は、「細部規定管理 (micro-managing)」に警告し、決定書1/CP.16に記載するのとおり、機能のリストアップを希望し、それによりCOP 16から委託された同グループの権限を超えないことが保証されると述べた。

6月17日、進行役のKumarsinghは自身の覚書について報告し、この覚書には決定書草案文書が含まれ、締約国間の広範な意見の一致点が示され、この文書を土台としてダーバン会合までの追加議論をすることでおおまかな意見の一致があると述べた。

資金：資金に関する非公式グループの議論の主眼は新しい常任委員会に関してであった。締約国は長期資金についても検討した。

常任委員会に関し、多数の締約国は、ダーバンでのCOP 17までに運用開始されるべきだと述べた。しかし、締約国は、常任委員会の役割は諮問的なものかそれとも監督的なもので意見が分かれた。一部の締約国は、常任委員会の機能/活動に焦点を当てるよう提案した。他の締約国は、実際的な手法を提案し、常任委員会が国際気候変動体制構築で有用な役割を果たせる能力に先入観をもたないよう警告し、COP決定書へのガイダンスに焦点をあてる必要があると指摘した。

同委員会の役割と機能に関し、締約国は次の問題について意見交換を行った：気候変動の資金供与を行う上での一貫性および協調性を改善することと資金メカニズムの合理化との違いの明確化；支援のMRVにおいて常任委員会が果たせる役割；同委員会とCOPとの関係。

一貫性と協調性に関し、一部の締約国は、条約の内外における気候変動のための資金供与の細分化に留意し、常任委員会が行える協調性の機能として、資金面のギャップの明確化、条約内外の資金源の概要を提供、資金の流れおよび世界目標に向けての進展状況に関する情報収集などを挙げた。また条約の下での「資金過多 (plethora of funds)」を合理化し、その役割を再決定し、さらにグリーン気候基金との関係を再度決定する必要があることも議論された。

MRV支援で、注目された問題は次のとおり：MRVは緩和に限定される；登録簿などの制度の必要性；MRVに対する条約の下でのメカニズム。

また締約国は、G 77/中国、アフリカグループ、アンブレラグループの一部のメンバー、EU、トルコ、インドから提出された常任委員会に関する5つの提出文書についても議論した。一部のものは多様な提案に共通する点を指摘し、このグループで何をやる必要があるかと、詳細な作業計画など常任委員会での審議に回せるものが何か、区別する必要性も指摘された。多数の締約国が、常任委員会の作業において証拠に基づく手法をとることを支持し、これは資金メカニズム関係の問題に関し、常任委員会が専門的で客観的、偏見のない助言を行えるようにすると述べた。一部のものは、同委員会がCOPをどう補佐できるかに焦点をあてる

よう提案し、どのタイプの補佐が必要かは、時間の経過とともに明らかになると指摘した。このグループの作業のアウトプットは、資金に関する進行役の非公式覚書に記載された。

6月17日、進行役のBörstingは、締約国が次回会合に至るまでの資金に関する技術ワークショップの開催について議論したが、結論が出なかったとし、この問題に関する締約国の提出文書を自身の覚書に付すと述べた。長期資金に関する決定書の要素も、進行役の覚書に付された。

技術：技術に関する非公式グループにおいて、締約国は、新しい技術メカニズムを2012年に完全運用開始するためのアレンジについて議論した。ボン会合での交渉の優先課題およびダーバン会合への期待感が議論され、気候技術センター・ネットワーク(CTCN)が議論の焦点となった。

多数の締約国が、気候技術センターのホストの評価および選抜に用いる基準および提案の呼びかけに注目するよう求めた。締約国は、組織が提案の呼びかけに応えられるにはどのような情報が必要か、検討する必要があると指摘し、気候技術センターのホストとなりうる組織のタイプについて議論し、組織の経験だけでなく、その利用可能な資源についても検討する必要があると指摘した。

さらに締約国は、CTCNのガバナンス構造および委託条件についても議論した。締約国数カ国は、CTCNの範囲およびホスト組織を決定する前に、正確なガバナンス構造を決めるのは困難だと指摘した。多くの締約国は、小規模、効率的、柔軟性のあるホスト組織を支持した。先進国は、新しい統治組織の創設を求めないオプションを希望したが、CTCNは既存の国連組織内に専務理事と少人数のチームを置き、技術執行委員会(TEC)が戦略指針を提供することを希望した。

数カ国の締約国は、TECとCTCNの関係を決定し、センターとネットワークの関係も定める必要があると指摘した。先進国は、TECがCTCNを監督する役割を持たないことを希望したが、途上国は、TECが監督機能を提供することを提案した。

CTCNの機能に関し、多数の締約国が、詳細を検討するよう求め、ホストとなりうる組織への委託条件には役割や機能を入れる必要があると強調した。このグループのアウトプットは進行役の覚書に盛り込まれる。

AWG-LCAコンタクトグループ会合において、進行役のUosukainenは、締約国がCTCNの立ち上げに必要な作業について議論したと報告し、その内容は2012年の技術メカニズム完全運用開始に向けたアレンジの可能性に関する覚書に盛り込まれると述べた。同進行役は、締約国がこの覚書を議論の構成を助ける参照ツールとして用いたいとの希望を表明したと述べた。同進行役は、締約国が次のものを含めた数件の措置をとると決議したと述べた：事務局に対し、CTCNへの参加に関心を表明した全ての組織について記録し、そのリストを取りまとめ、これをUNFCCCのホームページに掲載して締約国が利用できるようにするよう要請する；締約国に対し、この問題に関する考えや提案を提出するよう求める。

キャパシティビルディング：キャパシティビルディングに関する非公式グループで、締約国は、モニタリングおよびレビューの今後の進め方、そして制度アレンジについて議論し、キャパシティビルディングのクロスカッティングな特性を強調した。制度アレンジに関し、締約国は、決定書1/CP.16において多くの分野にキャパシティビルディングが組み込まれていることへの満足感を表明したが、このこと自体、キャパシティビルディング活動の広範な拡大に向け課題を課すと指摘した。一部の締約国は、この問題に対応する新しい制度メカニズムの創設を提案したが、他のものは、重複し非効率になる可能性があるとして懸念を表明した。

MRVに関し、数カ国の途上国は、UNFCCCの報告作成基準達成のための資金を持たない締約国にとり、報告書作成要求は深刻な課題を課すとして懸念を表明した。この例としてNAPAs完成の遅れが指摘され、締約国は効果的な報告作成を可能する必要があると強調した。

6月17日、進行役のUosukainenは、次のステップに焦点を当て、この問題を取りまとめた進行役覚書を作成したと述べた。

共有ビジョン：長期的協力行動に関する共有ビジョンの非公式グループは、決定書1/CP.16に要求するとおり、排出削減の世界目標、世界のGHG排出量のピーク時期に関する時間枠を明らかにすべく作業した。締約国は、次を含め、検討すべきその他の問題も指摘した：

- É 最新の科学、そして共通するが差異のある責任などの条約の原則に基づく世界目標の必要性；
- É 貿易；
- É 公平性；
- É 持続可能な発展へのアクセスの公平性；
- É 人類と自然との調和を確保するため母なる大地の権利を守る；
- É 国際気候正義裁判所を通じた遵守；
- É 移民；
- É 戦争；
- É 炭素予算；
- É 資金、技術、適応の世界目標；
- É バリ行動計画の全要素に関する行動強化；
- É 歴史的責任；
- É 京都議定書の第2約束期間；
- É 各国の存続の権利；
- É 対応措置

締約国は、2050年までの排出削減世界目標について議論した。多数の先進国がそれぞれの国内排出削減目標の概要を説明し、数カ国の締約国は、先進国と途上国とで異なるピーク年を認める必要があると指摘した。締約国は、次の必要性も強調した：社会問題、人道主義の問題を検討する；世界目標に沿い、世界炭素予算も検討する；排出キャップのデータおよび共通するが差異のある責任の原則に配慮し、事務局が取りまとめ文書を作成する。

進行役は、非公式グループで締約国が議論した問題を取りまとめ、覚書を作成した。この覚書には共有ビジョンに関する決定書草案が括弧つきで記載される。

レビュー：世界長期目標のレビューに関する非公式グループはその範囲、原則、プロセス、インプット、進め方を検討した。

レビューの範囲に関し、一部の締約国は、長期目標の適切性に焦点を当てる必要があると強調したが、他のものは、決定書1/CP.16が条約の実施の議論および世界目標達成に向けた全体の進展状況の議論を義務づけていると述べた。他のものは、決定書1/CP.16がCOPに対し、レビューに基づき適切な行動をとるよう要請し

ているとして、条約の構造を改定すべきかどうかの議論もレビューに含めるべきだと述べた。一部の締約国は、広範なスコープの採用に警告した。ある締約国は、途上国に対する支援のレビューを提案した。

主要原則に関し、一部の締約国は、締約国主導プロセスの必要性を強調し、多数のものが、共通するが差異のある責任、公平性、透明性の検討を支持した。

インプットに関し、締約国は、可能な情報源について検討し、一部のものはIPCCのAR4、IPCC第5次評価報告書(AR5)の各作業部会報告書、提案されている隔年報告書、各国の気候政策および行動に焦点を当てた。他のものは、2013年以前のプロセス開始、クリアリングハウスメカニズムからのインプット収集を提案した。ある締約国は、レビューでは損害回避および2°C以下の目標の利益についても検討すべきだと述べた。

規則に関し、一部の締約国は、レビューの実施には既存のメカニズムの利用を希望するとし、新しいメカニズムの設置に反対した。多数の締約国が、段階的手法を提案した、この中には、情報の収集と取りまとめ、その評価、結論の作成と提案、2015年の提案審議が含まれた。

進行役は、非公式グループ会合での締約国の論じた問題の概要を記載する覚書を作成した。この覚書には括弧書き付きの決定書草案も含まれた。

法的オプション：法的オプションに関する非公式グループは、今後の進め方、法的オプションとAWG-LCAの可能な成果に含まれる主要要素に焦点を当てた。

多数の途上国は、AWG-LCAでの進展を可能にするには、AWG-KPトラックでの進展が欠かせないと強調し、AWG-LCAの下で可能な法的拘束力のある成果は京都議定書第2約束期間を補足するものだとして強調した。他の先進国は、法的形式を明確化するなら交渉の実質的内容での打開を図り、京都議定書の下での決定を進めると述べた。一部の途上国は、これに反対し、法的形式の結論を得る前に実質的な内容を明確にする必要があると述べた。

可能な要素に関し、締約国は、特に次の点を強調した：バリ行動計画の要素；共通するが差異のある責任の原則；緩和約束、MRV、アカウンティング、市場ベースメカニズム、支援、遵守、制度アレンジ。

法律オプションに関し、一部の締約国は、条約の議定書を支持したが、他のものは条約の改定および他のCOP決定書を支持した。一部の締約国は、法的拘束力のあるものと、進行役の覚書に「政治的拘束力のある」と記載された要素との組み合わせの可能性を提案した。締約国が条約17条(議定書)の下で既に提出した提案に基づき、多数のものが、進行役による法的形式のオプションに関するペーパーの作成を支持した。これらのものは、提案の実質的な要素を検討するなら、締約国間の理解を深められると指摘した。一部の途上国は、これに反対し、そのようなことをするには議論自体、時期尚早であると述べた。結局、ある締約国は、進行役が議論や異なる意見を網羅したサマリーを作成することを提案し、多くのものがこれを支持した。進行役のFloresは、6月16日、締約国が表明した意見をとりまとめたサマリーを提出した。

その他の問題：市場経済移行プロセスにある附属書I締約国：非公式協議において、締約国は経済移行国である附属書I諸国が提出したCOP 17決定書草案について議論し、特に低排出の経済成長について審議した。

COPが認める特殊事情を持つ附属書I締約国：非公式協議において、締約国は条約の下での現在の締約国の分類に関するトルコの懸念について意見交換を行った。

閉会プレナリー：AWG-LCA閉会プレナリーは、6月17日金曜日夜に開催された。UNFCCC事務局長のFigueresは、9月の最終週および10月の最初の週に会合期間外会合を開催するだけの資金供与があったと報告した。同事務局長は、場所は6月21日に確定すると述べた。

今後の進め方に関し、AWG-LCA議長のReifsnnyderは、AWG-LCAが第14回会合を中断し、9月/10月の再開会合において、バンコックで合意された議題書に基づき、またボン会合で設置された一つのコンタクトグループおよび非公式グループをベースに、作業を継続することを提案し、締約国もこれに同意した。

南アフリカは、次のCOP 17およびCOP/MOP 7の議長国として発言し、ダーバン会合への締約国の期待感に関する議長主催のオープンエンド非公式協議について報告した。同代表は、締約国、オブザーバー、利害関係者の間で建設的かつ広範な協議が行われたほか、地域グループおよび交渉グループとの会議、さらには多数の締約国との二者間協議も行ったと報告した。同代表は、ダーバン会合に向け、透明かつ参加性の高い形を取り続けるとの南アフリカの約束を繰り返した。また同代表は、ダーバン前の次期議長国協議開催について、確定した日程を次のとおり紹介した：7月3-4日、ドイツ政府と協力してドイツのボンで閣僚会議を開催、7月25-26日、ニュージーランド政府と協力し、交渉担当者の会議をニュージーランドのオークランドで開催。さらに同代表は、次の暫定的な日程も指摘した：9月5-9日の週に交渉担当者の会議に続き閣僚会合を開催、利害関係者との会議もこれに合わせて開催する；11月23-26日、交渉担当者の会議に続き、慣習となっているCOP前の閣僚会議を開催、この場合も利害関係者との会議を合わせて開催。

アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、バランスのとれた、かつ野心的なダーバン会合の成果では、緩和が重要であると強調し、緩和に関する適切な行動をとるには、ダーバンにおいて、京都議定書の第2約束期間を決定する必要があると述べた。同代表は、COP 17後、可能な限り早期に適応委員会の運用を開始するよう求め、適切な資源を求めた。さらにG-77/中国は、COP 17での審議にかけるべく、資金に関する決定書草案および技術移転に関する決定書草案の2つを提起したと指摘した。

コンゴ民主共和国はアフリカグループの立場で発言し、適応に関する包括的成果がダーバン会合の成果の中心になると強調し、特にアフリカ発展のビジョンに向けイニシアティブの方向性をきるべきだと述べた。資金に関し、同代表は、常任委員会の運用開始がダーバン会合で達成可能な重要成果だと強調し、アフリカグループは長期的資金源に関する決定書草案を提出したと報告した。アフリカグループは、途上国が先進国以上に野心的な緩和行動を約束したとする「確かな情報」に注目し、このことと、危険な気候変動回避に向けリーダーシップを発揮すると先進国の約束とを合致させるのは困難だと述べた。

EUは、MRVに関する議論や新しい市場メカニズムに関する議論など、緩和について一層踏み込んだ議論をするよう求め、包括的で参加性があり法的拘束力のある枠組みの必要性を強調した。同代表は、京都議定書の第2約束期間について検討する意思を表明し、AWG-LCAの成果の法的形式に関する議論の進展が極めて重要であると指摘した。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、ダーバン会合でのバランスのとれた成果の要素として、次の問題の進展などを強調した：先進国および途上国両方の主要経済国による緩和と努力；グリーン気候基金の設立；CTCNの形成；REDD+；国別報告書、隔年報告書およびそれらの更新に関するガイドラインの向上；IARおよびICAの運用開始。

ガンビアはLDCsの立場で発言し、適応、資金、キャパシティビルディングなどの主要問題での進展と結論を求めた。グレナダはAOSISの立場で発言し、次の優先課題などを指摘した：緩和約束の野心レベルの向上；長期世界目標のレビューに関する規則の承認；グリーン気候基金、適応委員会、TECの構造構築。

ニカラグアはALBAの立場で発言し、UNFCCC プロセスへの市民社会の参加は透明性を高める方法として関連性があると強調した。パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、REDD+資金の議論の展開が遅いとして懸念を表明し、コペンハーゲンやカンクンで先進国は資金約束を行ったが、REDD+の第1フェーズおよび第2フェーズでの資金供与は不適切なままであると指摘した。インドは、締約国の提出文書を交渉の最も重要な基礎として扱うよう求めた。同代表は、持続可能な開発への公平なアクセスおよび附属書I諸国の排出量ピーク時期について、実質的な定義付け作業を行う必要があると指摘した。

パナマは、次回の会合期間外会合を主催する正式提案の提出準備を進めていると指摘し、資金援助を求めた。

Pan African Climate Justice AllianceはENGOSの立場で発言し、先進国と途上国との「線引きをぼかそう (to blur the lines)」とし、条約の下での緩和に関する新しい体制に向け「船を飛び移ろう (jump ship)」とする先進国の努力に懸念を表明した。

ICLEI 6 Local Governments for Sustainabilityは地方政府及び自治体の立場で発言し、気候の影響を受ける特定のインフラや地点に焦点を当てる単独の特定目的のものから、全体のリスクや開発の状況、地方の実績により強く注目するものへと、適応をシフトさせ、都市の耐性を確保するよう求めた。

有機農業運動国際連盟 (International Federation of Organic Agriculture Movements) は農業従事者NGOsの立場で発言し、食糧安全保障の課題に対処し、農業従事者が気候変動の影響に対応できるようにする、農業部門の適応を強調した。

締約国は会議報告書 (FCCC/AWGLCA/ 2011/L.2)を採択した。AWG-LCA議長のReifsnnyderは、締約国の職業意識とたたえ、会合での進展を祝した。同議長は、午後9時1分、AWG-LCAを停止した。

ボン気候変動会議の簡略な分析

一部の締約国は望みのものを手にしているが、他の国々は実現不可能なものを求めていて、それぞれが違う未来像を思い描いているとしたら、どのようにマルチトラックの交渉プロセスを前進させられるのか？これは6カ月後の南アフリカ・ダーバンの国連気候変動会議までの道筋を協議しようと試みたボン会議参加者が直面した難題である。もしもダーバンで成功を望むとしたら、あたかもトロイ戦争を終え、イタケーへ帰還するまでの長旅で幾多の危険に直面したオデュッセウスのごとく、各国政府はそれぞれ危険と隣り合わせになって航海を進めていかねばならない。

この簡略な分析では、2010年末のカンクン合意からダーバンの道筋において、補助機関での議題への影響、京都議定書の第2約束期間に関しては数値目標を記載しないという数か国の意思表明、そして危険な気候変動の防止に必要な排出削減量と附表上の緩和誓約とのギャップの問題などの、ボン会議での進捗を評価する。

目的地へ向かっているのか？

オデュッセウスがサイクロプス（一つ目巨人）の追手を逃れ、イタケーを目前にして、ようやく無事に帰還できると思ったとき、オデュッセウスの部下たちはアイオロスの風の贈り物を開け、そこから巻き起こった嵐のせいで、船はこれまで来たところに引き戻されてしまった。同様に、4月のバンコクで議題論争を逃れてボンで新たな交渉が再開すると思った参加者は、今回の補助機関会合ですぐに新しい障害に直面した。

UNFCCCの下での長期的協力行動に関する特別作業部会(AWG-LCA)の議題に関連して、バンコク会合の中心課題のひとつが、カンクンの議題採択に反対したボリビアに配慮しながらも、カンクン合意の要素をどのように推進させるかという点だった。カンクン後に初めて行われた補助機関会合でも同じハードルにぶつかった。多くの拍手喝采を得たカンクン合意は、今後の方針についてのマンデートは明瞭とは言い難いものであった。例えば、測定・報告・検証(MRV)に関する枠組みについて、実施に関する補助機関(SBI)で技術的な作業を行うことを多くの国々が支持したが、一部の途上国がカンクン合意はそれらの業務をSBIに委託すると明記していないと反対した。対応措置の実施の影響に関するフォーラムについては、SBIと科学的・技術的助言に関する補助機関(SBSTA)の両議長がそのタイトルに係らずフォーラムを実施する権限があると決断するまで、主題と構成に関してカンクン合意のマンデートがいかなる意味をもつかという点で意見対立が続いた。

議題問題はバンコクで解決したので、ボンではすぐにAWGの作業を開始することができた。しかし、AWG-LCAはカンクン合意の制度化と懸案事項の進展という重圧の下で不平不満が噴出した。先進国と途上国の緩和のいくつかの問題は、全員が満足する方法で問題の順序を整理しようとしたことや、テキストの一部の技術的な作業は他の部分の作業次第との条件をつけたため、相変わらず遅々として進まなかった。

いくぶん進展がみられた技術メカニズム問題でも、他の問題よりも先行との印象があると、他の全てが完全に停止状態になる懸念も一部から出された。

オデュッセウスが航海のあいだ乗組員を団結させようとしたように、ボンの参加者は、ある問題の議論が別の問題の成果を予断することのないよう、作業の進行が不均等にならないようにしていた。ダーバンまでの期間の難題は、横並びの4つの会議体の内外での作業の進め方であり、セイレーンの歌声に惑わされて堂々めぐりの議論に陥らないようにすることである。ある政府代表の言葉の通り、「利己主義の誘惑に打ち勝たなければならない」のである。

スキュラとカリュブデイスの板挟み

UNFCCCの交渉は、2つの補助機関、2つのAWG、締約国会議(COP)そして京都議定書の締約国会合(COP/MOP)を含み、ギリシア神話の6頭の怪物スキュラとよく似ている。同様に、様々なUNFCCCの機関の内部で、過去の合意文書や共通のマンデートを土台に将来の共有ビジョンを見つけようと奮闘する締約国は、果たして怪物スキュラと大渦巻カリュブデイスの狭間で危機を回避できるのか、あるいは逆の方向へ進むとする締約国の綱引きによってUNFCCCは引き裂かれてしまうのか？

ほとんどの先進国が京都議定書の第2約束期間はすべての主要排出国が参加する法的拘束力ある枠組みの構築次第であるとの条件を設定する中で、緩和という重大問題において特にそれが顕著な傾向にあり、慎重な舵取りが求められる。第1約束期間が2012年末に失効することを考慮すると、第2約束期間についての合意がなければ議定書は、現存するが実質上効力を無くすことになり、ダーバンは京都議定書にとって重要なマイルストーンになる。一方で、第2約束期間が採択されれば、第1約束期間よりも、かなり効力が弱まることになると思われる。日本、カナダ、ロシアは、第2約束期間の約束は行わないと宣言した。この集団離脱によって、途上国はこれらの国々は第2約束期間のルールづくりの議論にも参加すべきではないと主張した。

全体的にみて、京都議定書の未来に対する期待値は低く、EUや、ノルウェー、スイス、アイスランド等のいわゆる京都派 (Kyotino) の国々が行うかもしれない約束が意味あるものになるか、それともダーバンで議定書を葬り去る方がいいのかと思案する国もあった。多くの途上国は先進国の法的拘束力を有する緩和と途上国の自主的な緩和とを切り離す法的な「ファイヤーウォール」が重要だと強く主張した。米国が主導するボトムアップ型の「プレッジ&レビュー」の台頭を心配する国は、期待する「移行期」の間に議定書によって構築されるトップダウン型の法的体制を維持する価値もあると見ている。「現段階では」ある京都推進派は「我々が過去14年間で築いてきたルールに基づく制度・組織を守ることで」と述べた。

縮減した形式であっても京都議定書の継続を望む者たちが直面する課題は、2つの基本的な条件を満たすために論議を進展させることである。第1に、ダーバンでは、政治的決定がなされる技術的なルールでの進展がなければならない。第2に、並行して、AWG-LCAの下で、カンクン合意の運用とすべての主要排出国が参加する法的拘束力を有する枠組みに向けて、多くの附属書I国が提示した条件を満足させる方策の両方の進展が必要である。しかし、多くの参加者は「10年以内に法的拘束力を有する合意」を得たいとする最近の米国の記者発表について言及し、この声明は第2約束期間に対して「関心はあるが熱心でない」国々に安心を与えるのかと疑問視した。

あるベテランのオブザーバーは、カンクン合意の運用に対して米国が見せた熱意を強調し、「米国にとって、自分たちが望むプレッジ&レビューの制度を得た今、さらに先を行かなければならないというインセンティブはほとんど無い」と指摘する。また、米国の国内制度が直面している課題について、「今の米国政治の実情は、政権与党が議会少数派という中で選挙戦に突入するオバマ政権が、強いコミットメントを望んでもできない」と指摘した。同時に、多くの主要途上国において、国内法を通じて国内制度確立への大きなうねりがある一方、それらの活動を国際的に登録することには後ろ向きという姿勢が続いている。残る課題は、スキュラとカリュプディスの間をいかに上手く通り抜け、AWG-LCAの下で国際法として拘束力のある枠組み構築のための意味のある方策と、それらの方策をルールに基づく制度として維持していく方法を決定することである。

カリュプソーの回避

AWG-KPとAWG-LCAという2つのプロセスの下で、締約国は、第2約束期間について合意し、包括的な国際合意に向けて確実な方策を講じることができるのだろうか？ 現時点では、ボンにおいて緩和と法的問題の実質的な進捗がなかったことを考えると、これは大いに疑問と思われる。



一方、カンクン合意を受けて、技術メカニズムや適応委員会、グリーン気候基金、資金に関する常設委員会などの設立に向けたUNFCCCの制度枠組みは従来よりも強化されており、技術メカニズムや適応枠組みでは進展がみられたと多くの締約国が感じている。MRVに関する新たなプロセスとグリーン気候基金の詳細に関する合意とともに、これらの制度を稼働させることが、ダーバンの明確なゴールであることは明白である。また、締約国がコースから外れない限り、こうしたゴールに到達可能と多くの国が感じている。そこで問題になるのは、オデュッセウスが経験した「後戻り」を避けて、締約国がダーバンで成功できるかということである。ホメロスによれば、オデュッセウスは7年間カリュプソに捕われ、帰還が遅れた。各国の政府には政治的、経済的に難しい妥協が求められるが、7年どころか、1年でも気候変動交渉が囚われの状態になることは許されない。多くのオブザーバーの意見はその点では一致している。28年間の苦難の旅路では度重なる試練を受けたものの、最終的にオデュッセウスは故郷イタケーに帰り着くことができた。UNFCCCは来年、条約採択20周年を迎えるが、その将来は締約国がダーバンまでの道筋で待ち受ける危機をいかに乗り越えられるかという点にかかっている。

今後の会議日程

ジオエンジニアリングに関するIPCC WGI、WGII、WGIII合同専門家会合:

IPCCはAR5のWGIの数章で、ジオエンジニアリングの物理科学的根拠について取り上げる。WGIIではジオエンジニアリングの人体および自然系への影響や副作用、緩和費用への意味合いなどを考慮し、WGIIIでは適切なガバナンス機構のためのオプション評価を含め、人為起源の気候変動への対応措置のポートフォリオにおけるジオエンジニアリングの役割を定義し、ジオエンジニアリングの各種提案について検討する。

開催日: 2011年6月20-22日 開催地: ペルー・リマ 連絡先: IPCC 第III作業部会 技術支援ユニットTEL: +49-331-288-2472 FAX: +49-331-288-2640 email: act@ipcc-wg3.de

www: <http://www.ipcc-wg3.de/meetings/expert-meetings-および-workshops/em-geoengineering>

第6回アジア クリーンエネルギーフォーラム 2011: 新たなビジネスモデルと政策動因-低炭素未来の構築: アジア開発銀行(ADB)、米国国際開発庁および世界資源機関(WRI)主催のフォーラムは、クリーンエネルギーの政策・規制、投融資、革新的ビジネスモデルやエネルギーアクセス等のベストプラクティスの推進をめざす。パラレル分科会では、アジア環太平洋におけるクリーンエネルギーの大規模な開発・普及の障害を打破するための革新的かつ創造的な手法について議論する場を提供。開催日: 2011年6月20-24日 開催地: フィリピン・マニラADB本部 連絡先: ADB Aiming Zhou、TEL: +632-632-4444 FAX: +632-636-2444 email: azhou@adb.org www: <http://beta.adb.org/news/event/6th-asia-clean-energy-forum-2011>

ウィーンエネルギー会議 2011:

“Energy for All: Time for Action” をテーマに掲げ、国連工業開発機関(UNIDO)主催で行われる。中心テーマは、エネルギーアクセスに関する共通理解についての合意; 近代的なエネルギーサービスに対する共通アクセス、ならびに2030年までにエネルギー原単位40%削減を確保するための戦略合意; これらの目標をサ



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/sb34/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

ポートする指標的な目標と政策の特定; および エネルギーアクセスおよびエネルギー効率に関する国別および地域別の主要な行動の優先順位づけなど。開催日: 2011年6月21-23日 開催地: オーストリア・ウィーン
連絡先: UNIDO事務局 email: info@viennaenergyforum.org www:
<http://www.unido.org/index.php?id=1001185>

オスロ REDD+ エクスチェンジ 2011:

ノルウェー国際気候・森林イニシアティブおよびノルウェー開発協力庁主催で行われるワークショップ。セーフガードやREDD+に焦点をあて、現場の意見交換を重視する。開催日: 2011年6月23-24日 開催地: ノルウェー・オスロ 連絡先: Knut Lakså, Senior Adviser email: knut.laksa@norad.no www:
<http://www.osloreddexchange.org/>

経済分析・原価計算・倫理に関するIPCC WGII・WGIII合同専門家会合:

このIPCC専門家会合で取り上げるトピックは以下の通り: 基準の特定と比較; 測定リスクと情報評価; 技術変革; 経済プロセスとしての適応; 統合評価; 行動学的側面; 世代間の正義と費用; 不確実性の下での意思決定の経済的、倫理的影響; 社会的費用便益分析; および次善の環境で最適な炭素価格など。開催日: 2011年6月23-25日 開催地: ペルー・リマ 連絡先: IPCC WGII 技術支援ユニット TEL: +1-650-462-1047 ext. 229 FAX: +1-650-462-5968 email: tsu@ipcc-wg2.gov www:
<http://www.ipcc-wg2.gov/meetings/EMs/index.html#5>

CIFパートナーシップフォーラム 2011:

気候投資基金(CIF) パートナーシップフォーラム2011は、予定が変更され、南アフリカ・ケープタウンで開催されることとなった。政府や市民社会、先住民、民間部門など、すべてのステークホルダーに対して、CIFの文脈における気候変動および開発についてのグローバルな理解促進の機会を提供。これに先立って6月20-23日のパイロット国会合を含む一連の関連会合が行われる。開催日: 2011年6月24-25日 開催地: 南アフリカ・ケープタウン 連絡先: CIF管理ユニット TEL: +1-202-458-1801 email:
CIFAdminUnit@worldbank.org www:
http://www.climateinvestmentfunds.org/cif/partnership_forum_2011_home

命のため、未来のために: 生物圏リザーブと気候変動:

国連教育科学文化機関(UNESCO)の人間と生物圏(MAB)計画40周年を記念して、ユネスコ-MAB、ドイツ連邦環境省、ドイツ連邦自然保護庁およびドイツUNESCO委員会の主催で行われ、気候や自然保護の双方を担当する閣僚数名を含む世界の政治家、科学者、行政官、実務者が集まるハイレベルな会議。この会議で、世界100ヶ国以上に存在するユネスコ生物圏560カ所強が気候変動の緩和と適応にどのように貢献するか紹介する。開催日: 2011年6月27-28日 開催地: ドイツ・ドレスデン
www: <http://www.mab40-conference.org/index.php?id=home0>



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/sb34/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

第3回アフリカ・カーボンフォーラム:

アフリカ・カーボンフォーラムは、アフリカにおける炭素投資のための知識共有の場を提供する展示会で、第3回フォーラムでは 指定国家機関 (DNA) や各国のフォーカルポイント、国連機関や政府、民間部門の代表者を一堂に会し、投資家やバイヤー等の関係者に向けて有力なCDMプロジェクトを紹介する取引促進の仲介を果たすセッションも設けられる。開催日: 2011年7月4-6日 開催地: モロッコ・マラケシュ 連絡先: Miriam Hinostroza email: acf@risoe.dtu.dk www: <http://africacarbonforum.com/2011/english/index.htm>

CGRFA気候変動に関する特別イベント:

食料農業遺伝資源委員会 (CGRFA) 第13回定期会合(開催日: 2011年7月18-23日)に先行して行われる特別イベント。開催日: 2011年7月16日 開催地: イタリア・ローマ 連絡先: Ms. Eva Hain、CGRFA 事務局 FAX: +39-6-57055246 email: Eva.Hain@fao.org www: http://www.fao.org/fileadmin/templates/nr/documents/CGRFA/EN_DaftAgenda_CC_Final.pdf

UNFCCC AWG-KP 16 および AWG-LCA 14再開会合:

第14回AWG-LCA および第16回AWG-KP再開会合は9月下旬~10月初旬に開催予定。開催日: 未定 開催地: 未定 連絡先: UNFCCC事務局 TEL: +49-228-815-1000 FAX: +49-228-815-1999 email: secretariat@unfccc.int www: <http://www.unfccc.int>

ジョン・チンダル カンファレンス2011:

アイルランド王立協会とアイルランド環境保護庁が様々な大気ガスによる赤外線放射の吸収を解明したジョン・チンダルの画期的な研究成果発表150周年を記念して開催。温暖化係数や放射活性物質を比較評価する各種基準などのトピックを取り上げる。開催日: 2011年9月28-30日。開催地: アイルランド・ダブリン 連絡先: イベント担当Clara Clark TEL: +353-1-2898533 email: clara@claraclark.ie www: www.tyndallconference2011.org

気候変動: われわれの未来の福祉をいかに守るべきか: 健康と安全保障の視点:

気候変動をめぐる諸問題の理解とソリューション特定と健康および安全保障への意味合いを探るべく開催されるハイレベルブリーフィング。気候変動が健康面に及ぼす影響や安全保障面の意味合い等について軍幹部や医療関係の専門家が概要を伝える。企業関係者の参加が望まれる。チャタムハウス、気候衛生協会、欧州気候基金、生物学学会、ロンドン大学衛生熱帯医学校、健康環境連合など国際的な団体との共催。開催日: 10月17日 開催地: 英国・ロンドン 連絡先: Geetha Balasubramaniam TEL: +44-20-7383-6396 email: climatechange@bmj.com www: <http://climatechange.bmj.com>



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/sb34/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

WRCP - Climate Research in Service to Society:

世界気候研究計画(WCRP)とWMOの後援で“Climate Research in Service to Society”(社会に利用される気候研究)を標題とするオープンサイエンス・カンファレンス(OSC)。あらゆる宇宙空間とすべての時間尺について地球の気候システムの可変性と変化の理解及び予測を推進するための主要な科学的課題と機会を特定する。開催日:2011年10月24-28日。開催地:米国コロラド州デンバー 連絡先:WCRP合同企画スタッフ TEL:+41-22-730-8111 FAX:+41-22-730-8036 email:wcrp@wmo.intwww:
<http://conference2011.wcrp-climate.org/>

IPCC WGI・WGII合同会合:

本会合でSREX政策決定者向けサマリー(SPM)の承認および基礎的な文書の受諾が行われる予定。開催日:2011年11月14-17日。開催地:東アフリカ(未定) 連絡先:IPCC事務局 TEL:+41-22-730-8208 FAX:+41-22-730-8025 email:IPCC-Sec@wmo.int www:<http://www.ipcc.ch/>

IPCC第34回総会:IPCC第34回総会では、直前に開催されるIPCC WG I・II合同会合で承認を受ける予定となっているSREX報告書について検討。また、IPCCのレビューについて検討を続ける。開催日:2011年11月18-19日 開催地:未定 連絡先:IPCC事務局 TEL:+41-22-730-8208 FAX:+41-22-730-8025 email:IPCC-Sec@wmo.int www:<http://www.ipcc.ch/>

世界遺産都市機構第11回世界会議:世界遺産都市と気候変動:

世界遺産都市機構(OWHC)第11回世界会議のテーマは“世界遺産都市と気候変動”。世界遺産都市と気候変動ならびに政策や行動への転換に関する最新知識の交換や対話のプラットフォームを提供することをめざす。歴史都市で講じる適応・緩和措置に関するセッション、会議のテーマに関するケーススタディを目玉とするポスターセッションや、気鋭のジャーナリストらが遺産と気候変動との関連性について意見を披露するアクティビティも行われる。開催日:2011年11月22-25日 開催地:ポルトガル・シントラ 連絡先:ユネスコKerstin Manz、TEL:+33-(0)1-4568-1202 email:k.manz@unesco.org www:
<http://whc.unesco.org/en/events/739>

UNFCCC COP 17および COP/MOP 7:

第17回UNFCCC締約国会議(COP 17)および第7回京都議定書締約国会合(MOP 7)が南アフリカ・ダーバンで行われる。開催日:2011年11月28日-12月9日 開催地:南アフリカ・ダーバン 連絡先:UNFCCC事務局 TEL:+49-228-815-1000 FAX:+49-228-815-1999 email:secretariat@unfccc.int www:<http://unfccc.int/> および <http://www.cop17durban.com>

用語集

AAU	割当量単位
ALBA	米州ボリバル同盟
AOSIS	小島嶼国連合
AWG-KP	京都議定書の下での附属書 I 締約国のさらなる約束に関する特別作業部会
AWG-LCA	条約の下での長期的協力行動に関する特別作業部会
CBD	生物多様性条約
CDM	クリーン開発メカニズム
CGE	専門家諮問グループ
COP	締約国会議
COP/MOP	京都議定書締約国会合
CTCN	気候技術センター・ネットワーク
GEF	地球環境ファシリティ
GHG	温室効果ガス
GWP	地球温暖化係数
EIG	環境十全性グループ
ENGO	環境 NGO
IAR	国際評価および点検
ICA	国際協議および分析
ICAO	国際民間航空機関
IMO	国際海事機関
IPCC	気候変動に関する政府間パネル
LDCs	後発開発途上国
LEG	後発開発途上国 (LDCs) に関する専門家グループ
LULUCF	土地利用・土地利用変化・林業
MRV	測定・報告・検証
NWP	気候変動の影響・脆弱性・適応に関するナイロビ作業計画
NAMA	各国ごとに適切な緩和行動
NAPA	国家適応行動計画
REDD	途上国における森林減少および森林劣化による排出量の削減
REDD+	途上国における森林減少および森林劣化による排出量削減および保全の役割、 途上国における持続可能な森林管理、森林での炭素貯留量の強化
SB	補助機関
SBI	実施に関する補助機関



Earth Negotiations Bulletin
 Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/sb34/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
 Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

SBSTA	科学的・技術的助言に関する補助機関
TEC	技術執行委員会
TNAs	技術ニーズ評価
UNCCD	国連砂漠化対処条約
UNFCCC	国連気候変動枠組条約

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Aaron Leopold and Anna Schulze. The Editors are Robynne Boyd and Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2011 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI) and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Specific funding for the coverage of this workshop has been provided by the UNFCCC Secretariat. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., #11D, New York, NY 10022, USA. 代表団の友